

官報

号外

昭和二十七年七月二日

第十三回 参議院會議錄第六十号

昭和二十七年七月二日(水曜日)午前十一時九分開議

議事日程 第六十一号

昭和二十七年七月二日

午前十時開議

第一 破壊活動防止法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二 公安調査庁設置法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三 公安審査委員会設置法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第四 法廷等の秩序維持に関する法律案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第五 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特例措置に関する法律案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第六 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第八 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第九 製塩施設法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第一〇 航空法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第一一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第一二 農地法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第一三 農地法施行法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第一四 輸出取引法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第一五 航空機製造法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二〇 インドとの平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二二 農地法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二三 農地法施行法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二四 輸出取引法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二五 航空機製造法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二六 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二七 電源開発促進法案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二八 中華民国との平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

出 衆議院送付(前会の続)

第二九 北太平洋の公海漁業に関する国際条約及び北太平洋の公海漁業に関する国際条約附屬議

定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三〇 インドとの平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三二 農地法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三三 農地法施行法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三四 輸出取引法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三五 航空機製造法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三六 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三七 電源開発促進法案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二〇 インドとの平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二二 農地法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二三 農地法施行法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二四 輸出取引法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二五 航空機製造法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二六 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二七 電源開発促進法案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第二八 中華民国との平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

出 衆議院送付(前会の続)

第二九 北太平洋の公海漁業に関する国際条約及び北太平洋の公海漁業に関する国際条約附屬議

定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三〇 インドとの平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三二 農地法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三三 農地法施行法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三四 輸出取引法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三五 航空機製造法案(内閣提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三六 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

第三七 電源開発促進法案(衆議院提出)

出 衆議院送付(前会の続)

的な規模における反対に鑑みまして、

(誰が肩動してゐるんだ)と呼ぶ者あり

り。是々非々の伝統を踏られますところの

緑風会とされれば、政府原案の撤回を

求められるか、或いは広汎且つ徹底的に

修正案を用意されまして、世論にお応えに

なるであらうことをひそかに期待したもので

ございまして。然るに、昨日提案された

修正案は、その本質において自由党の原案と

何ら異なるどころなく、我々の期待と去るこ

と極めて遠く、(その通り)と呼ぶものあり

かくて国民大衆が良識の府といたしまして参議院に

際いだ微かな唯一つの希望すら今や失われんと

いたしまして、議會政治全体に対する不信と危

機を招くに至りましたことは、緑風会のためにも

誠に惜しむべきことと云わなくてはなりません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

私は先ず第一に、過般衆の破壊法審査の難航に鑑

みまして、二院制度の議會政治において、参議院に

おける第二の大会派といたしまして、緑風会とされ

ましては如何なる議會運営をして第二院としての

使命を果されようとするか。このことは破壊法と

極めて深い関連があると思ひますので、その基本的

な態度をお伺ひいたしたいと思ひます。

(「それはおかしいな」と呼ぶ者あり)

御存じのごとく、衆議院におきましては、自

由党は二百八十数名の圧倒的な多数を占めまして、

野党は手も足も出ないという状態でありまして、

(「その通り」と呼ぶ者あり)法案の審査の粗瀾や

専横は言語に絶するものがありまして、その議

案審査の状態は全く赤子の手をねじるような状態

であります。

この二八月八日、二百四十四百五十六を以て

ドイツ連邦議會におきましては、ドイツ再軍備案を

可決いたしました。併しこれは、我が国における安

保條約、行政協定のとき無條件のものではありません。

實に、占領軍の持つ一切の特権を即時ドイツに返還

するとか或いはザールを返還する等の、五つの到底

連合軍が受諾できない条件を受入れることによつて

のみ再軍備をするという、基本的態度

であります。

このような状態におきましては、美に二院制度は、

かかる一院制の行き過ぎを痛めるところに

大きな役割があるわけであり

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前会続)

一三〇四

をとつております。次にドイツ参議院におきましては、この五月十日、我が国の防衛分担金、安全保障諸費に匹敵します西歐防衛に對します分担金二十八億ドルを断固否決したわけであり、更に西ドイツ議會は、五月六日その下院におきまして、西独と共產主義諸國との通商に對し、西歐側によつて課せられたる制限措置を撤廃するよう要求する決議案を満場一致採択いたしました。直ちに東西貿易事務所を作り、代表をすでに北京に送ることを決定いたしました。アメリカに氣兼ねばかりいたしまして、それすらできないところの腰の抜けた日本の参議院などとは到底比較にならないものであります。更に又、西ドイツ参議院は、この六月十九日歐洲軍條約の審議を開始いたしました。先ず連邦政府に對し、歐洲軍條約の合憲性に關しまして、最高裁判所の裁定を求めようという勧告いたしております。(何をやつてゐるんだ)よく聞けよと呼ぶ者あり(即ちドイツ参議院は、歐洲軍條約即ちドイツ再軍備條約案が最高裁判所におきまして憲法違反でないということがわかつてからこの條約を審議するということを、アデナウアーに申出で、一本釘をさしているわけでありました。

我が日本社会党が再軍備に反對いたしますのは、我が國の安全保障のためにも断じて今再軍備すべきではありませんし、更に吉田内閣が野黨の反對を提げまして外交交渉を有利にさせるために、野黨の歴史的な任務を困難なる立場から果そうというためでもあるわけでありました。我が日本社会党が中共貿易の即時再開を叫びますのも、日本経済自立に對しまして不可欠であるか

ら、そういう意味からばかりでなく、パトル法に名をかり、或いは「まぐろ」その他の高関税をかけようとする米國の氣ままた措置に對する牽制策でもあるわけでありました。我が國と同じ立場にありましてこの自由世界に属する西ドイツ連邦議會と比較をしますならば、我が國の参議院のとられた態度とは誠に雲泥の差があると言わなくてはならないわけでありました。

かく観じ来たりますと、独立過程にありましてこの我が國會、特に参議院において、綠風會がどんな困難條約を結ばれても賛成するというので、吉田内閣が強力な外交交渉をされなかつたというところによつて、どれだけ不利な講和、安保、行政協定が結ばれたてでありましたか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)破防法についても又然りでありました。綠風會の皆様の善意にもかかわらず、自由党的な、余りにも自由党的な御態度は、客觀的にはかくのごとき不幸な事態を招来しておるわけでありました。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手

そこで私は、この十日間の破防法審議の難航を通じて明白になつたことは、参議院から、大臣、政務次官を送ることの是非を是非検討しなくてはならない重大な段階に達したと思ふわけでありました。(「そうだ」と呼ぶ者あり)特に綠風會のごとき、政敵ではなく一會派の立場をとられる場合において、特に然りであらうと思ふわけでありました。綠風會といたしましては、村上運輸大臣以下を吉田内閣に送つておられる。内閣責任制の立場からいたしまして、自由党の線から本質的な(質問の内容がわからん)語を全部聞

け)と呼ぶ者あり(修正はできない。併し強い世論の反對も顧慮しなくてはならない。実に今回提案されましたこの綠風會修正案なるものは、大臣を送つておられる立場から、自由党に十分お顔を立てなくてはならない。併しなから世論の反對に鑑み、字句の修正でこれに應えなくてはならない。このようないことがです、併しながら全野黨の到底承認するところではないわけでありました。(その通り)と呼ぶ者あり(即ちこの十日間の國會審議の難航は、實に綠風會が大臣を送つておることの苦悶の象徴と言わなくてはならないわけでありました。(その通り)と呼ぶ者あり)そこで私は、このような事態に鑑みて、良心的な綠風會の皆様とされては、どのようにこの点を御反省されておるか、御所見を承わりたいと思ふわけでありました。綠風會とされましては、僅かにドッグレースやモーターボートレースのごときものに反對し、國の運命に關する基本的な反動立法に對しては自由党と行動を共にせられるのであるか。(その通り)と恥かしいだろうか)と呼ぶ者あり(我々といつたしまして、今後労働關係法規の難航その他等に鑑みまして、参議院第二の大会派としての綠風會の皆様の基本的な態度をお伺いすることは、今後の議事をスムーズに進める上に対しまして、最も必要な要件であらうと思ふわけでありました。(どうだ、何かあつたら言つてみる、綠風會)と呼ぶ者あり)

第二に、破防法に關します三案とも否決されたということは、議會史にも稀な悪法であるからであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)従つて参議院のキヤスティン・グ・ヴォートを握られます

綠風會の皆様方といたしましては、より慎重を期せられる意味におきまして、この際いささく綠風會修正案を撤回され、自由党原案に反對し、その立法は後日に譲るという御態度はこれないものでありませうか。(「そうだ」「綠風會を解散してもいいよ」「ヒステリー女の泣きごと」と呼ぶ者あり)日本國憲法第四十一條は「國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である」ことを規定いたしました。併しこのことは、國會が世論を全然無視いたしました、何を決定してもよいということの意味するものではございませぬ。ギリシヤ語「語源」を持ちますデモクラシーのデモスは大衆であります。クラシーは政治であります。即ち大衆と共に政治をすることがデモクラシーであり、議會政治であるわけでありました。この破壊活動防止法案はど

全國民から惡評をこうむつた法案は未だ曾つてありません。(その通りだ)と呼ぶ者あり(日本産業の基幹を担う總評に結集せる三百五十万の組織労働者は、數回に亘る巨大なる抗議ストを以て応え、更に穩健な學者、知識人、學生等、強力な反對をなし、全國津々浦々、破防法について語られざる所はなく、且つ至る所不評をこうむつています。而もその反對運動は日を迫うて激しくなつています。民の聲は神の聲とも言われております。この反對をも押し切つて、委員會では三案とも否決されてゐるにもかかわらず、なお且つ法案を成立させようとするのでございませうか。私は、かかる態度は、善良なる國民大衆に對する挑戦であり、議會政治の否定であり、(その通り)と呼ぶ者あり)自殺行為であると断ずるも

のであります。(拍手)而もかかる問題の決定権は、自由党ではなく、綠風會の皆様にあるわけでありました。(「そうだ」「責任重大」「その通り」「質問が討論かどつちだ」と呼ぶ者あり)かかる法案は、近く行われますところの總選挙におきまして國民に問うて、國民の意思に從つて措置すべきであつて、その後立法するとしてもなおお遅きに過ぎることではないでありませう。我が黨は全國民の名におきまして、綠風會の皆様としてはこの点を御考慮される意思はないか、お伺ひいたしました、改めて質問いたしたいと思ふものであります。(拍手)

○議長(佐藤閔武君) 中山福藏君。(中山福藏君登壇) 中山福藏君 只今中田さんの御質問でありまして、綠風會の基本的態度は飽くまでも不偏不党であります。(大笑)だ)と呼ぶ者あり(従つて破防法に關係のない綠風會の基本的態度についての質問に答える必要はない。

第二の点は、只今質問者の言われました通りに、成るほど委員會では三案とも否決になりました。併しながら皆さん全部の方々に對して御相談を申し上げて、如何に処理すれば國家のために(「ならん」と呼ぶ者あり)最も(高く売りつけるかと呼ぶ者あり)公共の安全を確保するために妥當なる行為であるかということをお諮りしておるのであります。(拍手)「如何に國民を裏切るか」と呼ぶ者あり(従つて、大衆の聲に應ずるのだ、こつちのことをおつしやいますけれども、(いつ聞いた、八千万の國民にいつ聞いた)と呼ぶ者あり)先般新聞の世論調査によりまして、國民の七割は破防法を知らないとい

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前会)の続

言つておる。(拍手)あとの三割のうち一割六分は破防法に賛成をしておるのであります。諸君は一部の人の声を全国民の声であると言われるならば、只今中田君がギリギリの用いられたが、ポリテイションというものはどういう意味か、世渡り上手と解釈しておるのであります。(世渡り上手は縁風会だ)と呼ぶ者あり)一部の声を聞いて、これが全国民の声などと言うのは、選挙民の投票を得るための世渡り上手の言葉であると断ぜざるを得ない。従つて我が縁風会は、断じてこれを撤回する必要がある。(答弁にならんぞ)と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 中田吉雄君。

(中田吉雄君登壇)

○中田吉雄君 中山議員は、私の質問に對しまして要点をそらされましたが、更に申し上げます。

世論に鑑みまして、更に慎重なる配慮を以ちまして、国政の誤まりなきを期するために、後日にこの立法を議する御意思はないかということをお尋ねしたわけでありました。私がなぜこのような質問をいたすかと申しますと、丁度私が昭和六年京都大学にいます際に、現在の改進黨の前身である浜口内閣は当時緊縮政策を一大スローガンとして掲げられまして、官吏の減俸を実施する案を立てたのであります。が、世論の「うう」たる非難がありまして、非常な窮地に立たれたわけでありました。ところがその際、浜口雄幸氏の政治指導役であるところの仙石さんは、無理をしてはいけなから撤回するよいうにという忠告をされまして、浜口大臣は深くこの忠告に應じられたわけでありました。(それが何だ)と呼ぶ者あり

り)而もこのことは、浜口内閣の政治上の無定見として非難されるよりか、むしろ世論に忠実であるといふので非常な評価を高めたわけでありました。私は現在の吉田内閣に一人の仙石さんのないことを誠に遺憾とするものであります。(拍手)恐らく私の深く尊敬します古島一雄さんがおられまして、このようなことはなかつただろうと思つておるわけでありました。先般鳩山一郎氏は、吉田内閣の命脈は旦夕に迫つた、こういうふうにお申しまして、重大な宣戰布告をされてはいますが、数の方に漏れまして、進むことばかり知つて退くことを知られない、そういうことに対する末期現象に着目されたといふのであります。ならば、非常なる卓見であると言わなくてはなりません。私はこの際、是非縁風会のかたに、国会における参議院の第二党的な立場から、仙石氏の役割を果して、自由党をして誤まらしめないように是非いたしするものであります。(拍手)

第三に、縁風会の修正案第三條第一項第一号に、第八十一條、(外患誘致)第八十二條、(外患援助)第八十七條、(外患誘致及び外患援助の未遂)第八十八條、(外患誘致及び外患援助の予備陰謀)を追加されたことは、衆議院送付案よりも更に重大な改正であると思つておるわけでありました。(そうだと改題だ)と呼ぶ者あり)私は、破防法に對する縁風会の修正案を見まして、先ず何よりも直感的に感じましたことは、これはたゞつきり特務局の指導になること、修正案に違ひないといふことを見ただけであります。(そうだと真相をはつきりしろ)と呼ぶ者あり

り、拍手)果せるかな、その後の過程を通じて、この法案が紛れもなく、穩健中正を誇られる縁風会と、善良なる国民が蛇蝎のように忌み嫌ひます特務局の合作であり、(そうだと)と呼ぶ者あり)少くとも特務局の重大な影響があつたといふことは、一点疑いなくあります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)而も重大なことは、事前にこの案が自由党と打合されて、完全な了解の下に出されたといふことでもあります。(その通り)と呼ぶ者あり)私は、吉河特務局長以下特務局の諸君が縁風会の控室に足繁く立ち入つてゐるのを目撃いたしました。(拍手、「一言もないでしよう」)と呼ぶ者あり)これはどうせ、ろくなことはない、非常に縁風会のために憂慮したわけでありました。そこで、この法案が、本会を通過しまして、特務局の官僚諸君との固き提携の下に、而も自由党との完全な了解の下にできたものであつて、自由党の第二案であるといふことが明確になつた場合におきましては、(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)穩健なる學者、勤勞大衆の怒りは遂に爆発するであります。

これを要しますに、この修正案は、第二條に、「この法律は、國民の基本的人權に重大な關係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを擴張して解釈するやうなことがあつてはならない。或いは「特定の行為を行はせむる目的をもつて」といふ、こういううやうな扇動の規定をなすがごとき、何ら実体的な規定に影響を及ぼさない形式的な字句で以て讓歩せざることを裝ひ、その

のオブラトで以て包んで、刑法八十一條、八十二條、八十七條、八十八條等の外患の項を持ち込み、その改悪をカムフラージュされておるのであつて、我々としては、衆議院送付の原案よりも一段と改悪され(拍手)、特務局的な色彩が濃くなり、實際には法の適用範圍は著しく拡大され、そして擴張解釈と濫用の虞れが無限に大になつたと言わなければならぬわけでありました。(その通り)と呼ぶ者あり)自由党の原案では世論が許さないから、是非々々を主張される縁風会に代案を作らせ、世論の反對をそらしつゝ、實質的には自由党の案を通過させるといふ、特務局の戦略を見ますと、吉河特務局長以下の手腕はなかく、相当のものであると言わざるを得ないわけでありました。(ヒステリー)と呼ぶ者あり)

そこで私は、(うまいぞ、五十七名をよろまかしただから)と呼ぶ者あり)中山委員にお伺いしたい。縁風会修正案がまとまりますまでの会派内の事情、縁風会で破防法通過の強硬なる御主張をされた方々、及び特務局、自由党との關係を、この議場を通じて全國民に嚴密に表明されんことをお願いいたします。(拍手)七割は知らなかつたんだよ「大きいじやないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

第四に……議長、靜肅に願ひます。

○議長(佐藤寅次郎) 靜肅に願ひます。

○中田吉雄君(続) 第四に、第三條第一項第一号に「木村君の退場を命ず」と呼ぶ者あり)外患の項を特に追加になつた理由を、詳細かつ具体的に御説明をお願いしたいと思います。(必要なし)

と呼ぶ者あり)我が国の過去におきまして、刑法八十一條、八十二條、八十七條、八十八條に關しまする事犯は一体何件あつたか、そして、その主なるものにつきて説明をお願いし、且つかかる規定を(委員会だ、そんなことは……)と呼ぶ者あり)暴力主義的な破壊活動の中に入れてざるを得ないといふところの(それじや委員会であれ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)議場騒然)

○議長(佐藤寅次郎) 靜肅に願ひます。(委員会賛成だ)只今の動議に賛成します)と呼ぶ者あり)

○中田吉雄君(続) 外患の項を特に暴力主義的破壊活動の中に入れてざるを得ないといふところの現段階における國際並びに國內事情の分析と將來をどう予測されておりましたか。この點に關する御所見をお伺いしたいのであります。特に平和憲法擁護のために再軍備反對運動は、縁風会修正案中新たに追加されたところの刑法第八十一條、八十二條、八十七條、又は八十八條に對して抵抗することはないかどうか。この點をお伺いしたいのであります。

我が日本社会党は、我が国の現在の段階における再軍備は備兵再軍備である、即ちアメリカ軍の弾除けに過ぎないものであり、又軍事基地の提供は全面講和實現を阻害するばかりではなく、新たな國際危機を招来するものであるとの立場をとりました。自主中立の外交理論に立脚してその運動を展開しているものであります。従つて我が党は、全面講和の最大の障害となる講和條約の第五條、第六條の削除、安保、行政協定の廢棄を主張いたします

して、米英と共に、イデオロギーの相違にもかかわらず中ソ兩國とは講和すべきであるとの立場をとつてゐるわけでありませう。然るに、ダレスは、全面講和は無講和に等しく、軍事的な真意は、直接侵略、間接侵略を招くものであるとして、再軍備反対に力をつけてゐるわけでありませう。特に緑風会の今回提案されたことから考へますと、平和憲法擁護の運動は外患の罪に規定する行為をなすこととされてゐるが、これが、暴力主義破壊活動の一環として拡張解釈をされる虞れは絶対にありませう。特に外患に關しますところの刑法学者の解釈が必ずしも一致いたしてゐないので、拡張解釈の公算が極めて大であると言わなくてはなりません。例へば「中野改正刑法研究」によりますと、外患誘致罪は「外国に誘謀して日本國に對し武力行使するに至らしめるによつて成立する。外國とは外國政府である。」と規定してゐます。従つて自主中立の立場に立つ我が日本社會が平和憲法擁護の運動をすることは、この規定から外れるようであります。併しながら、江家氏は、その刑法の各論におきまして、外患に關する罪は「我が國に對する外國の武力行使を誘致し、又はこれに協力する行為を實施とする」と規定してゐるわけでありませう。この解釈から言いますと、特にダレスの真空理論との関連におきまして考へる場合に、再軍備反対は我が國に對する武力行使を誘致するものとの拡張解釈が成り立つ虞れがあり、又再軍備反対は間接的にこれに協力する行為の實施をなすとして濫用の虞れがなしとしないわけでありませう。元來が破壊活

動防止法案という名前すら問題であります。名称の上から、破壊活動は防止すべきであるといふことは、最も俗受けするところの呼称であります。そうでないものを取締るのがなぜ悪いか、外國と通謀し、外患を起すものを取締るのがなぜ悪いか、こういうような仕方では、実は我が國の再軍備反対、警察予備隊反対運動等、平和擁護の基本的な立場に彈圧を加へるところの公算が極めて大なわけでありませう。この点で我々は政府原案よりも一段と改悪されたものであることを深く憂慮を持つてゐるのであるが、緑風会各位の責任ある答弁を要求するものであります。(拍手、「しつかりやれ」「木村君、何とか言わんか」と呼ぶ者あり)

第五に、(委員会かと呼ぶ者あり)破壊活動防止法案の扇動をどうしても削除できなかった理由をお伺いしたい。我が黨としては、國內治安は現行刑法の枠内で十分処理でき、且つ真の意味の治安対策は犯罪を発生せしめることとの社會的基礎に改善を加へることによつて全うし得るとの立場をとる。破壊活動のごときは有害無益の立法であるという立場をとるものであります。併し、百歩を譲りまして、我が國現下の実情からして最小限の治安立法を必要とする立場のものであるとしたしましても、扇動という漠然たる規定は削除すべきである、こういうふうには考へるわけでありませう。特に昨日は、一松先生が多年の蘊蓄を傾け、興衰をして寂として声なからしめるような、扇動に對する終止符を打たれたわけでありませう。(あの三分の一の議論をしてみる)と呼ぶ者あり)社會情勢の如何によつては拡張解釈されることは、過

去の治安立法で経験済みであります。これは緑風会の皆さんが慎重な用意をして扇動を定義付け、「特定の行為を實行させる目的を以て」と規定されましても、このようなことは現内閣の下においては殆んど無価値であります。扇動は教唆の一種であり、教唆によつて十分賄ひ得るものであることは明らかであります。又この案が國會の法制局に持ち込まれた際、随分大胆な修正をされるものであるといふことは、慎重な立法家が憂慮を以て我々に漏らしでゐるところであります。従つてこの破壊法から扇動の一切の字句を除くべきではないでしょうか。それが全國民の幾百万の破壊法反對の世論に應へるところの親切なる態度ではないでしょうか。又扇動を削除しまして一旦實施してみれば、一年に國會は二回もあるのであるから、その場合に考慮いたすといひまして、まあ遅くはないじやないでしょうか。(「遅い」と呼ぶ者あり)そのくらい慎重さがあつて然るべきであります。それをしなされないので、扇動の概念規定にとどまり、何ら實質的な規定の修正がなされない点は、全く自由黨案と同工異曲であり、自由黨の代案であり、且つ自由黨が(同じことを言ふなと呼ぶ者あり)緑風会案に賛成するゆゑのものには全くここにあるわけでありませう。

第六に、修正案においては、団体活動の制限、解散の指定等、団体活動の定義の明確化をされませう、衆議院送付の修正案に對する改正案の跡を見ないのは、一体如何なる理由でありませうか。近代の法概念におきましては、犯罪の責任は一切個人であり、英米においても個人責任の原則が貫かれてゐるわけでありませう。我が國の法体系も然りでありませう。然るに緑風会修正案においてはこの点が聊かも修正の跡が見られない。占領下の占領政策の便宜上の異常なる措置としてとり込まれたところの団体等規正令がそのまま繼承されてゐるのであります。これは、マッカーサー元帥やリッジウエイ將軍の権限を一手に政府の手に持たしめようとするところの、民主主義的複數政制から一黨獨裁の專制政治への道に通ずる虞れがあると言わなくてはなりません。(拍手)この條項が削除或いは修正がなされてゐないところにも、緑風会修正案が政府原案と本質的に異なるない又理由があるわけでありませう。

第七に、公安調査庁の審判制度を廃止したことは如何なる理由であるか。破壊活動防止法案の対象となるところの事犯は団体の死命を制しますところの極めて重大な任務を持つものであります。救済規定があると言つても殆んど言うに足りません。然るにこれを行政処分任せるといふのでは、濫用は必然であり、立法、司法、行政の三權分立の基本的原則を混亂せしめるものと言わなくてはなりません。この点について御所見をお伺いしたいと思ひます。

更に第八に、なぜ行政事件訴訟特例法第十條第二項の但書、内閣總理大臣の執行停止の異議申立を適用しないこととされなかつたか。この点については、過般我が黨は同志青森県會議員の米内山君がこの特例法の但書のために身を以て苦い體驗をしてゐるわけでありませう。眞に弱い立場の者を擁護いたします点からも、この点は十分考慮されて然るべきであらうと思ひます。

(議長退席、副議長着席)

更に第九に、公安調査官の職權濫用に對しましては、たつた三年以下の懲役又は禁錮の刑に處するといひまして、刑法百九十三條の一般公務員の職權濫用罪と同法の百九十四條の特別公務員の職權濫用の中間をとつたこととありますが、公安調査官のごとき広汎な権限を持ち政治活動の一切を規制する者の職權の濫用が、政府の申されまじやうに、或いは中山さんの申されまじやうに、絶対にないといひますならば、一般大衆を安心させる意味から、なお更、重刑を以てこれに對すべきではないでしょうか。こういう点につきましてお伺ひいたしませう。改めて御質問いたしたいと思ひます。(拍手、「委員會で済んだ、そんなことはもうみんな」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 中山福藏君。

○中山福藏君 中田さんのおつしやることは私も非常に参考になるのですけれども、(参考になるとは何だ)と呼ぶ者あり)先ほど言われました浜口さんに對する仙石さんの立場です、こういうふうには緑風会がやつてはどうかといふこととござりますが、私もこの修正案をこしらへます前には、この修正案の一部に伊藤さんの意見すらも加へてある。だから、すべて他山の石としてですね、皆さん方の意見を十分織り込んであるつもりであります。(引込めなければ駄目じやないか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)なお、引込める引込めないは見解

の相違で、(発言する者多し)私どもは国家のために最も妥當なる修正案であると確信いたしております。(発言する者、拍手)

第二は、外患罪をなせ本修正案に加えたかということですが、自分が生み出す子供の足が一本足りないときはその一本の義足をはめてやるのが親心であります。(その通り)と呼ぶ者あり。だから、こういうような不十分な法律案に対しては、これを通すとすれば、十分完成して、国民が感得なようにしておくということが最も必要であると思っております。(特審局)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。又特審局のような……特審局員などというやうな年の若い小僧さん方に断じて緑風会が相談することはありません。(笑聲、拍手)自主的に私どもが修正を加えたものであります。(発言する者多し)従つて皆様方今日……(発言する者多し)この手近例を説明いたしましてはおわかりになるでしょうが、あなた方、東南アジアを御覧になるとすぐわかる。私がこういうことを言う理由がわかると思ふ。(お前見ていたのか)「お前わかるのか」生意氣言ふな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。例へば昨年エジプトの警察と軍隊がいろいろな暴動を起した。これはどういふわけかと言いますと、アゼルバイジャンで特別の訓練を受けた特別工作隊員が、或る方面の指令を受けてエジプトに来て、軍隊と警察に入り込んで暴動を起しておるのであります。又イランの騒動がなぜ起きたか——去年の三月にコーカサスから特別工作隊がイランに入つて、イランのチ

ニデー党と連絡をとつて暴動を起してゐる。(発言する者多し)皆様方こういう事例を十分に御存じでありまして、これを御存じでございまして、これをなすというのには、いささか私は慍々たるものがあるであらうと考えておる。(何を言つておるのか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、拍手。第三に、拡張解釈の問題であります。これは本法律案の解釈に當つては拡張してはいけなかつたものと見られておられると私は考えておる。(ノー)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。又暴動を削除しなかつたのはどうかというお尋ねでございますが、これは今日皆様方が、吹田の事件、新宿の事件を御覧になれば、こういう御質問は出ないのじやないかと考えております。(発言する者多し、拍手)この法律から暴動を除けば骨抜きになる。この法律案は暴動が歩行してゐるやうなことになるてしまふ。だから当然緑風会としてはこれを残しておく必要があると認めたのであります。(拍手)団体活動の態度に對しましては、これは政府の答弁の範圍でありますから申し上げません。又公安調査庁の問題についても、これは政府の原案通りであります。なお第九に、行政事件訴訟特例法について何らの修正がないのはどういふわけかということですが、これは原案で差支ない、かように認めましたわけでありまして、(最高裁でも反對してゐるぞ)その理由を挙げなくちや答へにならん」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

公安調査庁のいわゆる刑法の第九十三條について、私どもが一般の公務員の刑罰規定より一年高くしたのはいささかといふわけかと言われますが、これも一先ずこれくらいでよからうというこゝに緑風会が考えるわけでありまして、以上御答弁申し上げます。(拍手、何と言つてゐるのか)そんな答弁では駄目だ、はつきり答へろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○副議長(三木治朗君) 中田吉雄君。(中田吉雄君登壇) 中田吉雄君。私の個人的には、特に地方行政委員会に所属いたしまして、私のかねて尊敬します西郷委員長、岡本愛祐氏等がおられまして、極めて心苦しいわけでありまして、私は日本の運命を賭けたこの法案に對しまして忌憚のない質問をいたすことを御了承願ひたいと思つておりました。(やれやれ「了解」と呼ぶ者あり)

特に只今、外患の規定を挿入され、それがドレスの真空理論との關係において極めて多くの拡張解釈と濫用の危険があるではないかという質問に對し、自由、全緑風会を代表しての統一的な解釈がなされない点は誠に遺憾であると言わなくてはなりません。(拍手)更に私は、この規定を詳細見まして、我々といひました問題は問題になりまして、公安調査庁の審理制度、更に総理の執行停止の問題、刑事裁判で無罪になつた者の救済措置、国家賠償、職權濫用等の規定が、ただ單に拡張解釈してはならない、濫用をしてはならないというやうな一片の訓示の規定では、これは絶対防げないわけでありまして、(その通り)と呼ぶ者あり。これは機構そのものによつて拡張

張解釈がなされないやうにしくなくてはならぬわけでありまして、(その通り)「それが緑風会の修正だ」と呼ぶ者あり。特に私は、吉田内閣におきましては、憲法第九條におきまして戦争を放棄し、その目的を達するために陸海空軍その他の戦力はこれを保持してはならないと固く規定してあるにもかかわらず、警察予備隊と稱しまして、バズーカ砲や戦車やカービン銃、大砲等を裝備し、これは明白に再軍備であつて、憲法違反であるにもかかわらず、これは予備隊の漸増であると稱し、國民を欺き、更にアメリカより多くの軍艦の貸與を受け、これは明らかに往年の帝國海軍の連合艦隊の母体をなす、卵をなすものであるにもかかわらず、これをしも連合艦隊と稱しまして、不当な予備隊、保安隊の拡張解釈を現にやつております。かかる憲法に違反し、警察予備隊の拡張解釈をなして、國民を欺瞞しておるところの現行犯であるところの吉田内閣に對して、如何に第二條にこのやうな規定を設け、その法律の解釈適用が期待できましようか。全く木によつて魚を求むるものと言わなくてはなりません。(拍手)特に、この法は元來拡張解釈と濫用こそが目指すところでありまして、法の本質であります。これがなくては、かかる法といふものは自由党にとつては全く無用の長物と言わなくてはなりません。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手。破防法の名の下に、実は民主主義者、リベラリスト、進歩主義者、民族主義者及び平和主義者を弾圧し、我が国現下の半ば暴力的な状態の半永久化を図り、戦争への法案であることは、紛れもない事実であります。(その通り)と呼ぶ

者あり。而も、破防法は治安維持法の戦後版である。治安維持法が大正十四年公布され、昭和三年緊急勅令で以て死刑と無期懲役を追加し、やがて制定されたところの總動員法と相俟つて我が国を戦争への破局に導いたことは明らかであります。破防法の運命も又かかるところにあると言わなくてはなりません。(拍手)かかる先例に鑑みて、我々は特にこの点を言ひたい。拡張解釈、濫用の虞れがないと言ひます。が、去る国会法において、十三條において、自由党の各位は約束されたにもかかわらず、弊履のごとくこれを踏みこまれた。更に、参議院規則二百三十八條には、懲罰動議は一切の動議に優先すると規定してあります。その動議に優先してその表決の正当性を決して審議に入らうというものは、実に参議院規則二百三十八條の立法精神であるわけでありまして、そのやうなものを弊履のごとく踏み破つておいて、どうして拡張解釈がなされないといふことが断ぜられるでありましようか。(そうだそうだ)と呼ぶ者あり。特に私は(くだらんことを言つてもわからん、もう少し勉強しろ)と呼ぶ者あり。自己の体験から言つて、(佐藤尚武自身がやつてゐるじやないか)と呼ぶ者あり。特に私は自分の体験を通じて、如何に法の拡張解釈と濫用がなされるかといふことを自身の体験において強くさういふ体験を持たれた緑風会の皆さんにお話をし、善処をお願いしたいと思ひます。(泣言「泣言とは何だ」と呼ぶ者あり)昭和十三年私が京都大学にいまし、鳥取に帰つて、当時徴兵忌避事件

がありまして、その事件に對しまして私が、徴兵忌避者を取締ることゝ法の命ずるところであるが、そのような問題はなほ彼らがそうせざるを得なかつたかといふ背景に遡つて同時に解決さるべきであるといふ一文を地方新聞に発表いたしましたところ、六万の紙を没收し、そして私を特高、憲兵隊が拉致し、「自己宣伝はよせ」と呼ぶ者あり。そして私が予言するやうな日本の運命となつたわけでありまして。更に、(「体験を聞け」お前はわからんから教えておるんだ」と呼ぶ者あり)現在の特務局はです、更に現在の特務局は、やがてです、できますでよろうところの公安調査庁に発展的改組をいたすであります。併しこれについても、私は昭和二十二年から二十五年まで鳥取県会議長をやつておつた際に、その際に、政治的反対者をやつつけるというために特務局の官僚が鳥取県でどのような行動をいたしたものであります。私の強い態度に對して、遂に特務局も如何とでもできがたかつたわけでありまして、一般の善良な大衆でありましたら、ああいう記事が新聞に出て、そして生命財産に重大な影響を及ぼすことは明らかであります。絶対的強権と濫用の虞れがないと言われまして、法務総裁の直屬の特務局がすでにそのような過ちを犯してゐるわけでありまして。(「現にやつてゐるよ」と呼ぶ者あり)そういう点を十分考へて頂きたいと思つてあります。最後に私は心をこめてお願いいたします。現在自由党のかたがです、特に年若い安井君や加藤君がです、(「有難う」と呼ぶ者あり)極めて反動的な行動をとつておられるのは、どんな自由党

の案でも緑風会が賛成されるというやうな見通しの上に立つておられるからであります。若し緑風会の皆さんが是非の立場をとられますならばです、(「さういふふん」あつたををかかずに立派な才能を持つておられるのでありますから、私はもつとよい議員立法ができ、国民の要望に應えることができて、思つてゐるわけでありまして。何とぞ国会内外におけるところの非常な反對に對しては、今からでも遅くありませんから、(笑声)謙虛な立場に立つて、改めて再議、再審議の勇断を示されんことをお願いいたします。私の質問を終るわけでありまして。特に外患の問題については責任ある答弁を、暫時休憩して緑風会の各位の統一的意见を願ひする次第であります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 中山福蔵君。(中山福蔵君登壇、拍手)

○中山福蔵君 もつとでに答弁したやうに私は考へてゐるのです。(「いや、してないよ」外患はどうした」と呼ぶ者あり)ただ御心配になつておるところは、私も自由党と何か乳繰り合つておると、(「さうだ」と呼ぶ者あり)さういふやうな皆さん方焼もちを焼いてゐるやうに思ふ。(「阿呆らしい、禿頭の乳繰りに誰が焼もちを焼くか」と呼ぶ者あり)私はさういふことは我が緑風会においては絕對にないです。殊に修正案の第二條について、擴張解釈云々というお話がありました。これは要するに刑罰規定をなせぬと少し強くなつたかといふ一点に歸するわけでありまして。併しながら私どもは、(「外患はどうした」と呼ぶ者あり)お互に相談しまして、まあこ

れくらいが適切だと、かように考えたのであります。若し皆さん方のおしやることが首肯に値するものでありましたならば、我が緑風会が皆さん方の賢明なる御意見を採択するにやぶさかでないかといふことだけは申し上げておきます。(「外患はどうした」と呼ぶ者あり)

○副議長(三本治朗君) 伊藤修君。(「外患の答弁がないじやないか」「答弁がない」外患の答弁をせんか」と呼ぶ者あり)

○中田吉雄君「議事進行について……、外患について責任ある答弁がありません」と述ぶ。

○副議長(三本治朗君) 中山福蔵君。中山福蔵君、必要ないと認めます。先ほどすでに答弁済み問題であります。(「さうだ」と呼ぶ者あり、拍手)

○副議長(三本治朗君) 伊藤修君。(伊藤修君登壇、拍手)

○伊藤修君 私は、これから緑風会が提案された修正案に對しまして、(「無茶苦茶だ」やかましい」と呼ぶ者あり)静かにしろ」と呼ぶ者あり)質疑をしたいと思います。すでに私から、本会議並びに委員会におきまして、結論において十二点、各論において八十一點、補足して二十五點、合せて百十八點に亘りまして各欠点を指摘して参つた次第であります。只今中山さんの御発言にもありましたごとく、又委員会におきまして討論の際、岡部さんから御発言がありましたごとく、原案の不備であることは十分與党各位においても認めるところである。むしろ御発言の御趣旨は、不備ということを通り

り越しまして、原案は法律となつていない、この断言しても憚らないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)若しこの原案を我々が容認するか否かと、こゝういふ問ひを免せられますれば、これは容認しがたい、撤回すべきものであると私は申し上げて支えないと存じます。(拍手)その趣旨の端的な現われは、委員会におきまして緑風会を含めての十對四として原案が否決せられました。この事實を以てしても明らかであると考える次第であります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)

およそ、この原案の成り立ちが、御承知の通り刑事法規と行政の実体規定と、これに伴うところの手續規定と、審理規定と、罰則と、雜則とこうしたものをも一つの法律にまとめ上げたといふ、この異例な立法体制といふものから来るところの混乱である。法律としては殆んど會つて類例のないところの形であつて、その法律体制をなしてないことは、万人の認めるところであるのであります。私から言ひしむれば、政府は速かにこれを書き直して、更に整理して提案すべきものであると私は確信して疑われないです。刑事法規と行政法規とを區別して、これを提案なされば、かゝるで紛糾するはずはなかつたかと私は考へるのであります。法務総裁が就任早々にしてお慣れにならなかつたために、これを特務局の立案の轉吞みをせられた結果、今日の苦境に立つていられることは、御同情に堪えないと思つてあります。(拍手)

「同情します」同情の必要なし「それだけじやないよ、問題は」と呼ぶ者あり)この法律案に對するところの緑風

会の修正案について、私は以下三十五點について御質問を申し上げたいと思ふのです。(「時間がないう」と呼ぶ者あり)

先ほど木村さんか、どなたかから、細かいことは委員会でも仰せになりましたが、委員会ですと仰せを私の本旨といたします。若しお許しあるならば委員会において、事細かに、この法律案について、この修正案に對しまして審議を試みたいと思つておる次第です。(「動議出せ」異議なし」委員会異議なし」と呼ぶ者あり)併し今の過程においては止むを得ずこの壇上からかような詳細の點について御質疑申さなくてはならぬ次第でありますから、中山さんにおきまして、緑風会諸氏におかれまして、私の質問に對しまして一つ／＼懇切丁寧に御答弁を賜つたといふ存じます。(「さうだ」その通り」と呼ぶ者あり、拍手、「ごまかしは許されん」と呼ぶ者あり)あらかじめ緑風会の秘書のお方に私の質疑要旨を差上げてありますから、十分御研究になつたことと存じますから、(拍手)それで先ほど「答弁なし」と呼ぶ者あり)中田君に對する質問の答へは、私、尊敬する中山さんとしては余りに親切がなさ過ぎると思つてゐる。(「できないのだよ」と呼ぶ者あり)少くとも法律家としてかような重要な法案に對する御答弁は、参議院の權威にかけても、(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)十分納得の行くやうな御答弁を私は願ひしたいと思つてあります。(「あれが緑風会の代表か」誠に遺憾だ」五分／＼だよ」と呼ぶ者あり)

先ず私は修正案に對しての質問に入

ておきたいと思うのです。これは政府にも併せて御質問を申しておきます。

第一は、昨日の總理の答弁でありました。「重大だぞ」「そう」「重大だぞ、あれは」と呼ぶ者あり。一松議員に對するところの御答弁を拜聴いたしました。たとえ行き過ぎがあつても、破防法案の速かな制度を希望するのは國民の声である、こういうような御趣旨を述べられたのです。「その通り」と呼ぶ者あり。行き過ぎがあつてもですよ、この法律を通さなくてはならないというお考え方です。これは誠に重大であると思ふのです。「その通り」「そう」と呼ぶ者あり。いま一つは、片岡君に對するところの御答弁に、これに反對する者は(笑聲)暴力団体を教唆し、扇動するものであるとの御発言であります。「その通り」「そこだ」「それこそは破防法だ」と呼ぶ者あり。もう一つの御答弁は、この法律が制定されれば、暴力団体の発生は完全に防止できる、こういう御発言です。「笑止千万」と呼ぶ者あり。又内村議員に對する御答弁としては、破防法は決して言論や基本人權の侵害を目的としたものではない、治安維持法に對する悪評を破防法に転嫁するのは卑怯である。こういう趣旨の御答弁があつたようであります。いま一点は、破防法は刑法その他法律を以て防ぎ得ない暴力に對する法案である。「(變だ)」「その通り」「違ひない」と呼ぶ者あり。この五點に對しまして、恐らく綠風会の方々は、こうした首相の御答弁に現われたところの考え方の上に立つて、この修正案がなされたとは私には考へるのです。先ず基本的にこの点を私は伺つておきたいのです。一体、法律が基本人權を侵害しても差

支えないという考え方はそこから来ると思ふのです。憲法においては嚴として基本人權を保障されていることは皆御承知の通りです。これを侵害して差支えないということは、それ自体、憲法を破壊して憚らないという暴言に思ふのです。「(そう)、名言だ」と呼ぶ者あり、拍手、「フアシスト吉田の封建だ」と呼ぶ者あり。或いはそれは公共の福祉のためには基本人權においても制約されるのだと、こういう御趣旨も存じません。問題は、憲法が國民に對して不斷の努力を以てこの基本人權を擁護しなくてはならないと示しておるのです。又その大なる義務を持つておるのです。この重要な基本人權を國民が守る場合におきまして、政府がこれを毀損する場合は、公共の福祉の理由がある場合に限るのです。問題は、この公共の福祉と基本人權との調和です。由來、國家がその國家を形成して行く場合において、おのずから國家全体の目的があるのです。今日のごとき日本の国内事情の場合においては、国内治安を如何にして保つか、こういう大きな問題と、いわゆる公共の福祉と、他面、この目的を達成するために如何にして基本人權を侵害しないか、この二つの考え方の調和をどこで図るかということを考へなくちゃならぬ。原案に對しまして政府が、説明するところの大きな理由の一つは、アメリカにおいても、或いはその他の國々においても、かような扇動罪は罰しておる、これ以上の法律を出しておる、こういうことを常に敷衍しておられるのです。御承知の通りアメリカにおきましては、ミニッツ委員会というものがあつて、即ちアメリカの国内治安、アメ

リカの安全を期待するために各種の非常立法を提出せざるを得ないこの情勢下においては、この目的を達成するために、幾多の刑事法規、行政法規を以てその目的を達成しなくちゃならぬ。併し他面においては、アメリカが國是とするところの基本人權の保障ということを守らなくちゃいかん。その目的のために基本人權が破壊されてはならない。このことを調査し、研究し、示唆し、以てアメリカ國民の基本人權を守ろうというために、ミニッツ委員会というものが一九五一年の一月二十三日に設立されておるのであります。大統領のそのときにおけるところの宣言を朗讀いたします。さういふことを申されておきます。「私は、この委員会の仕事は非常に重要なものである。世界は自由と專制の闘争の中にある。米國は自由世界の指導者の一つであるが、これは我が物が物質において強力であるのみでなく、我が國民の自由を保持し擴張して来たからである。我々は、我が社會を自由尊重の信念及び実行の下に打ち立てて来た信仰の自由、言論の自由、結社及び政治的信條の自由、信念及び実行の下に、今日米國人は共產主義者の脅威に關心を拂えてとられるが、同時にこの脅威に備えてとられるもの、この方策が、憲法によつて保障されているもの、この自由権を侵害することなきやに對して關心を持つていふ。かく大統領は述べておるのです。こうした國の基本的な考え方を強力な委員會を構成して打ち立てて、然る後これらの治安の維持の目的のために、これらの政策及び基本人權との調和、さういふことを図りつつ法律制定がなされておるのです。然るに、日本におきましてはどうですか。何らかや

うな手当をなされずして、ただ國民の權利を制約する面においてのみ法律制定をなしている。この基本人權を保障する面においては、一顧の考慮も與へられていないというのが昨日の吉田首相の答弁によつてはつきりしているのです。「その通り」と呼ぶ者あり。かような考え方を以て、今後の法律制定、又この法律制定がなされるとするならば、それは、それ自体憲法を蹂躪するものではないかと思ふのです。今日為政者は、旧憲法時代のごとく、自己の諸政策を実行するために、權力を常に把握せんことに努めておる傾向がある。誠に寒心に堪えないと思ふ。その一例としてこの破防法を見るのができると思ふのです。私は、法務總裁が内閣の法律の最高顧問として意見を述べるところの重大な責任をお持ちになる、その法務總裁が付いておられるにかかわらず、日本の憲法を無視したかような大きな失言に對しまして、法務總裁は如何にお考えになられるか。よろしく昨日の首相の御答弁に對しまして、取消若しくは「(それがあつた)と御答弁をやめよ」「(それがあつた)と御答弁をやめよ」明されて、國民の納得の行くような趣旨に御説明あらんことを(すく)出て来い「吉田さん、すく来い」と呼ぶ者あり。切に私はお願いしてやまないであります。又綠風会諸氏におかれましては、かような政府のお考え方を支持されまして、この法律案を如何にして通すか、それに對しては政府の考え方をなるべく傷けないように、他面におきましては、國民に何とかして申しわけの修正をしてこれを言訳を立てよう、さういふ考えの下に立つてこの修正案

がなされたいと考へるのです。「(その通り)と(呼ぶ者あり)この考え方であるといひますならば、私は綠風会諸氏が、國民的なこの輿論、殊に知識階級を代表するところの全國の大學の教授の意見というものは少くとも耳を傾けなくてはならぬと思ふのです。殊に國會におけるところの公聴會の意見に對しましては、十分これを取入れなくてはならぬと思ふのです。それが國會としての義務であらうと確信して疑われないのです。若し公聴會の意見が漫然聞き流されるとするならば、新國會法の重要な一つの制度というものが國民の信頼を裏切るに至ると言わなくてはならぬと思ふのです。我々は公聴會の意見はただ聞き置くではないといふところにこの制度の基幹があると言わなくてはならぬと思ふのです。「(さうだ)と(呼ぶ者あり)どうかその意味におきまして、綠風会諸氏の考え方に基づいて、一つ改めて頂きたいと思ふのです。「(買収されたい)と(呼ぶ者あり)「取入れたい」「議長に言えよ」と(呼ぶ者あり)公聴會の意見を取入れておられないのです、遺憾ながら。「(いや入れてある)」「(どこに)入れた」「取入れてない」「社説はどうか」「どこに取入れてあるか」説明しろというものが大部分の意見ではないか「委員會でやれ」と(呼ぶ者あり)それでは私は、これより綠風会の修正案の各條について質疑を申上げたいと思ふのです。どうか責任者のかたはメソテて頂きまして、その点を一つ御答弁をはつきりして頂きたいのです。「(異議なし)と(呼ぶ者あり)「我々も

メモして「一つ聞こうじゃないか」と呼ぶ者あり）

先ずいわれる修正案第二條についてお伺いしたいのです。これは原案の第二條のいわゆる訓示的規定と相応するものであります。この法律が如何に意義があり、国民の非難的であるかということは、原案第二條が第一項を設けてこれを申しわけしている後に第二項が附加されて又申しわけされている。然るに今度、三たび縁風会の手によつて新たに第二條を設けまして、拡張解釈をしてはならないという修正をなされてゐるのです。かくまで、一回ならず、二回、三回に亘つてこの條章を設けて、この法律の濫用の危険というものを制約しなくてはならないということを法律自体が国民に対しまして約束しなくてはならないという、それ自体が本法の危険性を表明して余りあるものと言わなくてはならないと思うのです。(その通りだと呼ぶ者あり)然るに三たび縁風会の諸氏がこの拡張解釈についての規定を設けられたゆえんのものは、公聴会その他の意見において濫用の虞れがあるからという点を、これによつて賄おうと考えられたことは、それはわかるんです。併しこの二條の規定が果して濫用防止に役立つてしようかどうか。「この法律の解釈適用と題をなされまして、「この法律は、国民の基本的人權に重大な關係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。」と、あつてはならないんです。あつた場合にはどうするんですか。(どうだ、何のこつちや)」と呼ぶ

者あり）これに對しまして、この法律を運用する者から考えまして、どれだけの強制力を持ちますか。法律はおよそその明文に從つて國民の權利義務に影響を及ぼすものでなくてはならぬのです。そこに法的な効果をもたすものである。單なる訓示の規定ならば、大臣の訓令で當然賄われるんです。（その通りだと呼ぶ者あり）文法文にここに制定する以上は、その裏付けがなくては何らの価値を有しないことは、すでに指摘されておる通りです。又綠風会の諸氏も、原案の第二條がその趣旨において何らの効果を持たないから、このたびの修正案につきましては、原案第二條について独立的な職権濫用罰をお認めになつたんでしょう。然るにその裏付けは、修正案の第三條、原案の第二條にとどまり、綠風会諸氏がお出しになつた修正案第二條には何らその罰則は適用されてないのではありません。かような矛盾した不合理な考え方が果した是認されるかどうか。ないよりはましだと言ふならばいざ知らず、それでは國民を欺瞞するにひとしいと思ふのです。立法府としての責任ある処置とは言いがたいと私は斷言して憚らないんです。（その通りだと呼ぶ者あり）

又これを本質的にお考え願いたいんです。一体この解釈適用というこの第二條の修正の本質は何ですか。これは訓示の規定というのか、或いは法律規範であるのか。若しこの破防法を運用する者においてこれを不当に拡張解釈された場合におきましては、法律違反になるのですかどうか。即ち解釈の法定制度を設けたのかどうか。私はそれをお聞きしたいのですが、若し解

釈に對するとこの法律的にこれを規定したものであると、こういう本質を持つておるならば、若し拡張解釈されますれば、それ自体法律違反になるののですよ。(その通り「と呼ぶ者あり」)してみますれば、これは上告審におけるところの、最高裁判所にこれを上告し得るといふことになるんです。上告理由となるのです。私のお伺いしたいことは、これが法律であるか訓示であるか、本質を明らかにして頂きたいんです。これは重要な点であると思うのであります。その点を明確にせず、裏付けもせず、漫然この第二條を創設されたことは、いわゆる世の非難をこれによつて免れようとする一つの過剰的な修正に過ぎないと私は断言いたします。(拍手、「なぜ君は修正案を引つ込めたのか、卑怯じやないか」「なぜ反対したのだ」と呼ぶ者あり)私は修正案を引込めたのではないのです。原案は委員会において否決されております。修正案は委員会において否決されております。否決されたことは、それ自体国会の意思であると考えております。従つて私は本会議に出しませんでした。(「わかつたか」「わからない」と呼ぶ者あり)それを経風会のお方々は、否決されたものを本会議にお出しになつたから、私はお尋ねしておるんです。(拍手、「わかつたか」「どちらが卑怯だ」「恥をさらすだけだ」と呼ぶ者あり)お互いに、この法律は重要な法律で、国民注視的の法案であるのです。我々は参議院らしく慎重に審議いたしたいと考えるのです。(「異議なし」「その通り」「安井君困つたぞ」「安井君の顔青いぞ」と呼ぶ者あり)

次に修正案第四條についてお尋ねい

たします。修正案第四條におきまして、その第一項第一号「イ」において外患誘致罪及び外患援助罪、同未遂罪、同予備、陰謀罪、これを取入れまして、即ち原案の内乱と同様な位置に置いて、これを破壊活動の基本的な刑事罰則としたのであります。一体原案がこの外患罪を取入れなかつた基本的な考え方を縁風会の方々は御存じなのかどうか。一体、外患誘致罪又は援助罪、こうしたものが日本に曾つてあつたのかどうか。(ちつとも答弁しなかつて、こういうものをお作りになつたのか。)(さつきから答弁できないのか。)(「黙秘権」と呼ぶ者あり)およそ刑事法規を作る場合におきましては、御承知の通り国家の非常な大典であるのですよ。(ゆつくりやつて下さい)と呼ぶ者あり)大きな憲法附屬の法規であるのですよ。この重要な法規を、漫然、御研究もなく、自己の觀念によつて取入れてあるという不合理なことがなされてはならないと思います。

〔副議長退席、議長着席〕

私が政府の手を以て調べたところによりますれば、日本の過去の例においては、昭和十三年にこの予備罪が一件あつたのみです。これのみが今日までの日本におけるところの外患罪の実例であるのですよ。刑法施行以来数十年になるにかかわらず、(「三十年」と呼ぶ者あり)この予備罪一件、而も昭和十三年に一件あつたのみであることを、何のためにこれをここに取入れなくちやならんかということを私は根本的に疑わざるを得ないのです。(「悪質だよ」と呼ぶ者あり)外患罪というものは、御承知の通り、日本の刑法にこれ

を取入れた趣旨はです、大陸法系を以ていたしましたからこういうことになつたんです。私が申上げるまでもなく、大陸地方は國々が相接しておるでありますから、外患誘致援助ということは容易に想像されるんです。従つてこうした條章を刑法に設ける必要も國家としてはあり得るんです。日本は地域的に恵まれております。従つてこの自然地域のこの形態においては、外患罪は法典の上にありますても、實際は活用したことがないといふことは、この事實が証明しておるのです。かような点を考えますれば、政府は、本質的には或いは必要かも知れませんが、事例がないからとしてこれを取入れなかつたといふことは、容易に推察し得るのです。然らば、これが、今後果してこの外患誘致罪及び助勢罪といふものが必要かどうかといふことは、これは外患罪を研究下さいますればすぐわかることとあります。敵の武力、外國の武力を誘致したのです。犯罪の成立は、例えばソヴイエトの軍隊が日本に上陸したといふときに犯罪が成立するのです。わかりますか。(笑声、拍手)してみますれば、成立したときには、日本の國土はすでに占拠されておるのですね。(自己陶醉しておるな)と呼ぶ者あり。自己陶醉ではありません。占拠されておる。占拠されておりますれば、もうそれによつて日本政府の機構が果して動くか動かぬかも知れなない。むしろ占領軍の力があつて、占領軍の統治下に置かれておる、すでに……。その場合にこの破壊活動防止法がどうして動くのですか。むしろ破壊活動防止法を適用しようという人が死刑になつてしまふ、向うから……。

(笑聲、拍手)又第八十二條の外患助勢罪の場合に、これは八十二條の外患助勢罪は、御承知の通り、日本国内に外国軍隊がおつて、それにくみして軍務に服し、利益を供與し、助勢する場合、まさに占領の実体があるのです。その場合に、その助勢をした者を破壊活動として捕まえる前に、向うから捕まえて来てしまふ。それだから、觀念的には中山さんのお考え方も、私は何も無理ではないと思つたのです。併し實際に、必要論として、實際論として、曾つてさうな事件もない、今後においてもさうな場合を想像し得ないとするならば、あえて以てここに取入れて、なお以上この法律の適用範圍を拡める必要は、毫末も認められないと私は断言して懼りません。(吉田政府こそやつてゐるじやないか)と呼ぶ者あり、拍手)

次に私は第四條の第一項の第一号のハについてお尋ねしたいと思つたのです。緑風会のかたは、本法において一番問題点となるところのいわゆる扇動につきましても非常に御苦心をなさつたことは、この修正から見ましても窺い知ることができるとです。御苦心のほどは察せられます。併しその基本的な考え方が如何にして政府原案を傷けないように修正しようかという考え方の下に修正されておるのですから、従つてどうしてもその修正態度というものがはつきりしてないのです。(必要問題だねと呼ぶ者あり)必要であるかないかということは、これは昨日一松議員からも述べた通りになりました。委員会におきましてもこれに對するところの質疑応答は詳細になされております。私はここであえてその問題

を繰返そうとは存じません。私は、本日皆様に訴えたい、皆様に反省を要求したいことは、皆様がよいと考えられて御修正になつた点に國民の一人として疑義がある、こういう点を指摘いたしまして、皆様のお考え方を反省に導きたいと、こう考へておるゆゑんです。(拍手)おおよそ一人が最善なりと考えましても、他から見ればこれは欠点があるだらうという場合において、これを聞いて改めることは、私は聖人君子のなすべき点であらうと存する次第であります。その意味においてお尋ねしておるのです。(君においても同様だよ)議長をベテンにかけてね「いやしぞ」ベテン屋だ二年中やつているとわからないから、自分のことは「と呼ぶ者あり」木村さん、まじめに聞いて下さい、お互いに……。もう時間もないことですから、まじめにやつて、一つ研究して頂いたほうがいいと思つたのです。(妨害するな)と呼ぶ者あり)緑風会の方々の考え方として先ず第一に、この扇動罪の頭に「目的」ということを常に掲げていらつしやる。「実行させる目的」と、こういうように表現されておるのです。これは私は深くは申上げんでもよろしいと思つたのですが、お考え方の一端に「実行させる目的」、「そういう表現を用いれば、何らか扇動罪というものの對して非常な制約をした、國民に安心感を与えた、少くとも扇動罪の幅を制約したのだ、こういうお考えの下になされたとするならば、それは大きな誤りである」と私は申上げたのです。そうではなく、單に原案の「ため」とある表現を、さうでなく「目的」という言葉で言い換えたのだ、「ため」では不明確だから、

それで「目的」という言葉に切り換えたのだ、こういう軽い意味なら又是認もできるのです。さうでなく、これによつて少くとも國民の危惧するところの扇動罪の幅を制約したものである。という御主張ならば、それは誤まつておると申上げたのです。御承知の通り、中山さんも専門家でですから、十分おわかりのことと存じます。目的罪というのは、その目的が犯罪構成要件をなすのです。若しその目的がなかつたならば犯罪は成立しないのです。ここに扇動とある場合において、例えば「内乱を扇動したもの」と、こう言つた場合におきましては、それは内乱を目的として扇動したものだということと同じことです。(その通りだ)と呼ぶ者あり)人を殺す目的を以て殺人を犯したるものは、そんな書き方はないですよ。殺人という言葉は、それ自体において殺人の目的が含まれておるのです、でありますから、ここに「目的」という言葉を使つて、これが扇動を制約したものだという理由には私はならないと思つたのです。(その通り)と呼ぶ者あり)若しそういうお考えだつたならば、すべての刑法典の上に皆「目的」ということを掲げなくちゃいけないことになるのです。(本屋が喜ぶ)と呼ぶ者あり)さうな馬鹿々々しいことはあり得ないのです。又目的罪といふことは、目的に對して、少くとも判例から申しましても、認識の程度は必要であるのです。婦女を営利誘拐した、営利の目的を以て誘拐したとあります。この場合においては、少くとも営利の目的を以てしなかつたならば、單に婦人を自己の支配内に置いて、営利誘拐罪は成立しない

のです。そこに営利の目的があつてこそ初めて営利誘拐罪が成立する。こういう場合において、初めて目的罪というものは価値あるわけです。御修正の御趣旨はこれを目的罪に切り換えたとは考えられないのです、この表現から考へても……。若し目的罪としてこれを表現なさつたとするならば、それは大きな誤りでありませう。解釈上さういふふうには出て参りません。この点は私は、どういふ御趣旨でこの表現をお用いになつたか、この点をお伺いしておきたいと思つたのです。

次に、第四條第一項第一号ハ及びその他の箇所におきまして、いわゆる扇動という定義を用い、その他扇動という言葉についてその定義を援用されておるのであります。緑風会の今度発明されましたところの扇動の定義というのは、私は日本學界におけるところの新機軸であらうと思つたのです。(拍手)昨日扇動に對しましては一松さんから詳細にお話がありましたから、改めて私は申上げません。昨日一松さんが引用されましたのは昭和四年の大審院判例です。その後、昭和五年十一月四日に大審院の新判例が出ております。それで今日學界その他の通説として扇動の定義を述べる場合におきましては、この昭和五年の十一月四日の大審院判例を述べております。委員会におけるところの速記録を御覽になりますれば、政府の答弁も又この判例に基いてお述べになつておるのです。それで、この判例を分析いたしますと、先ず中正の判断を失わしめる、これが一つです。それから実行の決意を生じさせる、又既存の決意を助長させるような刺激を與えること、これが第二の要件。さうして相手方は不特定多数の人たることを要しないのです。この点が昭和四年の判例と變つて参つた。昭和四年の判例は、相手方は不特定多数の人たることを要件としておつた。新判例では、相手方は不特定多数の場合がこの犯罪の通常の状態でありませうけれども、犯罪構成要件ではない、こういうことを打ち出してあります。従つて、昭和五年の扇動罪の主たる要件は、中正の判断を失わしめるというところにあるのです。これが扇動罪の大黒柱を成しておるのです。然るに緑風会のかたの修正案を分析いたしますと、特定の行為を実行させる目的を必要とする、これが一つの要件になつております。それから文書若しくは圖画又は言動によること、これが第二の要件になつております。第三の要件としては、実行の決意を生じせしめ又すでに生じている決意を助長させるような刺激を與えること。これはまさに判例と同様の要件です。又第四に、相手方は特定又は不特定たることを要しない。これも昭和五年の判例と同じ構成をとつていらつしやる。従つて第三、第四は判例と同様の趣旨を要件に掲げられておる。併しここに第一と第二が新しい要件をここに取入れられた。これは非常な私は進歩であるか退歩であるか、大胆な、なされ方だと思つたのです。(めくら蛇におじず)と呼ぶ者あり)特定の行為を実行させる目的を必要とする、先ほども申しましたいわゆる目的罪をこの私はとつて来なくちゃならんと思つたのです。これが要件であるかどうかというところは重要な問題となつて来る。若し要件であるとするならば、いわゆる目的罪と同様な考え方にも類推

される。そうではなく、扇動罪の一つの内容であるとするならば、特に法文において実行させる目的ということを書く必要がない。こういう二つのどつちへでも議論が立つて来る。要件であるという御説明ならば、法文のあの表現は間違つておるということになるわけです。私は一応要件としてこれを考へてみた。又中正の判断を失わしめという大審院の判例の重要な要件を切捨ててしまつた。そうすると、扇動罪と一体教唆との区別が全然つかないで、これでは。……扇動罪というものがこれだけある、教唆というものはその中に入つてしまふです。丁度日蝕の場合の皆既蝕をちよつと外れたくらいな三日月程度になる。そういうように、御想像になればよくわかるです。(「想像できますか?」と呼ぶ者あり)扇動罪というものの中へ教唆という独立罪が入らうという。少し出るところがある。これは本当の観念的に出る、理論上出るだけです。先ず普通の考え方としては、扇動罪の中に教唆が全部入つてしまふという表現でも過言ではない。それでは、本法において特に教唆を独立罪とした、そうして扇動罪を独立罪とした、何の意義があるかということになつて来る。然らば教唆は削除して扇動罪一本にしなくちやならんという法律構成をとらなくちやならん。ここに大きな矛盾がある。いま一つは、かような中正の判断を失わしめという要件を取つたために、少くともそういうことが要件とならなければ……。大審院の判例は皆様お考えになつてもそれが和罪構成要件になる。若しそれがなければ扇動罪は成立しない。然るに縁會合の修正案によりますれば、それを要後

としなないということになりますか、幅が広がるのですよ。でありますから、修正によつて國民の期待をここに取入れた、公聴会の意見を取入れたということは、却つて逆に広がつたということになつて意思に反することになる。(拍手)これは私の議論は決してここに政治的に申上げるわけでない。法律的に申上げまして皆様の再考を促したいと思う。恐らく緑風会の方々のお考え方も、広くしようなんて考えていない。恐らく私は良識ある緑風会の方々がさような考え方をもちになつて修正なさつたとは思われぬ。併しなされた結果は解釈上当然広がつて来るということば、私一個の見解じゃありません。世にこれを問うて御覽なさい。學者は必ず私と同様な見解を表明することは、私はここで断言して置かりません。だから皆様の目的としないことがここに現われて来た。これはどううか一つ考え直して頂きたいと思うのです。私が仄聞するところによりますと、特審局の吉河君などが、緑風会のと、修正は原案より広くなつちやつたんだ、まあ喜んでおつたかどうかそれは存じませんが、少くともそういう表現は用いておつたですよ。(特審局の御用党か)と呼ぶ者あり、拍手)この点を一つ十分御研究になつて、ただ、なぶればいいというのではなくして、かようなことは重要な点でありますから、お考え合せを願いたいと思うのです。いま一つは、緑風会が文書若しくは図面又は言動によること、こうなまつたですが、これは非常に端的で明らかです。お考え方は私は結構だと存じまするが、果してこの場合において、文書若しくは図面と、ここまでわかる

のです。言動という言葉が私はわからない。言はおのずからその字のごとく解釈して差支ないと思います。動はどこまで指すのですか。動は私たちの行為者のこの行為の範囲に限られておるか、或いは我々の行為を他に移して、そうしてそこから反射的に出て来る動まで含むかどうか。具体的に申し上げますれば、例えばこれを映画に撮つて、映画によつてこれをなさしめる、幻燈によつてなさしめる、テレビによつてなさしめる、こうした場合に、これは動のうちに入りますかどうか、非常に不明確だと思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)恐らくそういう点はお考え合せていらつしやらないのかも存じませんがこれは御研究になる必要があると思う。それで、それまでもお考えになりますれば、そういう点にもやはり御研究の一端は進めて頂かなくてはならぬと思うのです。この点は私はどうか提案者に十分納得の行くようにお聞きしておかぬというところ、修正案が若し通つた場合において国民は至大な關係を持つことになる。十分その点について御説明をお伺いししておきたいと思うのです。(緑風会寂として戸なしと呼ぶ者あり)

なお詳しく申上げたいと存じますがお聞きになるかとも大変でしたように思いますから、成るべく簡単に第一項第一号へについてお尋ねいたしましたこととしたいと思います。ここに修正案によりまず、「ホ、刑法第七十七條、第八十條又は第八十二條に規定する行為を実行させる目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなすこ

と。」これを新たに諒風會のかたは設けられた。これも一応の考え方としては私は成り立つと思ふ。併し一体今日無線に關する法律は、御承知の通りその法律自体において重罰を科してこれを取締つておるのです。おのずから無線放送の内容というものはその法律の範圍内においてこそなされるのです。でありますから、ここに破壊活動防止法の一つの構成要件としてこれを取入れる必要があるかどうかということは非常に疑問であると思ふのです。今日のNHK或いは民間放送というものの放送に關する法律を犯して、許されざる行為をなすとは考えられないのです。ここに取入れられますことは、一体どういう場合を想像してこの無線放送を取入れられたのかということを先ずお伺いしたいのです。

それで一体この無線放送と無線通信というものの私は意義もわからないのです。無線通信というのはどこまでを指すのか。勿論我々の常識を以ていたしますれば、放送と放送局というふうな考えます。併し、この無線、有線、この區別をどこに置くのか。それで、この原案の有線放送というのは、日本では確かに北海道はかないと思うのです。放送局から或る一カ所に受信します。そこから有線を以てスピーカーに各戸に分ち與える。これが即ちここに言う有線放送の一つの事例でしよう。その北海道の一つの村で行われてゐることを対象にしてこれをお書きにするならば、その他の場合の各個におけるところの施設、小さい施設を目標としてお書きになつたのか、乃至は街頭

マイクから線を繋いでスピーカーに出て、これをもめてのお考え方であるかどうか。こういう点は、やはり明確にする必要があると思うのです。この点をお伺いしておきたいと思う。こういう場合におきまして一体この篇章をいれに上つた主たる目的が、非合法な個人の無縁放送といふものを対象になつたか否存じませんと思います。若しそうであるとしたしますれば、この非合法の無縁放送といふものは、果してキャッチできるかどうか。一体余り法律を理想的にお作りになつて、有効にこれが運用できないようなものであつてはならないのです。又政府がこの篇章を最初から取入れないという趣旨も併せて私はお伺いしておきたいのです。然るに縁風会諸氏のお考え方によつてこれをここに取入れられたといふことになりましたれば、そこに大きな理由がなくてはならぬと思うのです。

いま一つは、この修正に関連いたしまして、ここに関連的にお尋ねしておきたいことは、修正案の第三十八條第三項第三号の処罰の規定です。ここに「通信をなした者」と、こうある。表現が「通信をなした者」、こういう表現で賄われておりますが、一体、通信をなしたといふことは、私なら私が通信をなしたといふので私を對象にしておるのか、或いは通信をなしたアナウンスラーを言うのか、その通信をした技術者を言うのか、通信をなさしむるに至つた原稿を作つた人を言うのか、これを検討した人も含むのか。ただこの表現で行きますと、通信をなした者はすべてこれに包含されるということになります。まさか修正案の立案者がさ

ような広汎な規定をなされたとは考えられないのです。併し、この條を率直に文理解釈を以ていたしますれば、当然今私が挙げました範圍まで及ぶ解釈がなされる虞れがあるのです。この点はやはり十分お考え合せ願わねえと、今後無線通信に關する人々には非常に危険な地位に立たざるを得ないので、恐らく通信關係に従事される人が、さうな重大な事項が録風会の諸氏の手によつてここに企圖されたとは考へていないのです。この点は私は將來のために十分御研究にならなくちやならんと思ふのです。又この通信をなした者についての犯罪には、一体、通信をしたときに犯罪が成立するのか、通信が相手に到達したときに成立するのか、はつきりしないのです。これは皆様が法律を作るときに簡單にお考えになると、それは困るのです。人がそれによつて処罰されて刑務所に行くのですから、皆様が録風会のお部屋で以て坐つてお煙草を喫んでいらつしやるような安易なお考えでお作り下さると大変な迷惑なんです。(「そうだ」「どうだ阿本(アホン)と呼ぶ者あり)どうかその辺に對しまして、我々が放逐したときに、そのときに犯罪が成立するといふこの考え方ならば、若しその通信が相手方に到達しない場合にどうするか。又放逐したけれども、相手方に到達しなければ犯罪が成立しないとするならば、そのラジオを聞くということが構成要件のポイントをなすと、こゝういふことになるのです。この点はいずれでもよろしい。けれども、はつきり明確にすることは、およそ犯罪を規制する場合においては、これは嚴格に規定されることは私がここにあげて申上げる

までもないことであるのですから、この点を十分お考え合せ願ひたいと思ふのであります。(録風会案社撰極まりなし「阿本愛祐君どうだ」「答弁を聞いてから言え」「検討済みだ」と呼ぶ者あり)修正案の刑法の實體規定についての部分は以上で以て先ず打切つておきます。

次に修正案の手續規定のほうに移りますが、修正案第十四條以下において、この受命職員の規定を設けておられます。先ほど中山さんが私の考え方を取入れたというのはこのことをお指しになるのでしよう。私の考え方をお取入れ下さつたことは誠に私としても喜ばしいのでありますが、お取入れになつた考え方とは違ふ。この表現自体において私はさういふふうに見取される。これは野田さんがお笑ひになつていらつしやるけれども、いいですか野田さん、お互いに法律を作る場合において、どういふ考え方の下に法律を作るのか、これによつて法律は作り方が違ふのです。又その解釈が違つて来るのです。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)だから、私の考え方を形の上で取入れられましても、その運用と効果の点において違つて来ることは、おのずからその考え方によつて違つて来るのです。だからそれをお伺ひするのです。形はお取入れ下さつて私は結構だと存じますが、この問題は先に本會議場で私が申上げたところです。公安調査庁という一つの機關の中に調査官と審理官を置いて、一つの手によつて事が裁かれるという、こゝういふ古い方はよくない。この指摘しておる点を録風会

の方々は取入れ下さつて、ここに成文化されたことについては敬意を表しますが、併しそのお考え方を、私の申上げる考え方を貰ひたいといふのです。ただ「審理官」を「受命職員」というものに書き替へたに過ぎないので、それでは法律の原案が持つところの審理官制度の意義がそのまま残つておるのです。いいですか。文字は変わりますが、文字は変わりましたが、單なるそれは審理官ということが受命職員というふうに変つただけであつて、その内容はそのまま依然として繼承されている点に私は不満があるので、又皆様の考え方方は、折角お取入れ下さつたというならば、根柢から、精神からお取入れ願ひたかつた、こゝう申上げるのです。で、皆様がこれを採用なさつた趣旨は、この法律によつてこゝろのあらゆる國民の權利の制約といふものが正しくこゝろから整理されて、いわゆる調査されて、その結果整理されるという方向に持つて行く、いわゆる保障の制度の一つとしてここに皆様が考え下さつたのでしようが、根本的に審理官制度の精神をそのまま残されたのでは有名無実なもので、名を與えて実を少しも國民に與えていないといふことになる。その端的な現われ方は、この十五條、原案の十五條です。原案の十五條のいわゆる証憑を、必要ならこれを取調べなくてもよろしいといふ、この規定を外しておらないのです。この構成を、審理官制度を廃止した以上は審理官ではないのです。受命職員です。調査官のうちの命を受けた、特に命を受けた職員がこの再調査に當るのです。調査です。その本質は調査でなくては

ならない。それで、正しい調査をなされてその結果を委員會に送り出す。この調査をなすということが今度の録風会案の中に取入れられたのです。してみますれば、調査官は飽くまで調査の本体を、本質を備へなければいけません。その調査官がみだりに、容疑者から出された証憑の取捨選択を與えるといふことは、その審理の過程に入るのです。いいですか、証憑を取捨選択するといふことは審理です。そこに審理と調査の相違が出て来るのです。私の申上げることは、折角調査官制度一本になされたならば、從來原案の審理官制度の残存物、さういふ精神を原案からこゝろとく抜き去らなければいけない、こゝう申上げるのです。さうしなければ趣旨が一貫いたしません。形だけはお取入れ下さつたけれども、實質は少しもお取入れ下さつていないことに私は反省を促したいと、こゝう申上げるのです。只今の原案の十五條、修正案の十六條の規定は從來こゝういふ説があるのです。それは、例へばその構成団体が多数の証憑を出されたならば實に困るのじやないか、こゝういふ實際論から来ておると思ふのです。それは背けるのです。併しそれは、今度の修正、皆様の修正のよきな形にいたしますれば、それは私は利害關係人が自己の主張を裏付けするたににお出しになるのですから、おのずからその境界といふものはそれによつて制約される。証憑物として、参考資料として出される。だから膨大なものを出されてもそれは到底事実上できないのではないか、委員會において御提出ない、こゝういふことは任意にそれは取引できる、言ひ得ることも

できるのである。又利害關係人においてもさういふことを十分納得し得ると思ふのです。ただこゝで以て、この原案の十五條、修正案の十六條の拒否権を與えるといふことになりますれば、そこに一つの証憑を取捨選択判断されるという危険を伴う。公安調査庁において審理されるという不合理な結果をそこに具現することになる。こゝういふ点を私は指摘しておるのであります。だからこの制度はやはり取り去らなければならんと思ふのです。それから、或いは民事訴訟法の中の不必要な証憑は裁判官の認むるところによつてこれを取捨できる、こゝういふ規定があるから、その精神をこゝろに取入れたといふ考え方もあるかも知れません。併しこれは御承知の通り、民事訴訟法を取扱う者は最高府を出て、修習をしまして、さうして實習をしまして、十年という予備判事の経過を経て、さうして判事としての立場をとつておる、その裁判官がこれを運用するといふのが今日の裁判官の形です。かゝうな常識豊かな過まちなない職員を以て行わしめるのでありますから、この職員が必要がないといふ場合においては、それはその考え方の通りに従わしむることを以てしても、決して國民の權利を不当に制約するよきなことはあり得ない。かゝうに法律は考へて民事訴訟法の二百五十九條といふものは設けられておる。これがために本法にこれを取入れて、地位の低い巡査若しくは巡査部長或いは警部補程度の人にかゝうな重大な証憑の取捨選択権を與えるといふことは不合理極まるこゝろのものである。だから、この点から考へましても、この修正案十六條、原案十五條と

いうものは当然削除されるべきものと考
えるのです。この審理官制度を廃せ
られたという基本的なお考え方を維持
なさるならば、その首尾を一貫するた
めにもこれは当然削除されるべきもので
あることを指摘してやまないのです。

次に、この修正案の第二十二條につ
いてお尋ねいたしますが、これはこの
点も私の考え方の一部を取入れられて
いらつしやるようです。併しこれにつ
いても私は首尾が一貫してないと思
うのです。お考え方がどこにあるか、私
はそれをお尋ねしておきたいと思
う。

一体この公安審査委員会の審理につ
いて修正なさつたその基本的なお考え
方は、この委員会の機能は直接審理主
義をおとりになつたか、間接審理主
義をおとりになつたか、この点を先ずお尋
ねしたいのです。若し直接審理主義を
おとりになつたといひますれば、す
べての委員会の職権行為の発動という
ものは、その基本原則の上に立つてす
べて打ち立てられなくちやならないの
です。でありますから、書面審理とい
うことは、即ち間接審理というこ
とは、例外的な考え方にてこれを運ばざ
るを得ない。法律の立て方もそうであ
る。職務の遂行もそうでなくちやなら
んと思ふ。この点は、本法を生かすか
殺すか、いわゆる委員会制度の活用の
万全を期する上において重要な基礎を
なすものでありますから、明確にして
おいて頂きたいと思ひます。

次に、この委員会のもう一つの基本
観念は、職権主義か処分権主義か、こ
の点にあるのです。これも又私がぐど
ぐどと御説明申上げるまでもなく、中
山さんにおいては十分御了承のことと
存じます。職権主義であるとするなら

ば、当事者の申立によつて委員会の機
能の活動を促すというところは例外的に
なつて、処分権主義であるとするなら
ば、当事者の行動が主となり、職権主
義はこれを補助するところの従たる立場に
立つのです。従つて委員会におけるこ
ころの各機能のあり方というものは、
この考え方によつて重大な影響を来た
し、その活動の範囲、当事者の利害保
護の範囲というものは著しく相違を来
たして来ることは申すまでもないこと
であります。この点に對しまして十分
御説明を伺つておきたいと思ひので
ございます。

次に、この委員会におけるところの
処分の本質である。委員会においてな
されるところの職権に基くところの処
分、修正案においてかく規定されてお
ります。この処分の本質が、私は行政
処分と考へるのですけれども、一体、
行政処分か、準司法処分か、この区別
をお伺ひしておきたいと思ひます。若
し行政処分であるといひますれば、
この処分の当、不当に對しましては、
行政事件訴訟特例法によつて行政裁判
を求むることができるといふ結果を招
来する。準司法処分であるとするなら
ば、おのずから方途も又違つて来る。
でありますから、この委員会において
なされるところの処分の本質というも
のを、この際、明らかにして頂く必要
があるといふことは申すまでもない
と思ひます。私はこの際この公安委員
会制度のあり方につきまして、その機
能の完全なる運営を期待するため、衆
議院において、取調ができるといふ單
なる言葉を以て表現して修正して參つ
た。その取調ができるといふことを、
あの内容を録風会諸氏の手によつて明

確化されたという点は一つの進歩であ
ります。併し、その折角の修正が基本
的にどういふようなあり方であるか、
又効果がどうあるかといふことを、や
はり法律の上において明確にしてこ
そ、初めて完璧を期せられると、かよ
うに考へるのです。然るにその取調の
内容を明示するにとどまり、その機能
がなした結果、即ち決定に對するところ
の処置については何らの考慮を拂わ
なかつたことは、首尾一貫せざるもの
と言わざるを得ないのです。折角公安
審査委員会制度に對しまして録風会諸
氏の温かいお考え方がそこに及んだと
するならば、仏を作つて魂を入れて、
首尾を一貫して、最後までこれを見守
るという態度を持して頂きたかつた
と思ふ。といふのは、昨日一松委員から
この点について簡単に御指摘がありま
したが、即ち委員会のすでになされた
ところの決定が、その決定をなす前提
たるところの原案の第三條の破壊活動
として規定されたところの、刑法に
規定するところのあの犯罪行為、これ
が刑事裁判所において無罪となります
れば……この原案の第三條、修正案の
第四條、この規定されておるところの
事実があつて初めて破壊活動団体とし
て設定されるのです。よつて以てこの
団体は好ましからざる団体として、原
案の第四條、第六條の処分を受けるこ
とになるのです。その決定がなされた
後に、刑事裁判所においてその原案た
る事実が無罪となつた場合におきまし
ては、当然この処分行為は本質を失う
のです。従つてこれは必ずからその決
定を取消するところの行為があつて然
るべしであると思ふのです。若しそう
でなくて、司法裁判所は無罪である、行

政手続たる委員会の決定は有罪を基礎
として破壊活動者として認定したとい
ふことになりますれば、国家の意思は
相矛盾した二個の意思をここに具現す
ることになるのです。政府当局に言わ
しめますれば、各種行政規定の上にお
いて、そういうことは間々あり得る
と、例えば古物営業取締の場合にお
いて、その取締規定の処置によつて違反
行為として行政処分が行われた後に古
物営業法の事件が無罪になつた場合に
おいても、そのすでになされた行政処
分には影響はないのだと、だからこの
場合でも差支えないと、これは私は本
末を顛倒した議論である。一つの業
態、古物業者という一つの業態のそ
うした些々たる行政処分は、その主務官
庁の行政事務遂行上、必要上、そうし
たことも認容されることも、これは行
政権の責任ある地位を我が國とてお
る以上は、一応認容する場合もあり得
ると思ふのです。併し、この法律のこ
とく、八千五百万の一般の國民に適用
するところのいわけ一般法、憲法附
屬法規とも言うべきこの一般法の場合
において、そうした行政権優越主義を
認めることは、國家を破壊するところ
の大きな素因をなすものと言わざるを
得ないのです。(拍手)この点に對しま
しては、我々はどうしてもさういふ不
合理なことは断一せしめることが当然
である、又そのためにすでになされた
ところのかような実質を失つた行政処
分に對しましては、これを取消し、そ
うしてみづから取消しまして司法処分
とその結果を帰一せしめると、こうい
うあり方をこの本法の上において当然
賄うべきであるのです。又その賄つた
結果、すでになされた行政処分によつ

てこうむつた損害といふものは、國家
はその國民に對しまして賠償してはな
らないのです。そこまでの手当をなくし
てこそ首尾が一貫するわけですね。昨日一
松議員が言われたごとく、それをなさ
ざるというのはい切切に御免と云うても
過言ではないのです。御承知の通り憲
法十七條に基くところの國家賠償法と
いふものがあるのです。その賠償法の
中には、故意若しくは重大なる過失を
以て國家が國民の權利を毀損した場合
においては、國家がみづからこれを賠
償する責任を負ふことになつてお
ります。然るに本法の場合においては
重大なる過失とはいひがたいでしよ
う。当然な職務行為の結果、その過
ちを犯した、或いは輕過失があつたか
も存じません。いづれにいたしまし
ても、故意にその委員会がなさざる限
り、國家賠償法の適用のないことは火
を見るより明らかであります。してみ
ますれば、本法においてさういふ場合
においては、審査委員会が、当然、第四
條、第六條の規制の結果その当該団体
にこうむらしたところの損害は、こ
れを時価に換算して賠償することを決
定する、若しその決定の金額に對しま
して不服のある場合においては、当事
者はこれに對して異議の申立てができ
ると、こういう処置を講じてこそ、首
尾を一貫したものと云うことができ
るのです。私は折角委員会制度にお
いて手をお加えになつたならば、そこ
まで手をお入れになつたならば、そこ
まで筋筋いのものであらうと、かように
固く考へる次第であります。

修正案の第四十五條の職権濫用罪に
ついて、これは先ほど中田さんも詳細
にお述べになつておりましたから余り

てこうむつた損害といふものは、國家
はその國民に對しまして賠償してはな
らないのです。そこまでの手当をなくし
てこそ首尾が一貫するわけですね。昨日一
松議員が言われたごとく、それをなさ
ざるというのはい切切に御免と云うても
過言ではないのです。御承知の通り憲
法十七條に基くところの國家賠償法と
いふものがあるのです。その賠償法の
中には、故意若しくは重大なる過失を
以て國家が國民の權利を毀損した場合
においては、國家がみづからこれを賠
償する責任を負ふことになつてお
ります。然るに本法の場合においては
重大なる過失とはいひがたいでしよ
う。当然な職務行為の結果、その過
ちを犯した、或いは輕過失があつたか
も存じません。いづれにいたしまし
ても、故意にその委員会がなさざる限
り、國家賠償法の適用のないことは火
を見るより明らかであります。してみ
ますれば、本法においてさういふ場合
においては、審査委員会が、当然、第四
條、第六條の規制の結果その当該団体
にこうむらしたところの損害は、こ
れを時価に換算して賠償することを決
定する、若しその決定の金額に對しま
して不服のある場合においては、当事
者はこれに對して異議の申立てができ
ると、こういう処置を講じてこそ、首
尾を一貫したものと云うことができ
るのです。私は折角委員会制度にお
いて手をお加えになつたならば、そこ
まで手をお入れになつたならば、そこ
まで筋筋いのものであらうと、かように
固く考へる次第であります。

修正案の第四十五條の職権濫用罪に
ついて、これは先ほど中田さんも詳細
にお述べになつておりましたから余り

多く申しませんが、これは刑法百九十三條と百九十四條のいずれの罰則を適用するか、修正案はその中間をとつてゐる。これは緑風会さんのお考え方といたしましては、勿論刑法百九十四條の逮捕監禁という基本人権に直接影響するが、ときと適用行為ではない。この場合は又百九十三條のごとき公務の超越行為であるとかという様な事なる場合でもない。その及ぼす影響はその中間くらいであらうというので、この刑罰を御規定になつたのです。刑罰の高い安いを以てこの規定の有効無効といふことは、結論は出て来ないのです。だから、その量刑、法定刑をここにお定めになることは、むしろ中間的或いは百九十四條、このいづれかをとりざるを得ないと思ふのです。問題はむしろそうでなくして、私はこの規定を置かれる以上は、原案の第二條、修正案の第三條になります。公安調査官が規制のために調査について、その職権を濫用し超越した場合において、この刑罰規定が適用せられる。ここに新しい職権濫用罪というものが創設されたわけであり。併し、この法律の持つたところの適用範囲といふものはひとりの公安調査官のみではないのです。公安調査官の持つ職権といふものを五〇%といふことは、他の五〇%は司法警察官が持つてゐるのであります。即ち本原案の第三條の事案があるかないかといふことは、これは司法警察官の職域であります。更に、これがありと認定された場合において、初めて原案の第四條以下で公安調査官に職域が発動して来るわけであり。従つてこの一つの事案に対しては、その五〇%は司法警察官の

持分であり他の五〇%が公安調査官の持分である。でありますから、原案の第二條の職権濫用行為に対するところの保障規定即ち制裁規定といふものは、ひとしくこれらの司法警察官にも遵守させる、遵奉させる必要があるのです。これは法務総裁もまさにその通りであります。委員会が答弁になつた。賛意を表せられておられるのであります。緑風会の方々がそれをお忘れになつたか、或いは気付かれておつても故意に落されたか、いづれにいたしましても、これを首尾一貫させるためには政府も同意をしておられるのであります。して見ますれば、原案の第二條のところは「捜査する者」と、こう入れなくては行けない、表現は別といたしまして……そういう措置を第二條に入れまして、そうしてこの罰則の中へ取入れて来なくては行けないと思ふのであります。さうにしてこそ初めて、原案の第二條、修正案の第三條といふものは、裏付けあるところの保障規定として役立つのです。この修正案のごときいたしますれば、原案の第二條の範囲にとどまりまして、大部分の捜査の範囲においては何らの効果をもちたらない。捜査に従事するところの司法警察官、或いは事務官、検事、これらの者はたやすく原案第二條の規定を犯すことが得得るというところは想像にかたくないのです。むしろその弊害が多いかも知れません。だから、さうした場合におけるところの措置といふものは当然なされなくてはならぬと思ふのであります。

又この罰則規定がこの調査官の職務行為に対して全的に適用ができない、この表現では……例えば調査官が必要に私なら私を尾行しておつたという場合には、この罰則は適用できないのです。若し私が選挙をしてゐる。その場合に毎日不必要な尾行がついて廻つて御覧なさい。忽ち落選になつてしまふ。そういう事も用いられてはしようね。その場合においてこの本法は動かかないのです。皆さまお笑ひになつていらつしやいますけれども、これが政治闘争が熾烈になりまして、反対党をどうしても弾圧しようというやうな政府の立場に追い込まれた場合におきましては、そういうことが当然行われることは想像にかたくないのです。だから、そういうことは、この本法の持つところのいろ／＼な不備欠陥といふものが、今後におけるところの各種の合法的な行動の上に、合法的な争ひの上に……これが及ぼして来るということに、本法に危機を抱くのです。そういう点において、私はこの保障として設けられました新しい罰則規定といふものの適用範囲が非常に狭められたこの表現では、いさし私には考慮するべき必要があると思ふのです。いわゆる原案の第二條に対して、世の非難を阻止するために、かような保障規定を設けたと、これは結構です。併しその保障規定の及ぼす効果といふものが非常に狭められてゐるという点を指摘してやまないのです。この点は更に私は緑風会諸氏に御考慮を促したいと思ふのでございます。(答弁を開きましようと呼ぶ者あり)

いまだ、この原案、修正案の附則の第六項の修正におきまして、刑罰二百六十二條第一項を適用されております。いわゆる準起訴手続及び審判請求権といふものがここに準用されておるのですが、かような規定をここに準用される必要性といふものについて、お伺ひしておきたいと思ふのであります。まだ私の時間があと三十分ありますから、再質問及び再質問の時間にご利用を確保しておきたいと思ひます。以上御質問申し上げた点につきまして、どうか中山さんから法律的に詳細に一つ御見解を表示して頂きたいと思ひます。この質疑の応答に關しましては、我々は参議院のあり方として笑われたくないと思ふのです。参議院は如何にも参議院らしく、法案に對しまして忠実に審議して、国民の負託に応へたと、こういうことをここで具現したいと思ふのです。その意味において中山さんからの詳細なる御答弁をお願いしておきたいと思ひます。(拍手)

○議長(佐藤隆武君) 木村法務総裁。〔原稿でございましたか〕休憩「吉田の答弁の跡仕末だ、しつかりやれ」と呼ぶ者あり

○國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手

○國務大臣(木村篤太郎君) 昨日、首相の答弁に對して疑義があつたやうでありますから、私からその点を釈明いたしておきます。(疑義とは何だ)と呼ぶ者あり

伊藤君の御質疑の要點は、要するに憲法所定の基本的人権は尊重しなければならぬ。本法案においては基本的人権を阻害する機嫌が多分にある。これをどうするののかといふことが要點であらうと私は考へておるのであります。勿論昨日首相はこの点に觸れて申された通り、本法案はとにかく日本の治安を維持する上において必要欠くべからざるものであるから、この法案に對する行き過ぎの点についての世間の批判があつても是非とも通過させたい、こ

ういう意味の答弁であつたのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)ただ、「行き過ぎがあつても」といふのは、これは行き過ぎがある非難があつても、こうしななければならぬといふことであるのであります。(君じや駄目だ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)特にこの法案は、私はかくのごとき破壊的活動をするやうな者に対しては、基本的人権は認められないのであります。かような行為は保護するに値しない行為であります。勿論、憲法の保障する基本的人権は保護しなければならぬ。併し一人の人権を保護せんがために多数の人権を無視しては行けないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)これは憲法所定の……(発言する者多し)

○議長(佐藤隆武君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君)(続) いわゆる公共の福祉であります。公共の福祉は多数の人権を擁護せんとすることであり。而して、その人たちに幸福をもたらしうことが公共の福祉であります。世間では往々にして一人の人権を保護せんがために多数の人権を無視する機嫌があるのであります。我々は、国家の治安を維持するといふことは、要するに多数の人権を保護するといふ立場をとつておるのであります。(嘘つけ)と呼ぶ者あり)この場合において、(法務総裁憲法蹂躪)と呼ぶ者あり)本法所定の暴力行為といふやうなものは、これは憲法におい

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

て保護せらるべき行為でないのではありません。従つて本法案においては、かような暴力を用いるような行為を所定せんとするのではありません。従つて憲法に言われる基本的人権を奪も侵奪するものではないのであります。(拍手)この意味において、総理は、多少の行き過ぎの非難がありとしても、本法案は是非通過させたい、こういうことではありません。(総理を出せ、答弁にはならぬ)「明快な答弁だ」質問は五つあるのだよ。「総理出て来い」「べらぼうな話だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(佐藤尚武君) 中山福蔵君。

○中山福蔵君(登壇)。

中山福蔵君 私どもの同僚であります伊藤さんの真摯なる態度に對しまして、謹んで私は敬意を表します。(敬意を表されてもいい気はしないぞ)黙つて聞け」と呼ぶ者あり。

そこで、録風会が破壊活動防止法案に對して基本的人権を擁護する上において遺憾はないかという、政府と関連しての答弁を求めておられるのであります。この点について先ず以て一言しておきたいと思ひます。憲法第十一條には、國民は全部基本的人権の享有を妨げられない、こういうふう書いてあります。これは永久に私どもに與えられた権利である。これは御承知の通り一七七六年七月四日にトーマス・ジェファソンが起草しましたアメリカの獨立宣言の第一項に規定された條項から流れを酌んでおると私は見ておる。而してこの憲法第十二條にどういふことが書いてあるかという、この基本的人権というものは、不斷の努力によつて國民はこれを保持しなければ

ならないと、こう書いてある。(その通り)と呼ぶ者あり)そうして、その後段に何と書いてあるかという、併しなからこれを濫用してはいけないと書いてある。(拍手)「鬼の首か」と呼ぶ者あり)社会公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うと書いておられるのであります。(その通り)「鬼の首か」と呼ぶ者あり)その一点だけを強調して、この責任と濫用を度外視するということは、近頃の滔々たる弊風であり、而もなお皆さん方は、憲法をお説きなさると、憲法第十五條にはどういふことが書いてあるかという、私もは國家の全公務員の選定並びに罷免をする權利を與えられおるのであります。帝國憲法時代の我々の立場と今日の我々の立場とは雲泥の差があるといふことを皆さん方は一つ頭に入れて頂きたい。(とんでもないことだ)と呼ぶ者あり)なお且つ十六條、十七條には何と書いてあるかという、平穩な手段によつて、官吏の罷免、選任並びに法律の制定、廢止をいふものができることになつておるのであります。でありますから、これらの全部の憲法の精神に鑑みまして、私も録風会員としては、適切妥當なる修正を施して、そうして現下の混亂せる社会情勢に對処しなければならぬ、かように考へておる次第であります。(教育勸諭みたいだね、君らは)と呼ぶ者あり)「さういふ建前でおるといふことを伊藤さんに先ずお考えを願ひたいと思ひるのであります。(奇説だね)と呼ぶ者あり)それから第二点でございまして、第二という修正案の規定を置いたといふのは、これは法律か何か、法律の本質的にはどういふものかというお尋ねで

ございましたが、これは私も随分研究したのであります。これは研究しまして、特別の項目をここに設けますのはどうだろうというお話をお互いに相談し合ひまして、これは第三條に、権限を逸脱してやつてはいけない、必要且つ最小限度に、人權蹂躪の虞れがあるから、調査をし、審査をするといふようなことをやらなければいけない。だからこれは、懇切丁寧に、明確を期する上におきまして、第二條と第三條とを牽連せしめまして、第四十五條に對する規定の前提行為としてここに挿入した次第であるといふことをお酌み取りを願ひたいのであります。(その本質はどうなつておるのだ)と呼ぶ者あり)これは勿論法律の規定になつておりますから、法律の一部をなすものであります。

その次に、第四條の第一項の外患罪といふものが未だ曾つて一回しか日本において実例がないというお示しでございします。これはその通りでございします。これは仰せの通りでございします。別にそれは仰せの通りでございします。併しなから、現在、先ほど仰せられたように、ヨーロッパ大陸の情勢を見まして、この外患罪に對する規定というものが、扇動を獨立罪というやうなことに認めておるフランスのあの規定なんか比較しまして、日本がその例が少しと申しまして、これは時勢の變遷と共に、政治家が當然現在の社会の動き、世界の動きといふものを頭の中に入れておかなければ、(例えはアメリカが侵略する)と呼ぶ者あり)例えは立法、立法政策が全然議會において行われないうことになるのではないかと思ひのであります。私も

もは立法といふものの必要であるといふことは十分認めます。而して立法政策なるものは又特異の存在であるといふことを常に考へておるのであります。(何を言つておるのだ)と呼ぶ者あり)刑法といふものは刑罰を規定しであるけれども、その情状酌量といふものは刑事訴訟法の規定による刑事政策によるものなのであります。これと同じように、立法あつて立法政策といふものを忘れておつては、今日の法律の規定はできないのであります。こういうことを一つ頭に入れて頂きたいと思ひのであります。(拍手)

その次に、扇動の文字といふことに關しての、これは一松議員からも昨日仰せになりました、私も非常に参考になつた次第であります。併しなから、成るほど伊藤さんが仰せられたやうに、昭和五年の大審院の判例、その後幾分これは改訂せられておりますけれども、このうちに中正の判断を失うといふことが入つてないが、これはどうしたんだとお叱りをこうむつております。併しなから中正の判断といふのは客觀的に判事がこれをきめるのであります。でございしますから、感情に訴えて常軌を逸したといふことは、勿論これは刑罰を宣告する上におきましては、これは當然判事の頭に起り得る事柄であるとは考へるのであります。さういふふうな観点から、私も扇動の定義の中に、これはもう普通當然のことであるからといふので入れなかつた、さういふことになつておる次第でありますから、どうぞ一つさういふやうに御留意願ひたいと思ひのであります。(魂胆があるだろう)「わからぬ」「答弁じやなくて言ひわけだ」

と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) なる、その次に、無線通信、有線放送といふことについての御質問でありましたが、これは電波法並びに放送法といふのが昭和二十五年の五月の二日に發布されております。なお有線放送業務の運用の規正に關する法律が昭和二十六年の四月に發布になつておりますから、これは十分一つこの法律について御研究を賜わりたいと思ひます。ただ一点附け加へたいことは、送信した人、受信した人いづれが、若し受信することができなかつたらどらら犯罪になるのだといふお示しでありましたが、私も、受信ができなかつたやうな場合においてはこれは刑罰の對象としたくないのであります。一種の未遂行為であります。さういふ未遂の場合には刑罰の對象にしたくない、かように考へておる次第であります。(どこにそんなこと書いてある)「さういふやないのだよ」と呼ぶ者あり)その次に、この受命職員といふ、これは勿論伊藤さんの御意見を私も酌み入れたわけであります。併しこれは審理官といふ名義が書いてありましたので、あなたと一松さんの御意見、これはあなたの原案に書いてありましたが、そのときはこれは審理官じやありません、受命調査官といふやうなことにしたらどうだろうかと、あなたと私と一松さんと三人で話合つたことがありましたが、さういふやうなことから、これは尤もな御意見だといふので、さういふ規定にしたわけでございます。ほかに私も何も他意はないのであります。なお、この受命職員といふことを書いて、これに關連すると

ころのいろ／＼な規定を置かなんではどういふわけかというお尋ねでございましたが、まあこれは原案の通りにしておいていいだろう、こういうことに落ち着いた次第でございます。何とぞ一つそういう点をお酌み取り願いたいのであります。(後世の日本人は笑いますよ)「もつと理論的になさい」中山先生、理論的にやつて下さい「国会の権威のために」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤尚武君) 静粛に願います。

○中山福蔵君(続) そこで原案の第十五條の規定に關しまして御意見がございました。併しながら、これは御承知の通りに原案の二十一條の公安審査委員会というのに関連しております。この公安審査委員会にこれ又あなたの御意見を取入れまして、四つの場合を想定して、職權主義で以て、必要がある場合においては、原案においては公安調査官でなければ取調べることをできないだ事務の大体を、必要に応じて、絶対的の規定ではありませぬけれども、必要に応じて取調べてもいいと、証拠の物件というものを捜査して持つて歸つて留めて置いてもいいということに持つて来ておりますので、先ずこれくらいの点で解決ができるんじゃないかと、こう考へておる次第であります。この二十二條に挿入された四つの規定は全部あなたの御意見でございます。どうか一つさうに御了承願いたいと思ひます。(君は取引やつてゐるんだらうと呼ぶ者あり)

○この刑事訴訟法の二百六十二條の準起訴の手續というところについて、最後にお尋ねがあつた次第でございます。昭和三十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前會の続)

が、これはあの程度でいいじゃないかと、かように考へました。どうかさう一つのお含みおきを願ひます。

○議長(佐藤尚武君) 午後二時まで休憩をいたします。

午後一時五十九分休憩

午後二時二十一分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引續き、これより會議を開きます。

質疑を繼續いたします。伊藤修君。

(拍手)

○伊藤修君 本日は休憩中に總理大臣の出席を求めておりますので、如何になりましたか、御返答願ひたいと思ひます。

○議長(佐藤尚武君) 總理大臣に對しましては、その出席を求めまして、答弁をいたされるように取計らいたしと存じております。後刻出席されるように取計らいたしと思つております。御発言を願ひます。

「伊藤修君登壇」

○伊藤修君 午前中の私の質問に對しまして、発案者を代表して中山君が御答弁になつたのでありますが、中山君の御答弁は私の質問事項三十三點に對しまして一點をもお答えになつていないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) 私は参議院のあり方といたしまして、少くともかような重要法案に對し、我々はまじめに、その法案の重要性に鑑み、慎重にこれを審議いたしたいと考へておる次第であります。

(その通り)と呼ぶ者あり) 然るに発案者の重大な責任をお持ちになりました代表者の中山氏の御答弁は、あのようにな御答弁で以て、國民は果して参議院に對しまして信頼の意思を表明するや否や。(拍手、「十分信頼する」と呼ぶ者あり) 私は非常に遺憾なお答えであると存する次第であります。中山さんにおいて御答弁がでないならば、同様に岡部さんにこれをお願いいたしたいと考へるものであります。併し岡部さんは御承知の通りお体もよくないのですから、私はこれを御遠慮申しております。次第です。午前中の質疑に對しまして、休憩の時間もおつたのですから、重ねて私は質問に對して詳細にお答えをお願いしたいと存する次第です。

かような趣旨を申し上げることは、諸君も御承知の通り、この一般法に對しまして國民がこれに關連される場合において重大な影響がある。法務委員会、今日までとつて来た態度というものは、他の委員会と異なり、特殊な一つの行政機關の問題ではありませぬ。憲法附屬の大典をこゝとく法務委員会においてこの重責を果して来た。法務委員会において決定することとはすべて八千五百万の國民全体に及ぶところの法律案に關してあります。故に私たちが政治政黨を超越して今日までその審議態度を持して参つた。曾つて私が片山内閣當時におきまして、自派の提案するところのあの農業資産特別相続法或いは売淫法禁止法又は経済警察法に關する法律、こういうような當時の内閣の重要な法律案をも、その内容は憲法に抵触し、疑義があるという場合に對しては、参議院の法務委員会の手によつてこれを審議終了に終らしめて、否決の運命を招かれておる。私は参議院の法務委員会の権威というものは、又参議院の権威というものは、そこにあるのではないと思ひます。かような観点に立ちまして、從來参議院といたしま

しては、衆議院が持つて参る法律案に對しましては、常に慎重審議をいたしましたし、過日成案を得ましたあの会社更生法に對しまして、百二十カ條の修正を加えた。而してそれは衆議院においてそのままこれを承認されておるのです。この修正案に對しまして、昨年の十二月二十八日にG.H.Q.にこれの了承を得、以来その修正案に對しまして、各人の意見を十分これは検討する余地を與えるべく、半歳に亘つて握つておつたわけです。一つの修正案を作りまして、なおこれに欠けるところありや否やという慎重な態度を持して、あの成案を得て、衆議院に回付して、衆議院はこれを呑んだのです。およそ修正案を作る場合において、殊に法務に關する修正案を作る場合においては、かような慎重な態度を持して参つたのが今日までのあり方です。かるが故に、参議院の法務に對するところの權威というものは、私はこの權威といふものを常に維持して参つたことと同く信じて疑はないのです。今日かような法案に對しまして、この修正案に對して法務委員会において何らの検討をもなされてないのではありませんから、この場合、本會議においてでも、少くとも國民がその修正案の内容について、どういふ点が問題になるのか、どういふ形に修正案が形作られていくのか、その解釈、疑義というものを對して、どういふ見解があるのかというところを、つづきに國民に知らしむる必要があると思ひます。かような意味からいたしまして、午前中の質疑に對して重ねて中山さんの詳細な御答弁を煩わしたいのであります。

あと一回しか再質問ができませんから、續けてもう少し……。今朝の質疑に際しまして、昨日の總理大臣の御答弁について、本法の基本的な考え方、重要な関連を有するのでお尋ねいたしましたのですが、それに対して法務總裁が御答弁になりましたけれども、私の質問の趣旨を少しも把握しておいでにならない。従つて、私はこれに對しまして、重ねて法務總裁並びに總理大臣に御質問を申し上げたいと思ひるのです。

先ず片岡議員に對するところの御答弁として、これに反對するものは暴力団体を教唆し若しくは扇動するものである。この法律が制定されれば、暴力団体の発生は完全に防止できる。——この問題につきまして私はお尋ねしたいのです。およそ法律を制定する場合においては、これに對するところの見解を國會議員として表明することは当然のあり方です。又この疑義を質し、それに對して十分の満足するところの答弁のない限りは、この法案に對して反對の意を表明することは當然のあり方です。殊にこの法律案が持つところの疑義というものは、私の委員会におけるところの質疑によつても十分質されておる。その点を考へますれば、この法律案の持つ疑義というものは、今日こゝで以て申上げるまでもなく十分承される。國民の憂えるところのものは、原案第三條に表示されるところの刑事規定、即ち内乱とか騒擾とか、或いは殺人、強盜、汽車転覆、こういう凶悪なる犯罪について云々するのではないのです。この掲げられておるところのいわゆる破壊活動の基本的刑事規定、これは本法に明示しなくとも、刑事法規即ち刑法典に

ら、續けてもう少し……。今朝の質疑に際しまして、昨日の總理大臣の御答弁について、本法の基本的な考え方、重要な関連を有するのでお尋ねいたしましたのですが、それに対して法務總裁が御答弁になりましたけれども、私の質問の趣旨を少しも把握しておいでにならない。従つて、私はこれに對しまして、重ねて法務總裁並びに總理大臣に御質問を申し上げたいと思ひるのです。

先ず片岡議員に對するところの御答弁として、これに反對するものは暴力団体を教唆し若しくは扇動するものである。この法律が制定されれば、暴力団体の発生は完全に防止できる。——この問題につきまして私はお尋ねしたいのです。およそ法律を制定する場合においては、これに對するところの見解を國會議員として表明することは当然のあり方です。又この疑義を質し、それに對して十分の満足するところの答弁のない限りは、この法案に對して反對の意を表明することは當然のあり方です。殊にこの法律案が持つところの疑義というものは、私の委員会におけるところの質疑によつても十分質されておる。その点を考へますれば、この法律案の持つ疑義というものは、今日こゝで以て申上げるまでもなく十分承される。國民の憂えるところのものは、原案第三條に表示されるところの刑事規定、即ち内乱とか騒擾とか、或いは殺人、強盜、汽車転覆、こういう凶悪なる犯罪について云々するのではないのです。この掲げられておるところのいわゆる破壊活動の基本的刑事規定、これは本法に明示しなくとも、刑事法規即ち刑法典に

おいて明らかにされておるのです。且つ又本法にこれを取入れましても加重罰はしていない。刑法規定そのままであるんです。ただ本法が目指すところのものは、これらの犯罪を犯すために、若しくは犯す意図を以て予備、陰謀、教唆、補助、そうして扇動、こういうものを取締ろうとするところに狙いがあるわけです。政府の提出するところの大きな眼目はここにあるんです。而してこれらの行為をなした者について規制をしよう、その団体を規制しよう、ここに本法の目的があるわけです。その場合において最も恐るべきことは、これらの予備、陰謀、補助、教唆、扇動というもののなかにおきまして、教唆と扇動は独立罪になるとか、刑法の基本的概念をこの特別法において根本的に改正しようという、大きな刑法理念の大変革をここに求めようとするところの問題があり、それに附随いたしまして、その扇動行為というものがともすると拡大解釈をされる虞れがあるんだと、又教唆という場合においても然りである、助言補助という場合においても然りである、単に補助と申しまして助言補助というものがあがり得るんです。こういう場合においてやはり問題を生ずる。と申上げるのは、一つの言葉が、一つの言論が、若しくは文障が、その当事者の企図する意思は決して内乱とか騒擾とかいうことを企図してはいなくとも、これが内乱を企図しておるか否かというところは本人の意思にかかわらず客観的にこれを決定するわけです。即ち或る学者がソヴィエト革命の必要性、正当性というものを述べたといえます。その学者の述べておることは

学究のために述べておるのにもかかわらず、その学者がたまたま某政党的人と近しいとか、或いはその人たちが秘密に会談しておるとか、又その他日常の行動においてそういうことが推定し得るといふような、諸般の事実が客観的に総合されて決定付けられた場合においては、この客観事実とその学者が述べたことと相対照しまして、ここに因果の關係を求め、且つ又これを以てその人の企図するところの意思を決定する。内乱の意思があつたと決定する。内乱の意思ありや否や、騒擾の意思ありや否やということは、内心的の意思であるから、決してこれを容易に客観的に認定することができないことは当然のことです。従つてその意思ありや否やといふことは、客観事実を以て総合的にこれを認定する以外に方法はない。その場合において、先ほど申しましたような客観的事実が総合されて認定されることが、容易にこれがあり得るといふことです。而もその認定は誰がするか。先ず第一段に、地位の低い、常識のない警察官にも等しい調査官によつて認定される。昨夜一松議員が指摘されましたごとく、これらの人が一応認定権を持つておるのですから、その教授なら教授を直ちに捕えてこれを問題にする。それだけでその人の全生活は破壊され、全生命は失われるんです。政治家ならばそれだけで以て政治的生命は直ちに失われる。そういう濫用される虞れがあるから、この法案に對して国民全体が危惧の念を抱くのです。又言論においてもその通りです。かような構成になつておりますから、若しこの法律が制定されますれば、人々は少くとも革新的意見を述

べる機会を失うのです。若しこれをあえて述べますれば、そういう疑いをこすり、そういう嫌疑を受けることに至るのです。それを恐れるから、心ある人は黙して語らないほうが一番いいのだといふことになることは必然であります。若しそうならましたらば、過去の日本の姿に逆戻りするのじやないか。この法律が制定されると同時に我々は語らざる国民となることになつてしまふのであります。拍手これほど恐ろしい時代はないのです。その瞬間から日本は再び過去の時代へ逆戻りする虞れがあると思ふのです。さういふことで、日本を民主主義国家として育てて行こうといふことをここで阻止してしまふ、終止符を打つ必要がどこにあるか。(緑風会よく聞け)と呼ぶ者あり)どうか私は、この点に憂ふの意味において問題にしておる。法務總裁は、万遍一律に凶悪犯罪を黙殺することはできない。まさにその通りです。我々だつて暴力は飽くまで否定すべきです。これに對しましては峻厳なる法律体制を整えることについては何ら異議を持つておりません。併し問題は、さうした凶悪犯罪をこの法律は取締るのではなくして、むしろさうした民主主義國家を再建して行くに必要欠くべからざるところの新しい考え方、少くとも革新的な考え方を持つ人々らの有益なる言論といふものを、これによつて封殺してしまふといふ恐るべき結果を招来するから、我々は反對するのであります。(拍手)又、今申上げますごとく、凶悪犯罪者を対象にするといふ大きな目的があると仰せになります。昨日總理が仰せになりましたごとく、この法律ができれば暴力団体の発

生は完全に阻止することができると、こゝ言うのです。何を指して言うのですか。特務局のその局にある責任者です。この法律が制定されても、決して、現在起つておるところの凶悪犯罪、集團暴力といふものが絶滅できるときは考えていないと言つておるのです。總理大臣が何を根據にしてかやうな断言的なお言葉を述べられるのか。かやうな今日起つておるところの凶悪犯罪といふものは、御承知の通り刑法的に、これを法律的に申上げますれば確信犯といふものに類するのです。如何なる刑罰も、如何なる制裁をも覚悟してその犯罪行為を行うのです。こうした確信犯に對しましては如何やうな重罰刑でもその目的は達し得ないのです。刑事政策上さうな犯罪者に對しましては法律は無力なんです。例えばこの法律において、破壊活動を行なつた者は死刑に処せられることが、併しその死刑に処せられることを英雄と心得て、ますますさうな暴力行為を行なうことは、これら確信犯者の常道であるのです。従つて、この法律が制定されましたところが、現に起つておるところのこの種の暴力行為といふものは決して絶滅しないといふことを私は断言して置きます。又この法律が右翼暴力団に對しましては何らの規制を行なつておりません。又左翼暴力団に對しましてこれを適用しようといふ場合においては、その暴力団が地下に潛入した場合においては、この法律は無力です。それをお考え合せになりますれば、この法律制定によつて現に起つておるところの治安維持の問題がたゞ立ちどころに消滅するなんという甘い考え方をもちになつて、今日起

つてあるところの治安対策を立てられることは、余りにも近視眼的な無定見な政策であると言わなくてはならぬと思ふのです。(拍手)總理大臣はどういうところに根據を持たれたか。さういふ断言をなさるか。私はこの点に對して總理大臣の御答弁をお願いしたいと思ふのであります。(總理はどうした)「緑風会しつかり聞いておいてくれよ」と呼ぶ者あり)又總理は、破壊法は決して言論の抑圧や基本人權の侵害を目的としたものではない、治安維持法に對する悪評を破壊法に転嫁するのは卑怯である、こゝ仰せになります。併しこれも私は吉田さんといひました。法律家は吉田さんといひました。法律家ではないのですから御無理もないと思ふのです。又前夜の自由党の總會等があり方から考えまして、相当お疲れであつたから、たま／＼かやうなお言葉が出たと存するのであります。併し總理としての責任ある御答弁といひました。いま少し慎重に御答弁あつて然るべきです。少くとも國民を代表して行政権の最高首班としての責任を持たれる以上は、この言葉たるや輕々に述べらるべきものではないのです。この法律が言論その他の基本人權を制約することは今更ここで贅言を用いるまでもないのです。先ほど申上げましたところによつても十分窺ひ知り得ることと存じます。我々は曾つて治安維持法が制定せられた当時、皆さんも連記録を御覽になつたでしよう。決して濫用されない、拡張解釈されないといひました。その言つた責任者が第一線に立つて國民に接するわけではな

いのです。一たび法律として現われれば、その法律の持つところのい

ゆる効用力、法律の持つところの機動力というものを十分第一線の人は活用するのです。現に警察方面におきましては、早く破防法ができないか、引つ括つてやる、こういうことを高言しておるのです。それほど、この破防法は融通無碍に利用される虞れが十分あることは皆さん御承知の通りです。例えば予備、陰謀、補助に對しまして、緑風会の修正案では融通はお除きになりました。併し刑法總論の教唆というものは、やはりこれらのものにかかつて来るのです。その教唆と、刑法總論の教唆と、及び修正案に基くところの独立罪の教唆というものを、法律的に御考究になりますれば、その複雑な法理觀念を利用いたしまして如何にもこれを悪用できるのです。現に我々は皆つて治安維持法において苦い経験を経て来て、又そろそろな融通無碍な法案を、感情によつて、面子によつてこれを鰻呑みにする。或いは些々たるところの修正によつてこれを通過せしむる。こういうお考え方は絶対にこの際考へ直して頂きたいと思ふのです。(拍手)私はあえて申し上げることは、今日の場台といたしまして、感情でもない、面子でもない、国民の澎湃たるところのあの輿論を我々は受けて立つて、如何に参議院がこれに對しまして慎重に考慮しておるかということをお示し願いたいと思ひます。(拍手)これは一にかかつて緑風会諸氏の賢明なるお考え方に左右さるべき問題であると思ふのでありますから、良識あるところの緑風会の諸君は、十分この点を再度考慮されまして、御勘案を願いたいと存する次第であります。

破防法は刑法その他の法律を以て防ぎ得ない暴力に對する法律である——これは従来の各議員の質問によつても明らかであります。私があえて申し上げるまでもなく、この法律は直接暴力行為に對しまして規制するわけじやないんです。よつて以てそれによつて行政的手続によつて規制しようというので、暴力行為自体は刑法各正條を以てやつておるわけなんです。刑法典に書いておる以外の暴力行為というものはここに取上げておられません。原案第三條はまさにそれを明示しておる。してみますれば、現行の法律でという總理の御答弁は、どこを指して言うか。この法律の第三條に掲げておるところの、列挙されておる暴力行為というものは、すべて現行刑法典に列挙されておるものを取上げておるじやないですか。この点から考へましても、總理のこの御発言というものはどこを根拠にして申されましたか、不可解に私は思ふのであります。まさに刑法典その他の法律によつて定められたる暴力行為を規制の原因としてここに取入れたに過ぎない。暴力行為そのものを鎮圧しようというならば、現行刑法をそのまま活用すれば以て足るのです。この法律の目的は、むしろそれではなくして、それによつてそれらの団体を規制しようというところに目的がある。暴力行為というものには對するところの總理の御見解が、この法律でできるなんというところとは、法務總裁はどんな報告をしておるか知らんけれども、法務總裁の報告はそれは誤まつておる。この法律で暴力行為の取締が直ぐできるとして、この法律がなければ暴力行為が取締れないなんという御見解を總理に示唆されておる

とすれば、法務總裁はその職責を果していない。職責の責があると云わなければならぬ。(拍手)「みんな茶坊主ばかりだ」と呼ぶ者あり。二松議員に對するところの御答弁については先ほどよくつとねられておきました。たとえ行き過ぎがあつても破防法を速かに制定しなければならぬ。——これほど私は無茶な御答弁はないと思ひます。一國の總理ともあるものが、行き過ぎがあつてもこの法律を作らなくちやならんというやうなお考え方は、國民が果して納得するでしようかどうか。良識あるところの皆様が靜かにお考え合せ下さいますれば、十分私の申し上げることはおわかり下さると思ひます。かやうなことは私から申しましたれば暴言です。それが單なる一属僚の言葉なら我々は聞き流します。吉河君あたりが言うなら聞き流しておきますが、併し總理としての御発言としては輕々にこれを聞き流すわけには参りません。少くとも、この御発言に對して釈明せられるか、これをお取消し下さるか、いずれかの方途をおとり下さることを私は切望してやまないのです。以上に對しまして先ず法務總裁の御答弁を伺ひ、中山さんの御答弁を伺ひまして、更に質問を繼續いたしたいと存じます。(拍手)「總理が出るべきだ」「答弁らしい答弁をしろよ」「詭弁は駄目だよ」「詭弁で月給をもらつてゐるやうなものだ」と呼ぶ者あり。

〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(木村篤太郎君) 只今の御質問に對してお答えいたします。伊藤議員は如何にもこの法案が言論を抑圧されるやうに仰せになりまするが、この法案のどこを見てもさうなことはないであります。(笑聲)政治の批判、政策の批判は御自由であります。如何なる批判といへどもこの法案において禁止はいたしておりません。ただ、内乱を起そうとか或いは騷擾を起そうとかいふやうな意思を以てやるやうな言論は、これは國家治安の責任上取締るのが當然であります。(誰が判定するの)君が判定するの(誰か)「呼ぶ者あり」尤も言論の自由は憲法において認めております。併し、御承知の通り公共の福祉という大前提において制限を受けることは、最高裁判所の判決によつても極めて明瞭であります。今日最も我々の関心を持つべきことは、國家の基本秩序を破壊するやうな内乱及び地方の騷擾を起すやうな騷擾、(アメリカの兵隊さんのことか)「呼ぶ者あり」かやうなことの實現を目的として世論を迷わすやうなことがあつては、國家の治安上これは放置することができないのであります。今日この法案の目的とするところは、だんだん破壊的暴力行為を以て國家の治安を亂そうとするやうな(だから戦争はやめろ)「呼ぶ者あり」組織を、先ずこれを規制して行こう、それに附随して刑罰の補綴をして行こうというのがこの法案の狙ひであります。これに對しては私は決して國民が反對するものでないことを確信しております。我々としては、日本の治安の維持の下において、維持の必要上、かやうな行為は絶対にこれは抑制しなければならぬというところは同感であるやうに、私は固く信ずるのであります。そこで問題はいろいろこの扇動ということにかかつてゐるのであります。この扇動ということ

は、ややとすると、これは濫用される虞れがあるのじやないかという御懸念であります。(簡單々々)と「呼ぶ者あり」勿論、濫用ということについては十分我々は警戒はしているものであります。併しこの濫用は……(すばらしいものはない)「呼ぶ者あり、笑聲」これを慎むことは、我々はこの法案の各所において最も注意を拂つてゐるのであります。(どういふやうに注意を拂つてゐるの)「呼ぶ者あり」要するに、この濫用を防止するということについて皆さんの御懸念であらうと考へておるのであります。これにつきましましては私は多くは申しません。委員会におきましても詳細にその点を述べておるのであります。(反對することが扇動することになるの)「それを言え」「呼ぶ者あり」この扇動につきましましては、昭和二十五年の刑法の仮改正案におきましても、これは認めておるのであります。まだ改正は確定はいたしておりませんが、各學者、實務家を集めまして、刑法の改正案もできております。それについても、この重罪犯についての扇動ということは一の犯罪として認めておるのであります。さうよにこの扇動ということについては重点を置いておるのであります。この法案におきましても、かやうな國家の秩序を破壊するやうな行為について扇動は、當然これを規制して行くというところは言わなくてはならぬのであります。この点については十分に皆様の御考慮を私はお願いいたします。こゝろ考へておるのであります。(秩序を破壊しておるのは軍國主義だ)と「呼ぶ者あり」

○議長(佐藤武君) 中山福藏君。

〔中山福藏君登壇、拍手〕

○中山福藏君 我々に対する質問は第二回になつたように実はお聞きしたのですけれども、ただ一言伊藤君に申上げておきたいことがあるのです。私が一点も答弁をしなかつたところ、野党としての常態語と常々私は笑いに紛らしているのですけれども、こういうことは十分一つまじめに考えて頂きたい。(どつちがまじめだ)と呼ぶ者あり)私は伊藤さんは最もまじめな方だとして常々尊敬を拂つておる。どうか一つ、そういうことは、ただ徒らにこれを委員会に持ち込むための言辭として私は受取れない。(発言する者多し)どうかよろしくお願いしたいと思ひます。(発言する者多し)

○議長(佐藤尚武君) 静肅にお願いします。

○中山福藏君(続) なお、午前中の足らないところを補充させて頂きました。これは書版のときに伊藤さんの問いが私の所に使ひを以て参りましたので、三十三点が幾点かございましたので、頭の悪い私が思い落した点もあると思ひます。(三十四、五点が)と呼ぶ者あり)それで公聴会の意見を取入れなかつたというのはいささかと言つてお尋ねになつておるのです。本修正案中には公聴人の意見は充分取り入れてあるのです。即ち「ため」よりもむしろ「目的をもつて」という言葉が第三條にあります。これは牧野英一さんの意見を取り入れたものであります。この刑法学者の御意見を入れて規定したような次第であります。又、この第二條でございしますが、本法の拡張解釈をしてはいけないということを入れたほうがいいだろうとおつしやつた滝川幸辰

氏の意見を採用しました。これもやはり刑法学者として敬意を拂ひまして、撤回したらいだらう」と呼ぶ者あり)この修正案のうちに挿入した次第であります。(滝川先生の論旨はそんなところがない)と呼ぶ者あり)なお、もう少しまじめにやつて下さい。私はあなたの方のおつしやるときに張つたことは一回もないのです。ほかの人は張つたかも知れん、私は張つたことはない。だから、よろしく一つ聞いて頂きたい。(生意氣なことを言ふな)と呼ぶ者あり)事を聞く前に張つたことということは子供のすべきことだ。それで、島田武夫さんが、ここに

ある扇動という文字は、御存じのように刑法上にはその文字がない、その意がはつきりしないので、その境界を明確にしておいたほうがいいと、こういうことを弁護士連合会の権威者としての島田武夫氏が言われましたので、これは私も成るほどという気持ちになりまして挿入した次第でございます。なお「所持」を削除したというのも、これはたゞさんの学者の人の意見を聞きまして、文化人の方々の御意見も承りまして、これは取つた次第であります。だから公聴人の意見は少しも取入れないという思召は私としては首肯することができませんので、この点御説明申上げておきます。

それから先ほど伊藤さんが北海道には共同聴取をするところの有線放送業務に関する設備が一方所しかないとおつしやいましたけれども、これは四百九十一カ所あります。(はあ、それですか、一つ説明して下さい)「名前を挙げて下さい」と呼ぶ者あり)でございしますから、こういう点につきましては、

やはり送信が結果を生じない場合におきましては、これは処罰の対象とする必要はないと、かように考えておるのではありません。どうかこういう点も御留意を願ひたいと思ひます。

それからこういうお尋ねでございます。附則第六項の修正、刑罰第二百六十二條第一項について準起訴手続及び審判請求権についてどう考えるかと、こういうわけでございしました。修正附則第六項の規定によつて、公安調査官の職権濫用罪の不起訴について、刑事訴訟法の第二百六十二條の、いわゆる準起訴手続がそのまま働くのであつて、その取扱については、右の刑事訴訟法並びにこれに基く刑事訴訟規則の第七十條以下の手続規定の例に従うのが当然だと実は考えておる次第であります。

その次にこういうことをお尋ねになつております。職権濫用の罪について作意の場合があり得るかどうか。なお公安調査官が不必要なものにもかかわらず調査に名をかりて尾行する場合は本條が適用されるかどうかと、こういう事柄についてお尋ねがあつたように考えておりますが、以下の通りお答えをしたいと思います。職権濫用の罪は、公安調査官が故意に職権濫用を逸脱し、人をして義務のないことを行わせたり、行ふべき権利を妨害することがあつて、作意犯が成立するか否かは、具体的事実について判断すべきものと考えるのであります。第二番目に、又公安調査官が、必要がないにもかかわらず、調査に名をかりて尾行する場合、その相手方をして義務のないことを行わせたり、行ふべき権利を妨害した場合には、職権濫用罪が成立するも

のと考えるのであります。第三には、司法警察官がこの法案に規定する犯罪の捜査をする場合は、他の犯罪の捜査をする場合と同様に取扱いすべきものであつて、その職権の濫用についてはすでに刑法第九十三條以下第九十六條の規定がございしますので、特別な規定を設ける必要はないと、かように考えるのであります。

その次にこういうことをお尋ねになつております。公安審査委員会の審理について修正しているが、直接審理主義をとる趣旨か、又は書面審理主義の原則としてかかる調査ができるものとする趣旨か、その理由如何。右の調査の処分は、当事者の申立てによるのか、又は職権によつて行ふものか。何故にこれを明瞭にしないのか。右の調査の処分の本質は行政処分であるかどうか。司法処分か。こういうお尋ねであります。行政処分であるとするれば、その処分について行政事件訴訟特例法による訴訟を提起することができるとか。若しできるとすれば、すでに出来るた処分の回復はどうするか、こういう御質問だつたと考えております。

そこで、以下の通りお答えしたいと思います。審査のための必要な取調べである。審査は公安調査官の提出した証拠等についていたすのであります。このために必要があるときには直接の取調べをするものである。かようにすることには、事務の迅速なる遂行と判断的確性を期する上において適当な措置と考へるのであります。この審査のための必要な取調べは、政府の答弁の通りであります。委員会の職権によるものではないと。もとより当該団体はそ

の発動を促すための事実上の申立てをするのであります。委員会の調査上の処分はもとより行政上の行為であるが、相手方に対して全く強制力がない行為であります。次に、この行為は相手方に對して強制力がなく、従つて相手の権利関係といふものを強制的には変更するといふことが生じないから、訴訟の対象とならないのが一般であるが、仮にその変更を生ず場合には訴訟の対象となり得ると、かように考えておる次第であります。

あと三點お尋ねが、ございましたから念のために申上げておきます。扇動の定義を規定しているが、扇動の構成要件として次の点はどうか。不特定又は多数の者に対する場合に限り扇動となるのか、あるいは、こういうふうなお尋ねでございますが、扇動は、特定の決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激であるから、感情に訴へて相手に右のような心理上の変化を生ぜしめるものである。従つて、通常の場合には、この内容から見て、不特定又は多数の者に対して行われることになるかと考えるのであります。

その次に、図画は、社会通念によりまして図画と認められるものであつて、フィルム、写真は図画に含まれるものと考へます。言動と申しますものは、広く言葉又は動作を意味しているものであります。放送、演劇等もこれに含まれると、かように考える次第であります。その次に、修正案第十六條の「不必要な証拠」についてという、これに関連したお尋ねのようであります。既案

第十五條は、意見、弁解の手續を進める上において必要な規定と考へます。これによつて取調べないのも自由勝手なものである。この規定の内容については、政府の説明した通り全く取調べる必要はない場合等に限定されておると、こゝ考へておる次第であります。

最後に、第四條第一項第一号という規定についてのお尋ねでございます。「無線通信又は有線放送による場合であります。無線通信による通信とは、無線装置によつて通信を發することとございまして、いわゆる放送は個人の非法法の設備による放送の場合も含まれる。現下の事態に鑑みまして、かような施設による破壊活動の行われる危険があると考へましたので、修正した次第であります。

以上誠に言葉が早くておわかりにくかつたかと思ひますが、決して伊藤さんのおつしやることをなぞりにして申上げるのではありませんので、どうか十分そつちの点は御了解をお願いしたいと考へておる次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 伊藤修君。

〔伊藤修君登壇、拍手〕

○伊藤修君 先ず法務総裁に私は再質問をいたしたいと存じます。

法務総裁は、委員会以来、何かの一つ覚えという諺がありますが、常に暴力行為、暴力行為といふことを掲げられておるのです。我々は何も先ほども申し上げましたごとく刑法に規定するところの各暴力行為を否定するものではない。それは問題でないのです。それに名をかつて、名をかつて各種の扇動教

唆というやうな附随的なものをつつて、それによつて規制しようといふところに大きな疑義を生ずる。大抵大衆をなやまして、国民の基本人権はそれによつて著しく制約される。それを我々は指摘しておるのです。ですから、その点に懸念を致してただ暴力行為が云々といふ、こゝろの答弁では満足できないのです。又法務総裁は、昭和十五年度におけるところの刑法修正案によつてこの扇動といふものが議せられておると——御承知の通り昭和十五年は大東亞戦争の始まる直前です。国内情勢、国民思想、国の基本的な考え方といふものは、今日とは雲泥の相違です。その当時の刑法修正案に仮に扇動といふものが取上げられておりましたからと言つて、今日の時代においてこれを直ちに刑法に取入れるといふ考へ方は毫末も肯定できないのです。(「そうだと」呼ぶ者あり)殊に刑法改正は、御承知の通り第一国会でしたか、第二国会において、我々の手によつてなされておる。その際におきましては法制審議会の考へ方としてもGHQの考へ方としても、毫末も扇動に對しては、これは意見もなければ、さういふ考へ方も現われて参つていないのです。全く問題になつていなかったことは御承知の通りです。然るに、今日すでに死んでその影すらわからないやうな昭和十五年の刑法修正案に取上げたかからと言つて、これを正当付けるところの何らの根拠もあり得ないと思ふ。さういふことを取上げて、いわゆる扇動といふものが合法的だといふやうな考へ方は、法務総裁の考へ方の方の余りにも時代のズレがあるといふことに私は心から淋しさを感ぜずにはおられないのです。(拍手、「ほけていて使

ものにならない」「だから追放だ」と呼ぶ者あり)御承知の通り、この扇動罪をここに取上げんとするところのゆゑんのものは、広く「網打蠅」にすべの行為を皆規制しようといふ意図から出ておるのです。(「その通り」と呼ぶ者あり)我々は、内乱を企図し、或いは騒擾を企図し、汽車を転覆すると、こゝろの教唆なり、実行行為なり、こゝろの扇動は厳に取締るべきです。さういふやうにして、正しい見解を表示された場合においても、それは先ほど私が説明申し上げましたごとく、他の客觀的事実によつて、あたかも内乱を企図しておるがごとく又騒擾を企図しておるがごとく、さういふに認定されるのが容易であると思ふ。而もその認定権は地位の低い人々がこれを把握しておる。それによつて我々の基本人権は容易に侵され得る危険な状態に置かれるといふことを私は指摘するのでありますが、(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)それをも顧みられないといふ法務総裁の考へ方は、在野法曹から上られた法務総裁としては誠に遺憾に堪えないのです。若し法務総裁が在野法曹として、一たび国民の権利保護の立場に立つて弁論をなさる場合において、私が只今申上げることは即ちあなたがお述べになることと私は存するのです。(「その通り」と呼ぶ者あり)如何にその地位が総裁なりといへども、朝に於て曲げられた考へ方を以て一國の大切な立法をなさるといふことは、誤まれるも甚だしいと言われなくてはならぬと思ふのです。かような点は法務総裁においても再度御考慮をなさるべき筋合いのものであらうと、ここに

強く警告を申し上げておく次第であります。又、中山さんの今朝ほどの御答弁に對しまして、私が何も御答弁がなかつたと言つた点について御指摘がありましたが、成るほど今朝ほどの御答弁は、権利の濫用の一端と、及び扇動に對するところの一端は述べられました。その他はさういふ考へであるといふだけであつて、御答弁の内容になつていなかったから申し上げたわけでは、その二点は成るほど御答弁がありまして仰せになりましたが、これは當然のことです。正しい行為でありまして、それが濫用の程度に至りますれば違法行為である。併し國民が持つところの基本人権を保持することに對して、最善の努力をすることは憲法の第十二條に明らかなである。併しそれは権利の濫用に亘つてはならない、こゝろ申しておる。これまさにその通りであります。ただその場合において、我々は言論の自由は持つておる。併しこの自由は最大無制限をなしてもいいということではない。おのずから制限を受けます。國家の秩序を破壊してはならない。併し破壊せざる程度のもので、即ち學問の研究のため、或いは革新的意見を述べ、自己の考へ方を述べて他の批判を求め、國民が自由に批判し得る程度の言論であれば、即ち相手方の権利を制約するに足らない。権利の濫用といふことは相手の権利を尊重するところの範疇においてこそ限界点がある。他人の権利を尊重したし、その範疇において自己の権利を主張する。そこに民主主義の根本的考へ方があるわけですから、我々の言論それ自体によつて

他人の権利を侵さない程度の限界点においてなら、何れこれは権利の濫用でないことは、當然です。(拍手)私の申し上げることは、我々がこれから社会全体、民族のため、國民のためにあらゆる見解を述べるといふ場合におきまして、それが是なりと信じて述べておることによつて、國家機關といふものがそれによつて破壊されないといふならば、その破壊されない限界までは我々の言論の自由といふものは許さるべきはである。それ以上にあるものでありますれば、それが即ち濫用である。私は濫用しても構わぬといふ議論を申し上げておるのではない。おのずから限界点がある。併しこの法案が意図するところのものは、その自由な当然、私の持つ、國民の持つ、許されたところの言論の自由の限界内を制約しようといふところのこの法律の欠点があると申上げておるのです。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)さういふやうな意味において、私は、この法律が、國民の持つところの基本人権を、著しく、或いは極言かも知れませんが、國民の持つところの言論、集会、結社の自由をことごとく奪い去ると極言しても憚らないところの法案であると申し上げても差支えないのであります。又この扇動に對しまして、先ほど一言御説明がありましたやうですが、私の申し上げることは、綠風会のお考へ方が扇動の範疇を狭めたお考へになつておることが、この修正案自体ではそのお考へ方が決して現われていない。むしろこの修正案の結果改悪になつたと、こゝろ言ふのです。いいですか。扇動の範疇が拡大されるということは今朝ほど分析的に申し上げたのです、緑

返して申上げる時間のいとまがありませんが、先ほど午前中の御答弁では、中正の判断を失われしめるといふことは判事の頭の中にある問題だから、この点はこれを諷刺しなかつたのだと、これは法律家として私は非常に遺憾な言葉です。およそ昭和五年の大審院の判例が指摘する中正の判断を失われしめるといふことは、今朝ほども申上げましたごとく、扇動罪の犯罪構成要件の基幹である、大黒柱でありました。この条件が若しなかつたならば扇動罪が成立しないことは、判例を解釈する場合に当然の帰結です。又政府の特務局長の見解、佐藤法制度見長官の見解も、まさにその通りのこととを述べていらつしやる。今日何人をして言わしめても、中正の判断を失うといふことは扇動罪の要件であることは、毫末も疑われないところの犯罪構成要件であることは当然のことである。それを縁風会の修正案は除いておる。従つて解釈上広くなることは言うを待たないのです。さうな条件をこれは外してしまふは無様に括弧をのけてありますから、縁風会の修正案というものは、扇動罪についても拡大されたといふことを申上げておきます。(その通りだと呼ぶ者あり)

先ほど公聴会の意見を取入れたと仰せになりました。成るほどその意見の片言をお取入れになつたことはまさに認められます。併し公聴人が言うところの全趣旨を把握してお取入れになつちやならない。ただ形式的に、その片言隻句の一つ／＼を取入れたのでは、我々立法者としての責任を果たしたといふことは言えないのです。(拍手)ただ何々の人がこの点を言つた、それを取入れた。

島田君が定義を作つたらしいだらうと言つた、その定義を作つたから取入れた、取入れたことはまさにその通りです。それは肯定します。取入れた結果が悪くなつては何にもならない。公聴人の言う趣旨を取入れることによつて、この法律が持つところの瑕疵、疵、欠点というものを補正して立派な法律にすべきである。どうしても公布しなければならぬならば、さうすべきであるといふ意見であるのです。(認識がないのだと呼ぶ者あり)その基本的な考え方を取入れにならず、形式的に、彼がこゝ言つたからその点は取入れた、取入れたものは却つて悪くした、何の面目があるでしょう。(国民の声を取入れないと呼ぶ者あり)参議院として(その通り)と呼ぶ者あり)全責任を以て、この法律が可決される場合に於いて、縁風会の方々のお考え方が以て参議院の意思を表明することに、後日国民から起るところの非難といふものは、遂に縁風会諸氏において負うべき筋に相成ることを、今から警告申上げておきます。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

どうか、私は最後にお願ひしておきます。私は、この法律案に対して、決して感情的に申上げておるのではない。どうか参議院の権威をこの法律の上において現わして頂きたい。而も皆様の御言葉から言へば、それは一部限られた人々の言葉である、大多数の国民はさうじゃないのだ、むしろ本法制定のほうを好むのだといふような御言葉があるかも知れません。併し少くとも、我々の手許に届く、言論機関が代表して始終くどく述べておるところの各意見を総合いたしますれば、澎湃として起るところの今日の本法に対するところの非難といふものは、挙げて我々これに耳をかさなくてははいけません。さうしてこれを國民の声に応えるべく、再度縁風会諸君の御考慮を促して止まない次第であります。(「名論」と呼ぶ者あり、拍手)

(國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) 答へいたします。

私は自分の地位の如何によつてその信念を変えるものじやありません。はつきり申上げます。私は現下の情勢に鑑みまして、本法は是非とも必要であるといふ確信を持つておるのであります。扇動の使い方につきましては、私が十五年の仮刑法案について申上げて、これについての御意見がありました。たが、この仮刑法案においては、扇動の用例は、公職選挙法、国家公務員法、地方公務員法、税法、食糧緊急措置令、いづれも(特別法に限つてのみ)の概念だと呼ぶ者あり)その用例を使つておるのであります。如何にこの扇動といふことは刑法一般について必要であるかといふことは、十分に御了解が願ふることかと考えております。又外国におきましても、英、仏、独、米、ソ連等におきましても、(ソ連の真似をするか)と呼ぶ者あり)広汎にこの扇動罪を処罰する規定は設けておるのであります。ただ(問題は、この法案のつまり濫用如何の点にあるのであります。濫用せざるよう十分の処置をしておるといふことは、我々はしばしば繰返したところでありまし

て、ここに申上げることはいたしません。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎君) 中山福藏君。

○中山福藏君 中正の判断をなぞ入れなかつたかといふことについて、再度御質問になつたわけでありました。私は、七歳になればいろはを教える、三十歳の人間にいろはを教える必要はない、かように考へておる。今日の日本の法律家の間におきましては、もうすでにこの扇動といふ文字を使ひまする場合は、感情を刺激して正常なる判断を失われしめる、中正な判断を失われしめるといふことは、理の当然に判決の上に見られて来るものだ、かように考へております。

なお、もう一点附加しておきます。皆様方は非常にこの破壊活動防止法案といふものを撤回せよといふ思召であります。が、言論には言論、思想には思想を以てこれに向ふなければならぬとおつしやいます。が、あなた方は國民の代表として、その言論とその思想を以て何故今日の暴動を抑え付けなさらぬかといふことを一言申上げておきます。(拍手、「その通り」何を言うか)と呼ぶ者あり、議場騒然)

○議長(佐藤寅次郎君) 相馬助治君、何ですか。相馬助治君、何ですか。相馬助治君、何を言われようとしておられますか。何ですか。

○相馬助治君 発言をしたのです。二つの発言を自席からしたいのです。(必要なしと呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎君) 何の発言ですか。

○相馬助治君 議事進行について。一点は議事進行、一点は傍聴券の問題。(必要なしと呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎君) 議事進行は何を言われますか。

○相馬助治君 中山君の発言は甚だ適當を欠くと存じます。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)本人において取消される場合は別といたしまして、議長において適當に処理されることを要求します。(異議なしと呼ぶ者あり)

第二の問題、私は傍聴券の問題について、この際、議長に質問をいたしたいと存じます。國民注視の破防法案がここに審議されておる。新聞やラジオで國民は全部この事実を知つておる。従つて、常識的に考えれば、この傍聴席が溢れるくらい傍聴人の来ることはこれは當然であります。(「その通り」と呼ぶ者あり)然るにもかかわらず、事實は御覽の通りである。この際、議長にお尋ねすることは、傍聴券を制限したる事実ありや否や。ありとするならば、その理由、並びに制限したる事実の内容、なお、その際、特に明確なる数字を以て説明されることと同時に、通常においては一般傍聴券を何枚発行し、本日においては一般傍聴券を何枚発行しておるか。明確にその報告を要求いたします。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎君) 傍聴券の問題についてお答えいたします。傍聴の制限は議長職権になつております。(職権を聞いてゐるのではない)と呼ぶ者あり)傍聴席の敷以上の傍聴券は本日発行されております。その実数は、議員用の傍聴券として三百四十七、そのほかに四十枚出ております。(内容)と呼ぶ者あり)さうして先着順による傍聴券は三十枚出ております。(四十

枚の内容を言え」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。合計四百十七枚、而して傍聴席の収容力は三百六十二席、即ち四百十七枚出ているのでありますから、収容力を超過して発行しておる次第であります。(「了解々々」)

○「了解しない」と呼ぶ者あり

○相馬助治君 私が質問において申し上げましたように、通常の場合一般傍聴券を何枚出しておるか、又本日一般傍聴券を何枚出したか、その質問に対して、本日出してある一般傍聴券が三十枚であることは了解いたしました。私が、私の調査によりますれば、通常の一般傍聴券は、その数字に倍加することと通かに大なるものがある。ここに数字を指摘してもよろしいが、(「百九十枚だ」と呼ぶ者あり)それはしばらく伏せる。従つて、この処置というものは、いわゆる定員から割出して云々といふことは当を得たものでございませう。通常は一般傍聴券を何枚出して、本日は三十枚である。(「如何なる理由と云ふ者あり」)その理由如何といふことを聞いておる。(「そうだ」聞かなければ答えられぬのか、自分でやつたのじやないのか「普通何枚出しておるのだ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤岡武君) お答えいたします。通常の場合何枚出しておるかは、只今調べまして後刻報告いたします。(笑聲)「何という無責任な議長だ」「了解々々」「議事進行」と呼ぶ者あり)中山福藏君、何か御答弁がございませうか。

○中山福藏君 ございませう。(「取消さないか」と呼ぶ者あり)取消しませう。

○議長(佐藤岡武君) 中山君の御答弁はない模様でございます。(議長はど

うだ、議長は「微罰か」と呼ぶ者あり)静粛に願います。

○中山福藏君 なんですございまして、私が先ほど申し上げましたことに補充しても、一言言わしてもらいたいと思ひます。

○議長(佐藤岡武君) 中山福藏君。

「登壇々々」「そうだ」「一身上の問題だよ」「微罰々々」「ノー」「何が微罰だ」と呼ぶ者あり)

○中山福藏君 皆様方は、国民の代表であるとおつしやつておるのであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)従つて、あのような暴動が起つた場合には、あなた方の思想とあなた方の言論を以て是非とも抑えて頂きたい。これができない場合には、破壊活動防止法というものが必要になつて来る。従つて、現在この社会の情勢において、この破壊活動防止法を断じて撤回する理由はないと、かように申し上げておきます。(「その通り、その通り」と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤岡武君) 一松定吉君。

○一松定吉君 私は、修正案の提出者であります中山君若しくは岡部君に對して、少しばかりお尋ね申し上げたいのであります。

私の質問の趣旨は、本法に對して反對である、或いは破壊法は必要がないのである、或いは破壊法を撤回するかどうかだといふようなことを質問するのでない。今日の情勢から見て破壊法が必要であるといふことはわかるけれども、本件のような行き過ぎた破壊法は有害であつて益がない、(拍手)こう言ふのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)そういう意味において御質問を申上げたと思うのであります。(「それがわからないのだ」と呼ぶ者あり)

先ず第一に、扇動という文字について昨日もお尋ねいたしましたのであります。私はまず「わからぬやうになつた。修正案の中に扇動という文字の定義がある。それはどういふことかと

言ふと、この第四條の二項に「この法律で「せん、動」とは、特定の行為を實行する目的をもつて、文書若しくは図画又は言動により、人に對し、その行為を實行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるやうな勢のある刺激を與へること」とが扇動だ

と、こう言つておる。そうすると、今まで我々の信ずるところによると、扇動といふことと教唆といふことの差異は、特定の人の對して或る犯意を注入すること、これは教唆であり、不特定多数の人の對して或る犯意を注入してこれを實行せしむるやうにいたすのがこれが扇動であると承知しておつた。ところがこの解釈によると、不特定多数の人の對してその行為を實行する決意を生ぜしめ」とある。人といふのは、不特定といふ意味が特定といふ意味か、二つとも含むといふ意味か。若しこれが二つとも含むといふ意味であるならば、教唆と扇動との區別はどこであるか。これは明らかに私どもは、「人に對し」といふことであらば、特定の人もあれば不特定の人もある。特定の人に對して犯意を注入し、不特定の人の對して犯意を注入するといふことが、全部扇動といふことになる、教唆と扇動と區別がわからないやうにな

つてしまふ。この点は、極く親しい中山君に對して、その君に對して君をいじめめるのはなんであるけれども、この点は社会に明らかにしておかないと、この点は疑問があるからして、この点を明らかにしてもらいたい。若しこれが不特定の人のあるならば、やはり大審院の判決のやうに不特定多数の人と、こゝにいうやうに書かずにやいかん

と、「人に對し」といふことでは、今、私の指摘したやうなことになるから、これはいけない。この点について法務總裁に私はお尋ねいたしますが、あなたと私は又特別の關係で懸念だから、実は恐縮しておるけれども、(「頭張れ」と呼ぶ者あり、笑聲)併しこゝにいうやうなことに對しては、一つ懸念なことは別にして、まあ一つあなたの方で

えでお客え願ひたいのは、あなたの方でわゆる扇動といふことに對する定義は、委員会で大審院の判決をお読みになつただけであつて、あとは政府委員の吉河君や岡部君若しくは法制意見長官が答弁したことで、みんなこの大審院の判決をそのまま鵜呑みにしてこれを発表しただけで、こゝにいうことは世人が非常に心配をしておるのですから、委員会の速記は世人全部には行き渡らない、官報ならば比較的多くの全国に行き渡るのだからして、この点の意思表示を官報に明らかにして國民に知らせるということが必要であるから、あなたは、やはりこの職場において、法務總裁たる木村の意見はかくのごとしといふことを明らかになさつて、成るほどさうかと、こゝにいうやうに世人をして納得せしむることが(「そうだ」と呼ぶ者あり)あなたが本法に對する熱意を示すやうであると思ひますから、その点について、伊藤

員並びに私からだん／＼お尋ねしたことに對して、一つ今日は詳細に我々の納得の行くやうにお示しを願ひたい。これが一つ。(「うまい」と呼ぶ者あり)

その次には、私はこの修正案の中に「實行させる目的をもつて」云々、「實行させる目的をもつて人をせん動し

て」と、こゝにたくさんある。これは伊藤君がお尋ねしたやうに、中山君、岡部君などが、扇動といふ範圍を明確にして世人の疑いを解くやうに入れたのだといふことは僕も諒とする。併しな

がら、目的としていふのは目的罪で、これは伊藤君の言われた通りなんです。併し入れた方がいいか、入れない方がいいかといふことになると、素人は「目的として」といふのは入れた方がいい。そこで一つお尋ねしたいことは、扇動を目的としてやるのだから、扇動をやつたのはどうなるのか。そのときはどうなるか。扇動を目的としてやつたときは扇動罪が成立するのだから、俺は扇動目的じやない、ただこゝにいうことを皆さんに話をし、皆さんに聞いてもらふのだといふことで、扇動目的じやないといふやうなときは、この扇動罪が成立するのかもしれない。成立するならばそれでよろしいが、成立しないならば、さういふやうな扇動といふやうなことはこの破壊法の目的外に

なつて、これは犯罪を構成しないといふことになるのか。その点を一つ明らかにして頂かないと、この点は十分國民は納得することができないと思ひます。

その次に、私が一番どうもおかしいと思ひるのは、あなた方がこれだけ力を

入れて、内乱、外患、その他、放火、殺人等について、これを教唆扇動したときの刑がある。科刑の標準が……。これに対してこの三十八條を見ると、即ち内乱と外患についてこれを教唆扇動したときの者は「七年以下の懲役又は禁錮」とある。ところが刑法で見ると、内乱の罪は、内乱の罪は、これは首魁、それから謀議參與、それから群衆指揮、諸般の職務従事者、こういうふうになんと内乱はその受持を分けてある。そうして、分けてあつて、首魁は死刑、謀議參與、群衆指揮は無期又は三年以上十五年以下、それから諸般の職務に従事したものは一年以上十年以下の禁錮と、この種類種類によつて刑が分れている。それから又外患の罪については、外患誘致のときには死刑、それから外患についての軍務に服し、軍事上の利益を與えたときには、死刑又は無期或いは二年以上十五年以下、こういうふうに、ちゃんとその内容の種類々々によつて刑が違ふのだ。然るに、あなたの方の修正は、こういうような区別によつて刑を分けて、一概に、即ち内乱若しくは外患についての教唆扇動は七年以下と、こう分けてあるが、それは首魁を教唆しても七年以下か、或いは謀議參與、群衆指揮も七年以下か、諸般の職務従事者も七年以下か、外患について外患誘致の死刑に當るものも七年以下か、軍務に服し、軍事上の利益を與えるものも七年以下か。こういうようにして、刑法では、その受持の職務の範圍に対して科刑がきまるのに、あなたの方の教唆扇動は一律一概に七年以下とある。又は五年以下とある。それはどういう所に根拠を置いて

そういうように一律に科刑をきめたいのかね。その点を一つ明らかにして頂かないとわからない。こういうようなことを一つ十分に研究してお答えをしてみたい。

それから、次のいわゆる刑法第七十八條の予備、陰謀、これは刑法では一年以上十年以下、それから内乱の幫助は七年以下の禁錮、八十八條では一年以上十年以下の懲役、禁錮、こうなつておる。それをあなたの修正案では五年以下の禁錮又は懲役となつており、一向種類分けしていない。種類分けしていないと、内乱の予備、陰謀、幫助、又外患でも全部五年以下でやるということになると、一体、裁判官は科刑のときにどうすればいいんです。そういうようなことについて一つ明快にお答えを願いたい。或いは、それはちよつと気が付かなかつたというなら、それでもいいよ。一つ正直に答えて頂きたい。(笑聲、「うまい」「大したものだ」)

それから次に、ここにいろいろあなたの方のほうで、文書の印刷或いは所持、或いは頒布というようなことがあり、御丁寧に無線通信又は有線放送というところを入れたことは、これは私はいいと思う。それならば、郵便の封書、葉書はどうなるんだね。封書や葉書にこういう暴力主義的破壊活動を目的としたことを書いて印刷して、これを郵便に出したときは、これはもう処罰せよ。処罰するならばこれは一つ入れたらどうか。せんならば、しないわけを一つ明らかにして欲しい。或いはこの列挙しているうちに、この葉書、手紙を含むというならば、どこに含んでいるのか。ここはいわゆる印刷

頒布及び揭示ということなんだからして、葉書や封書に入れて郵便に出すことは含んでいない。有線若しくは無線のところで御念が入つていゝのであるが、極く世人の手慣れた葉書や封書についてこれを入れたかつたのを、これを一つ明らかにして頂きたい。これも忘れたらば忘れたでよい。これを一つ明らかにして頂きたい。(「うまい」と呼ぶ者あり、笑聲)

その次に、強制力を用いるか用いぬかという点について、私はこれは十分分に君にお尋ねしてみたいのだが、これによりますと、第二十一條、公安審査委員会が関係人若しくは参考人に任意に出頭を求め、或いは報告書要求する、或いは物件の任意提出を求める、或いはこの物件をおれのほうに留めおくぞということを言う。或いは承諾を得て事務所に入り、そして帳簿その他の物件の検査をする、或いは資料の提出を求める、こういうようなときに、私は嫌だ、こうしていわゆる強制権を行使し、不提出を主張し、私は応じないといつて任意出頭しないといふときにはどうする。はあ、そうか、私は強制力を用いることはできぬから、どうも仕方がないから歸ろう、ではさうなら、といつて歸つて、その旨を報告して、調査も何もできないといふことにするの。或いは警察官に頼んで警察官によつて、裁判官の自宅に搜索令状とか何とかいうことによつてどうかするの。その辺が明らかでないです。ただこれは余におれのやり方は強制力を用いぬのだ、極く任意にさせるのだと木村総裁が常にお答えになる。強制力を用いぬのだから心配ないといふことを……露骨に書いた

が、これはそのまま実行できぬことが多い。共產党なんか殊にそれだ。おれは出さんよ、おれは留めおくことはできぬよ、ということになつたら、これはどうするのだ。そういうことについてお答えを願いたい。

それから、その次は、この職権濫用に対する裏付けがないですね。(余り勇気するなと呼ぶ者あり)昨夜あなたの方の修正に対する裏付けは、いわゆるこれを処罰するといふ規定があると言つていた。特に二年以下……、四十五條に三年以下の懲役又は禁錮といふことを入れて刑法の百九十三條より重く罰したことは、これは我々あなたの方で話合つたので、こゝまで入れてくれたことは非常に嬉しく感ずるが、併しながら、これを若し彼らが本當に職権を濫用して、いわゆる義務なきことを行わしめるのみならず、それを傷害し、暴行を加えるというやうなことがなきにしもあらず、そういうやうなときには、刑法の百九十四條以下には、いわゆる裁判官、検察官、警察官といふものは、職務を行つて暴行を加へ、傷害をしたときにはこれこれといつて、非常に罪が多い。こういう人はそういうことをやらないけれども、やつたやうな場合には、やはり普通の公務員の百九十三條だけでは少しくあなたの方の修正する三年以下では軽くないか。こういう点をどう思う。こういう点の一つ遠慮なく答えて頂きたい。と同時に、先刻伊藤君が言われたやうに、さうして相手方に損害を及ぼしたといふときには、国家賠償法第一條の規定によつて、いわゆる国家が賠償責任を負ふことは、国家賠償法の規定によつて明らかであるが、それにはい

わゆる「故意又は過失によつて違法に」といふ、ちゃんと條件が付いている。ところがこの調査官は、私は職務執行を正々堂々と法律の命ずるところによつて正しく行なつたのでございませう、私には何にも過失もなければ、職務怠慢もなければ、違法もありませんといふやうなことになるかと、これは非常に困つてしまつて、私が昨日も、又今日伊藤君も言われたやうに、いわゆる人に迷惑をかけた者を切捨御免といふことになつてはいかぬが、これはどうかといふことを心配されているが、この点がこれだけの制裁では少し足りないやうに思ふが、こういう点について一つ、もうこれでよろしいといふのかどうか、こういう点をお答えして頂きたい。

それから、いま一つ最後に私は法務總裁にお尋ねしておくのであります。この破壊法はいわゆる不正に人権を蹂躪したり言論を圧迫したりするやうなものではない、そういう規定はどこにもないのだとおしやるが、その通り、この破壊法には、あなたの方の通りそんなことはないにもかかわらず、そういうことをしてはいけない、こういうふうにするのだ、ああいうふうにするのだといつて、この第二條によほど慎重なる注意書が規定してある。この注意書を規定してある上に、今度中山君の御親切に別第二條といふものを加えて、決して人権を蹂躪してはいけないといふことを加えているから、これは非常に注意周到なことは喜ぶが、併し、そういうことを書いたために、これに従事する者が、こういう規則があるから、規則に従つておれは正々堂々と法に背かないやうな行動

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前公の続)

をとらうということであれば、これは制裁法規とか刑罰というものは要らんものである。そういう規定があつても、いわゆるそのときの感情とか、そのときの状況とかによつて、いわゆる暴力行為を用いたり、或いは権利を侵害してみたりするやうなことがある。そういうことがあるのがこれが氣にかかるといふのです。木村総裁はそういうことはしないのだからとおつしやるけれども、今申上げるやうに、いわゆるこの扇動なんかという文字が不明確であつて来ると疑点がある。疑いがある。従つておれはいいと思つてやつたことが濫用になる。これはやるほうの、働きかけるほうの濫用だ。それから、国民のほうから見れば、こういうことをすれば、これは破壊法にかかりはせんだらうか、こういうことをすれば、おれは引つぢられはせんだらうか、こういうことはできんじやないだらうか、こういうやうな意見の発表はいけな

自由はそういうところから制限を受けるから、そういうやうな疑いのないやうに明らかにするために、むしろ扇動というものを取つて除けるか、然らざれば扇動というものを明らかにしないで、そうしてこれを国民の疑いを持たないやうにしなければならぬことは、この法律を熱心に、これを通過せしめ、施行せしめようという木村法務総裁の御熱心に対しては、そこまでの熱意を持たない国民は安心しない。その熱意を以て初めて、扇動というものは恐ろしいとおつしやるが、恐ろしいその扇動を国民に納得せしめて、こういうことであるから、お前方はこういう條件が備わらぬ限りには扇動といふことによつて破壊法の処分は受けないのだよといふことを、国民全部が了解すれば、そんなに恐れない。併し今のやうなことであれば国民は恐れる。いわゆる行き過ぎだ。総理大臣は行き過ぎであつても、今の情勢から見ると、この破壊法といふものを通して、今日の暴力行為を制限しなければならぬとおつしやるが、行き過ぎであつて国民が困つておるのに、しなぐても国民の困らないやうない方法があれば、それを行ふことが政治家の正しい行動である、私はかように信じておるのであります。(拍手)で、こういう点につきまして、中山君には、今申上げた点、法務総裁には、このいわゆる疑問があつて非常に国民が恐れておるといふこと、いま一つ最後にお尋ねしておくと、この中山君の修正案に対しては、政府はこのままにこれを御承認なさるのですかどうですかといふことを、あなたと総理大臣に伺つて、又あ

は弁論の時間に譲らして頂きます。有難うございます。(拍手、「法務総裁、入れ替つてもらつたらいいよ」と呼ぶ者あり)

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。(あのくらはいつきり答えて御覽)と呼ぶ者あり)先ず御質問の要点は扇動の意義であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)これは殆んど大審院の判例によつてきまつておることは、一松議員の認められるところであらうと思ひます。大体、学者もその説をとつておるのであります。繰返してその点を申上げます。大審院の判例によりますと、中正の判断を失わしめるといふことが書いてありますが、これは別に私は可もなく不可もないといふ考えを持つております。要は、多数不特定の人の對して犯罪の実行をすることを決意を生ぜしめ、或いはすでにやろうといふ決意を持つていたやつを、それを助長せしめるやうな程度の刺激を與えることが、いわゆる扇動であるのであります。これに反して、教唆は、特定人の對して、すでに犯罪の決意は持つていないやつ、それを新たに決意を生ぜしむるやうな程度のものであります。要は、命令するとか、或いは説得するとかいふことであつて、犯罪の決意を生ぜしめ、従ひまして教唆より扇動のほうが非常に範圍は広い。こういうことであります。この点において扇動と教唆は差異があると考へておるのであります。

ないかといふやうな御議論のやうでありますが、(「事実は」と呼ぶ者あり)私はさうに考へておりません。(「事実だ」と呼ぶ者あり)繰返して私は申上げたやうに、政策の発表或いは批判或いは政治についての考へ方、かやうなことに對しての意見の発表は何らこの法案において制約を受けておるわけではあります。ただ、國家の基本秩序を乱すやうなこと、内乱とか或いは騒擾とか、そういうやうなものを起さしめるやうな意思を以て或る種の言論をする、これなんです。普通に自分の考へ方を発表するやうなことは、何らこの法案の對象になるのじやないのであります。そこに一つの大きな目的を持つて、今申上げたやうに、國家の基本秩序を破壊するやうな意圖を以てさうな言論をやるという意圖を以て、初めてこの法案の制約を受けるのであります。決して学者の言論を抑圧したり又は制約するといふやうなことはないのであります。學者はどんな時でも政府の政策を批判し、これを攻撃することは自由であります。決してさうな自由ではない。この法案の對象となるべきものでない。學者はどんな自分の意見を御発表になつて然るべきであらうと考へております。(拍手、「無能力」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 中山福藏君。(中山福藏君登壇、拍手)

○中山福藏君 葉書を投函するといふやうなことは扇動になるのであります。従つて、修正案におきましては、特定の行為を実行せしむる目的を以て國、文書若しくは言動によつて扇動する場合を規定しておるのであります。これはもうお読み下されば明瞭になつておると思ひるのでございますから、どうかその辺よろしく。

それは、只今法務総裁からお述べになりましたから、贅言を費す必要はないやうに考へるのであります。

第三には、刑の量定に關する問題であります。私どもは、各種の修正案によりますれば、第四條の前後から後段までのすべてを比較較量いたしました。先ずこの程度ならば差支えないだらう、こういうふうな意味合いにおいて、かやうに規定した次第であります。どうかさう御了承を賜わりたいのであります。

それから、この任意の出頭、任意の提出、物件の検査といふやうなあれは、第二十二條の規定でありましたか、公安審査委員會の職務調査の事項についての御質問がございましたが、これは強要する規定がない。従つて人權を尊重した意味においてですね、お互いに話合つて、これはこういうやうに規定して、公安調査庁において一通り事前的に調査をするのでありますから、重ねてこういう強制力を持たせる必要はない。かやうに考へまして、こういうふうな処置をとつた次第であります。ほかに(「元氣がないぞ」と呼ぶ者あり)問題はなし。余り元氣を出すやうなあなたから叱られます。(「いややどろぞ」と呼ぶ者あり、拍手、笑い)

○一松定吉君 もう五分ありますから、やらして頂きます。

○議長(佐藤尚武君) 先ほど五分間余つておりましたが、それはすでに討論のほうにお移しになったと心得ました。が、若しそういうことでありましたらば、再質問はできないことになりました。

堀真琴君。(答弁がある)「政府の答弁がある」修正案に対する政府の意思だ」と呼ぶ者あり。堀真琴君、ちよつとお待ちを願います。木村法務総裁。

〔国務大臣木村憲太郎君登壇〕

○国務大臣(木村憲太郎君) 先刻一松議員から緑風会の修正案に対する政府の考え方はどうかという御質問であります。これに對してお答えいたします。政府といたしましては緑風会の修正案は我々の考へておる骨子と變つておりません。従いまして修正案については我々は必ずしもこれに對しては反對はいたしません。(押れ合)「八百長」そんな馬鹿なことはない」と呼ぶ者あり、拍手。

○議長(佐藤尚武君) 堀真琴君。

〔堀真琴君登壇、拍手〕

「そんなに出て行くと定足数がなくなるぞ」と呼ぶ者あり。

○堀真琴君 私は先ず最初に公聴会等の意見を果してどの程度に取入れているかということについて重ねて御質問申上げたいのであります。

これは先ほどの伊藤君の質問に對しまして、例えば「目的をもつて」云々というところに明確に言葉を現わしたとか、或いは煽動という言葉についてその定義をはつきり示したとか、或いは公安調査庁の職員の職権濫用に對して、これを警告する意味の規定と、その罰則をきめたというようなことを御答弁になり、伊藤君からは、これに對

しまして、單に一言半句の取入れに過ぎないのであつて、公聴会における公述人のその精神、趣意を全体的に取入れたものではないというお話があつたのであります。私が、私も全く伊藤君とその感を同じくするものであります。一休、公聴会というものは、我々の法案審議のために一般乃至は學識経験者の意見を徴しまして、これを以て我々の法案審議に對し参考にしたやうなものであるに設けられておるのであります。

そして、公聴会で述べられた公述人の意見が單に述べた放し、我々も又それを聞きつ放しというのであつては、何ら公聴会を設けているところの意味がないと思ふのであります。従つて、公聴会において述べられた意見を我々は法案審議の際に十分に参考とするやうなためには、片言隻句を取入れることではなくて、その公聴会において述べられた意見の主なるものを我々の法案審議の参考にするやうなことが一番大事なことではないかと思ふのであります。

ところで、公聴会乃至は一般の輿論の反對の意見を見ますというところ、その主要なる点は大体次の五點ではないかと思ふのであります。一つは、刑法の規定があるのにもかかわらず、なおこのやうな特別刑事法の必要があるであらうか。結局このやうな特別刑事法を制定する結果は治安取締法規のみが多くなつて、人權は遂には窒息してしまふのではないかと、一つの反對意見であり、第二の反對意見は、破壊活動の規定が極めて不明確であり、あいまいであり、結局においては拡張解釈の危険があるのではないかというのであります。第三の問題

は、公安調査庁の職員のこれが濫用に對するところの危険を心配しての反對論であります。第四には、行政処分によるところの団体規制の行き過ぎに關するところの反對意見であります。第五番目には、救済手段が極めて形式的であり、實質的にはその効果をもち得ないのではないかと、これに對する反對意見だと申すことができると思ふのであります。

ところが、これらの反對意見が何らこの修正案の上には取入れられておられんというのを申しても私は差支えないと思ふ。例えば取締法規のみが多くして、結局においては人權がこのために寧ろ余儀なくされるやうな点であります。刑法では御承知のやうに内乱罪を初めとするところの暴力的な犯罪に對しまして十分その規定が設けられております。その上にまた刑事特別法を必要とするかということにつきま

しては、私も一般の反對論とその感を同じくするのであります。刑法の規定は刑法の規定としてその犯罪を十分取締つており、社会の秩序をそれによつて保つております。ところが今度の破壊活動防止法案並びに修正案によりまして、この刑法の規定を更に拡大して、しばしば同僚議員によつて述べられておるやうに、煽動或いは教唆等を独立罪としてこれを処罰するやうなことをきめております。もとより、処罰というものは、これは限定されなければならぬものであるということには言ふまでもありません。疑わしきはこれを罰しないというのが刑事法上の大原則であるというところは御承知の通りであらうと思ふ。(さつぱり応援がな

成るほど団体を処罰するのだ、団体の暴力活動を規制するのであると、こういつてこの法案の目的を説明してあります。併しながら、實際においてこの暴力的な活動を行う者は個人であります。行為の責任者は個人であります。勿論、団体の決定によつてその行動を行うことはあるかも知れません。併しながら、若しもそのような決定を団体が行うとするならば、輿論がこれを批判するであらうし、決して輿論を無視してそのような暴力的な決定をなすことはできないと思ふのであります。この修正案においてはこの点について何ら触れておりません。私はなぜ触れなかつたかということについて、提案者にその理由をお尋ねいたしたいのであります。

次に、破壊活動の規定が極めて不明確であり、あいまいであり、拡張解釈の危険があるという点に關しましてお尋ねいたしたのであります。成るほど修正案の第三條につきましては、破壊活動の規定の内容につきまして、例えば「一實現を容易ならしめるため」という言葉を「一實行させる目的をもつて」という工合に規定したり、或いは又煽動の定義を、「特定の行為を實行させる目的をもつて、文書若しくは図画又は言動により、人に對し、その行為を實行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるやうな勢のある刺激を與へること」であるといふ工合に規定したりして、一応その言葉上の明確さを出しているやうに見えます。或いは又破壊活動の一つの要件としての文書や図画の所持を削除したことも、或る程度その明確さを増しているやうには見えます。併しながら

ら、例えば煽動の問題、これは伊藤さんからも一松さんからもお話がありましたので、私は重ねてここに問題にいたしません。ただ、その場合、その「勢のある刺激を與へる」ということについての認定の仕方、二休、客観的に果してできるであらうかどうか。ここからこまごまは勢のあるところの刺激を與へたものとして煽動に該当するのだ、併し、ここから、こまごまは、そうではないという、その限界を如何にして認定することができるか。公安審査委員会におけるところの決定が果してそれを客観的に納得せしむるものとしてこれを受取るやうなものであるやうかということが疑問になるのであります。

なお拡張解釈につきましては、新たに第二條を追加いたしまして、「この法律は、國民の基本的人權に重大な關係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを拡張して解釈するやうなことがあつてはならない」と一條追加いたしております。併しながら、如何なる法律でも、私が昨日申しましたやうに常に拡張される危険を持つており、従つてそのために人權が非常に制約を受けるといふことも、これ又事實なものであります。幾ら法文の上に、必要な最小限度においてのみ適用すべきだ、いやくもこれを拡張解釈するやうなことがあつてはならないといふことを規定したからと言つて、果して實質的にこれを最小限度に適用し乃至はこれを拡張して解釈することがないかといふことについての保障は、何もないと申さなければなりません。尤

も、最後に四十五條を追加いたしましたし、公安調査官の職権濫用についてはこれを罰する旨の規定はありますが、これ又果して十分にこの修正案の提案者の意圖を達成することができるといふことになり得ないと、私としては否と言わざるを得ない。この点について又提案者から御説明を願いたいと思ふのであります。

なお、この点に關連しまして、これ又一松委員並びに伊藤委員から詳しく述べられておりますので、私はこれについてこれ以上この問題を取上げることはいたしません。ただ、例えは警察官や或いは檢察官などの職権濫用につきまして、刑法の百九十四條においてこれを処罰する旨の規定をいたしておられますが、實際には不当の逮捕が行われたり、或いはそればかりではなく、最近におきましては、警察等におきまして拷問等の事実も行われているといふことを私どもは知つてゐるのであります。若しそうとするならば、如何に裁判官や檢察官や或いは警察官の職権濫用罪を刑法上に規定しまして、それによつて十分にこれを取締ることができないといふことを意味してゐると思ふ。若し刑法に或る犯罪に対する処罰規定を設けるならば、それによつてその犯罪が漸減すると思ふ。強盜罪、殺人罪につきましては刑法上に重い処罰規定が設けられております。併しなが、それによつて殺人罪も強盜罪も決してなくなつてゐるわけでありませぬ。問題は社会に生ずるところの犯罪を取締ることではなくて、その犯罪の原因となるべきところのものをなくするといふところに、本當の大きな意味

があると思ふなければならぬのであります。従つて、職権濫用の問題につきましても、我々としては必ずしもこれを納得することができないし、従つて又四十五條の一條の追加乃至は第二條のこの法律の解釈適用に對するところの規定を追加いたしましたし、それによつて果して擴張解釈の危険を避けることができるかといふことが提案者によつて十分説明されなければ、我々としてはこれを納得することができない。

次に、行政処分によるところの団体規制は極めて不当であるといふこととあります。この問題につきましても、世論並びに公聴会の公述人は殆ど一様にその不当を述べたのであります。したが、何らこの問題については考慮されておられません。提案者はこれに對してどのような見解を持つておられるか。並びにこの公安審査委員會の決定、第二十一條の問題であります。これも只今一松議員から詳細に質問になつたので、私はこれを更に重ねて「簡單」と呼ぶ者あり質問することを避けます。ただ、強いて言うならば、三項を加えて、例へば参考人の出頭を求め、或いはその報告を求めるとか、或いは物件を留置するといふような公安審査委員會の処分権を認めたことにつきましても、或る程度我々もその「時間」と呼ぶ者あり「免議者の意向を酌むことができないのであります。併しなが、裁判所がもとより行へべきところの決定を依然として公安審査委員會に残してゐるというところは、これは提案者の果して如何なる根拠に基いてこのうことを考へられたのか。その点も

私どもは重ねてお尋ねしたいのであります。なお、このほかに救済手段その他についても疑問となる点があります。改めて提案者の御答弁を拜聴いたした上に、私は両質問のときにそれを申上げたと思ふのであります。(野兎ないじやないか)と呼ぶ者あり。

○議長(佐藤武君) 中山福藏君。(中山福藏君登壇、拍手) 中山福藏君 堀さんの御質問は、なげ刑法のほかに刑事特別法に該當するやういふ法律案を出すか、やういふ御質問だつたと覚えております。それは御承知の通り、これはたゞ政府からも御答弁があつたと覚えておりますが、結局、団体に対する規制というものはなかつた。刑法におきましては個人を對象としてゐる。やういふことになつておりますから、これは速記録を御覽下されば誠に明瞭になると考へるのであります。

○議長(佐藤武君) 堀さん君。 堀さん君 只今中山さんの御答弁を拜聴いたしました。私の質問の趣意と必ずしも一致しておらぬことを私は

の第二点は、破壊活動の意味といふものが極めて不明確だ、やういふことの御質問をなされたのであります。これは修正案の第四條を最初から終いまでお読み下さいといふと、刑法第七十七條、第七十八條、七十九條、或いは八十一條、八十二條、八十七條、八十八條、やういふ規定があるし、又その第二段に至りましては、刑法第六條、百九十九條、二百三十六條或いは明治十七年の太政官布告の三十二號、いわゆる爆発物使用に關する規定、或いは護送する、いわゆる法令によつて拘禁されたものを護送するとか、或いは又この法律によつて調査する人間を、凶器又は毒物劇物を以て職務要とか、公務執行妨害罪のいわゆる

大變殘念に思ふのであります。中山さんの御意見によりましますといふと、刑法は個人の行為責任を問うてゐる。この法律は団体の刑事責任を問うてゐる。やういふやうな御説明でありませぬ。私も決してこの法律によつて個人の犯罪責任を追及してゐるものだとは思ひませぬ。団体の規制をなすことを主たる目的とするといふことについては、私も法文を讀んでその点は知つておるのであります。併しなが、その団体そのものが第一に私は問題だと思ひます。法文によりましますといふと、二人以上の団体はすべてこれによつて規制されることになるのであります。その団体が政治的な目的を持つてゐるやうな、或いはそれではない一般の社会的な目的を持つてゐる団体であらうと、すべてこれによつて規制されるやうな結果を招くのであります。従つてあらゆる団体がこの法律の規制の對象になる。やういふやうな、その規制される。やういふやうな、その法律によつてこのの解散であるとか或いは活動の停止である、或いは機關紙の停刊であるといふやうなことは、自然とそこに生じて参りまして、従つてそのことによつて集会、結社の自由が拘束されることは勿論でありますし、而もその行われるところの暴力的な活動そのものについて見ましますといふと、団体が決定して行つ場合もありましようが、その場合においては、団体は勿論その責任を問われて私は止むを得ないと思ふ。併しやういふやうな決定を行つところの団体といふものは、恐らく今日の我々の社会においては考へ得られないだらう。例へば内亂を起さうやないかといふやうなことを決定する団体を私

どもは考えることができるでありました。京を焼き打ちしようじやないかという事を責任ある団体が若し決定するとするならば、その決定に対して恐らく輿論はこれを黙つて見てはおらんと思ふ。先ほど中山君は、「今日いろ／＼な暴動事件が起つておる。破防法に反対している諸君は、若し国民の代表であるならば、これらの暴動をやめさせるようになぜやらんか」というような意味の強い発言がありました。私はあの言葉は少し中山君の言葉としては行き過ぎの言葉であると思ひますが、併しながら、例えばそういうような団体がありませんか、私は輿論はこれを反撥するだらう。私はそういう意味におきまして、団体の行動に對しましては輿論が十分にこれを反撥するであらうし、或いは批判するであらうからして、何もこのようないき法律を作つてこれを規制する必要はないのではないかと、このことをお尋ねしてゐるのであります。

それから、公安審査委員会の決定についてであります。それに關連しまして、行政権と裁判権との關連の問題について御答弁になつたのであります。私も行政権と裁判権の固然と分たすべきことは存じております。ところで中山さんの御答弁によりますと、行政処分によつて団体規制を行なつても、それによつて裁判権は何ら侵害するものではないとお考えのようでありまして、併しながら、私も前から見ますと、こういうような集会、結社の自由を拘束するようになつて、つまり憲法上の基本的人権に關するようなるものを單なる行政処分によつて規制することが、果して認められるかという点に、私の一番の問題があるわけでありまして、ところが中山さんは、それをやつても決して司法権の侵害にはならない。勿論私も、三権分立と申しまして、チェック・アンド・バランス・システムの問題であります。内閣は現に法律の立案権を持っております。又裁判権に對しましては、行政権が場合によつてはこれに對する或る程度のチェックをなすことができるかも知れません。或いは裁判所は違憲審査権によりまして立法権に關與するかも知れません。チェック・アンド・バランス・システムであることは私もかね／＼承知いたしてゐるのであります。併しながら、行政権力によつて、私が言うところのチェック・アンド・バランス・システムとは違つて、その場合とは異なつた場合において、行政権によつて、行政処分により司法権を侵害することが、果して民主主義の原則に反しないだらうかということ、私は問題にしてゐるのであります。この二点について重ねて御答弁をお願いしたいと思います。

現在この社会情勢というもののについての認識の違ひから出た議論が往々にしてこの議場内において行われると思ふのであります。要するに、その議論の違ひからして、やはり多数決に持つて行くというものが、いわゆる立憲政治と申しますか、民主政治のあり方だと私は考へておるのですが、只今堀さんのおつしやつたことは、堀さん御得な御意見でございます。他山の石を讀んで私は拜聴いたした次第であります。私の意見は先ほど述べた通りでございます。ですから、どうかさう御承知願ひたいと思ひます。

○議長(佐藤武君) 中山君。

○中山君(佐藤武君) 拍手。

○中山君 第一の点及び第二の点の問題をお尋ねになつたのであります。第二の点はこれはもう御答弁申上げの必要はないかと考へてゐるのであります。先ほどお答へいたしておいたつもりであります。

第一の点につきましては、時間の余裕がありますれば、詳しく私の所見を申述べてみたいと思つておるのでありますけれども、時間の余裕がございませんから申上げませんが、これは實際

法に對する全國民の反對風潮を反映したものにほかなりません。即ち労働者階級のストライキを始め、広汎な學者、文化人、各大学の教授、學生、婦人の猛烈な反對闘争が、このことを明らかに物語つておるのであります。緑風会提案の本修正案は、この否決され、廃案となるべき破防法を何とか通過せよとするもので、全く國民を欺瞞する行為であると言わざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) このような企みは、吉田政府並びに自由黨の政策に對する暫間的行為であり、國民の最も遺憾とするところでありまして、(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手) 私は、我が國民の自由の權利と全生活を制限する重大な法律が、このような形で何らの反省もなく本會議に上程されたこと、これこそ法律の一條を盾にして國民の民主的權利のすべてを奪つた行為であり、民主主義に對する破壊行為であると思ひます。このようなベテンの修正によつて破防法通過を圖らんとする提案者並びに賛成者の責任は全く重大であります。よつて以下諸点に對し提案者中山君の明快な答弁を求めんとするものであります。

○議長(佐藤武君) 須藤五郎君。

○須藤五郎君 須藤五郎君。

○須藤五郎君 法務總裁は注射をしてすぐ戻るぞうだ。

○議長(佐藤武君) 演壇からの発言は議長許可を得て頂きます。御発言をお願いいたします。

○須藤五郎君 ぽつ／＼といたします。

私は日本共産黨を代表して、破防法修正に對する緑風会の提案者たる中山君、岡部常君並びに賛成者三十二名の議員諸君に對しまして、質疑に當つて一言申述べんとするものであります。

破防法は、法務委員会において長期に亘つて慎重審議の結果、政府原案、緑風会修正案、伊藤修君の修正案の三案はいずれも否決され、成案を見なかつたのであります。この事實は、破防

法に對する全國民の反對風潮を反映したものにほかなりません。即ち労働者階級のストライキを始め、広汎な學者、文化人、各大学の教授、學生、婦人の猛烈な反對闘争が、このことを明らかに物語つておるのであります。緑風会提案の本修正案は、この否決され、廃案となるべき破防法を何とか通過せよとするもので、全く國民を欺瞞する行為であると言わざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) このような企みは、吉田政府並びに自由黨の政策に對する暫間的行為であり、國民の最も遺憾とするところでありまして、(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手) 私は、我が國民の自由の權利と全生活を制限する重大な法律が、このような形で何らの反省もなく本會議に上程されたこと、これこそ法律の一條を盾にして國民の民主的權利のすべてを奪つた行為であり、民主主義に對する破壊行為であると思ひます。このようなベテンの修正によつて破防法通過を圖らんとする提案者並びに賛成者の責任は全く重大であります。よつて以下諸点に對し提案者中山君の明快な答弁を求めんとするものであります。

如何。第三点、第三條、本法の中心規定たるいわゆる破壊活動の定義を、政府原案より更に拡大し、外患誘致を加えた理由如何、第四点、世論を最も刺激した扇動を削除するのではなく、扇動の内容を法律的に規定した理由如何。

先ず第一は、第二條に「必要な最小限度」云々の訓示規定を加えたこととあります。第一、二條の訓示規定には、「基本的人権に重大な關係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用」云々と修正しましたが、これは一体何の役に立つのであるか。必要は「最小限度」とは如何なる限度であるか。このような字句は曾つてヒットラーも使用しました。歴史上の事實に最も明瞭なように、あらゆる反動支配の下においては、公共の安全のためにと稱してどれほど基本的人権が奪われたことか。この言葉は支配者がその暴力的支配を合理化するために常に使つた言葉であります。使ひ古された陳腐な言葉であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 公共の安全云々の言葉は、自由の權利を否定する言葉であります。この言葉こそ是非道な支配を意味し、階級闘争における暴虐の全歴史的表現であります。真に公共の安全を確保する途は、彈圧法を作つて人類史發展の芽を摘み取るのではなく、國民生活の計画的な向上のために絶えず配慮し、基本的人権の保障のために公正な政治を行い、自由の權利を徹底的に保護し保障するといふ、このような政治活動の中にのみ公共の安全が見出される。然るに緑風会のこの修正案は、真理と人間の常識に對して逆立ちしております。明らかな矛盾ではありません。

如何。第三点、第三條、本法の中心規定たるいわゆる破壊活動の定義を、政府原案より更に拡大し、外患誘致を加えた理由如何、第四点、世論を最も刺激した扇動を削除するのではなく、扇動の内容を法律的に規定した理由如何。

如何。第三点、第三條、本法の中心規定たるいわゆる破壊活動の定義を、政府原案より更に拡大し、外患誘致を加えた理由如何、第四点、世論を最も刺激した扇動を削除するのではなく、扇動の内容を法律的に規定した理由如何。

か。そうでないという論拠がありません。たら何つてみたいと思います。

緑風会修正の第二点たる官憲の職権濫用に對しまして、「義務のないことを行わせ、又は行ふべき權利を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮」と云々という修正に對しまして質問いたします。刑法に規定されておる職権濫用罪との関連、及びこれが如何なる程度に実行されたかについての資料、更に以下述べる具体的事件は如何に処理されたか。これらの疑点に關し、我が党は、以上述べる論拠に基いて、緑風会のお考えになつたこの規定は全くの欺瞞であることを指摘するものであります。職権濫用に對しましては世界に名高い日本警察の現状、及びその主人たる極反動政府の下で、如何にして官憲の職権濫用を防止することが出来るであらうか。何も期待はできません。政府側で、官吏の職権濫用に對しまして刑法百九十三條以下の職権濫用罪がある。無辜の國民に與へた損失に對しては國家賠償法があると云う。更に人権擁護には人身保護法があると云う。併しながらこれらの法律はど實際に行使されなかつた法律は他に例がないのであります。緑風会提案者中山君は、如何なる資料に基いて本法にこの訓示規定と職権濫用に對する罰條を規定したのか。明瞭な基礎資料を挙げて説明してもらいたい。例えば刑法百九十四條は、官憲が不法に職権を濫用して人を逮捕監禁したときは、十年以下の懲役、禁錮に處するといふ規定がある。又百九十五條は、同じく刑事被告人その他の者に對する暴行凌辱は七年以下の懲役、禁錮、又被拘禁者に對するかかる行為も同様となつてゐる。

然るにこの法律によつて処斷された官憲の暴行は一体どれほどあつたか。該當すべき事件が全然なかつたとは絶対に言ふことができません。旧治安維持法の下では、政府のいかかわしい資料によつて見ても、七万人以上の人が不法に逮捕され、殆んど例外なく拷問を受けております。小説家小林多喜二、日本共産黨の指導者若田義道らは、警察の殘虐な拷問の結果殺されたのであります。かく申します私も昭和五年に治安維持法に触れまして檢査された、そのとき私は火あぶりに會はされております。大きな火鉢に炭をいれ、炭火の上で、その前に坐らして、大の男が私の背中に乗つて、炭火の上に頭を突き出して、そういう拷問を數回受けました。私はそのために數回氣絶をしてゐるものであります。こういう例はどれだけでもあるものであります。又、單に自由主義者であるという理由で多くの學者は研究の自由を奪われ、學者の生命たる書籍は押収され、學者としての研究活動を絶たれました。これらの事實は枚擧げにいとまがありません。宗教も弾圧された。大本教、人の道、天理教等、單に時の支配者の利益に反するとの認定の下に弾圧されたことは、今日では全く明らかとなつております。支配権力の不法な支配の下に國民の自由の權利一切を蹂躪させる、これこそがこの法の本質であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)昨日總理は申しました。この破防法に反對意見を述べた者が、これこそ扇動者の一人だと言つております。こういう亂暴な言葉を吐く總理を戴く今日の政治が、どういふ考えの下にやられてゐるかといふことを、昨日の總理の言葉を

聞いただけで私は身震いをするような思いをしたのであります。これがすべてを語つております。この觀念から、この破防法などという反動法案、彈圧法案が企まれたといふことがはつきりするではありませんか。

皆さん、去る五月二日破防法公聴會におきまして、元來余り急進的でないところの作家石川達三氏は次のように述べております。「日本の國民も全く可哀な國民であります。この長い間に、家を焼かれ、食糧を失ひ、或いは親や兄弟を失ひ、高い税金を拂つて、戦後に新しい世の中が出て來るかと思つてゐたのに、まるで昔と同じやうな、或いはそれ以上の官僚國家ができて、そして警察も非常に強くなつて來た。一体これで國民が安心して日本の國の中で生活できるかどうか、」

こう述べておられるのであります。この嘆息を交えた怒りの言葉を吟味して頂きたいと思ひます。そこには、日本の今日の追ひ詰められた、後へ退けない緊迫感が反映してゐるではありませんか。東大事件、早大事件、愛大事件を見て下さい。一体、學問の自由と學園の自由の權利はどこにあるといふのでしやう。メーデー、五月三十日のあの血塗られた大陣圧の計画的殺人を見て下さい。國民の聲はこう叫んでおります。「俺たちに死ねと言ふのか。俺たちに死ねと言ふ権利を誰が持つてゐるのか。議會は一体何をやろうといふのだ。」單独請願以來國會に對する諸願陳情の權利すら奪つて、ピストルと銃砲で固めてゐるではありませんか。皆さん、あの國會の周圍を見て下さい。ここに國民は嘆息の代りに行動を以て立ち上つてゐる眞の原因がある

のであります。(「わかつたか」「共産黨の宣傳だ」と呼ぶ者あり)中山君は、一体、かくも國民の基本的諸權利を奪つて、何の保障もなき状態を、何と理解してこの修正案を作つたのか。明確に答弁して頂きたい。

第三に、修正案の中心と見られる第三條第一項第一号の内容であります。このいわゆる破壊活動の定義の修正は政府原案に比べて更に拡大してあります。これは如何なる理由によるものであるか。政府原案では、教唆、扇動を獨立罪として引き出すために、刑法より内乱罪及びその予備、陰謀、幫助等を頭に持つて來ておりますが、この修正では、これに加えて更に外患罪を持つて來て、これの誘致、援助、その未遂及び予備、陰謀を加へ、そのあとに眞の狙いであるところの底なし拡大の權利制限の諸條項を並べておるのであります。このような條項は如何なる狙いを持つものであるかはすでに明らかであります。誰もが知つてゐるやうに、外患誘致の犯罪者は明らかに吉田政府そのものであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)なぜなら、昨年九月のサンフランシスコ單独講和の二條約及び日米行政協定は、ソヴィエト、中國兩政府がはつきり指摘したやうに、これら二國に對する新たな戦争宣言であります。又、世界の平和愛好人民の日本に對する要求を完全に蹂躪してゐるものは現政府そのものであります。この要求は國際法上の明らかな根拠を持つものであります。即ち、ポツダム宣言の眞の狙いは、日本の軍國主義、侵略主義の絶滅であります。日本の非軍事化と民主化といふ二大原則こそ、その中心であります。これらの平和原則

に反する日本反動政府の政治は明らかに不條理であり、戦争挑発の行為であります。これこそ外患誘致及び外患援助の予備、陰謀ではありませんか。(拍手)特に明瞭なやうに、朝鮮における侵略戦争に對し最大の援助を與へてゐるのは日本政府であります。いわゆる特需なるものは朝鮮戦争のための下請そのものではありませんか。「朝鮮における戦亂の眞の責任者はアメリカである。」この言葉は東西を問はず今や世界の輿論となつております。六月十九日露ロイター通信はこう伝えております。「アメリカは民主主義の名の下に戦争をしてゐるが、実は巨大な市場を持つアジアに足がかりを欲しているのだ。國連とはアメリカの別名に過ぎない。世界は曾つてない破局に瀕してゐる。」こう述べてゐるのであります。このやうに、眞実を述べてゐるもののみが人々の共感を呼び、支持が與へられるのであります。政府の行為に對してはどうすることもできず、國民に對してはあらゆる制限と彈圧を加へてゐる、このような事實に對して如何なる見解を持つものであるか。過去の幾多の侵略戦争は、一体、國民の外患誘致と見るのか、それとも政府の外患誘致及び予備、陰謀がなかつたと断言し得るのかどうか、明瞭な答弁を求め

る。

第四点、世論を最も刺激した扇動の字句を削除するのではなく、これが字句解釈を法條に規定してゐるが、これは全く不埒な内容であります。「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもつて、文書若しくは圖画又は言動により、人に對し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じてゐる

決意を助長させるような勢のある刺激を興えることをいう。という驚くべきものであります。一体、他人の目的をどうして判断するのか、「既に生じている決意を助長させるような」とは如何なる行為を期待しているのか。私は一つの例を挙げて質問いたしたいと思ひます。曾て旧治安維持法時代に数多くの新劇団が解散を命ぜられたことがあります。ところが今日たくさんある新劇の団体の連中がこの破壊法ができることによつて非常な不安を持つておる。それは、彼たちのやる新劇の内容によつて再びかの治安維持法下におけるような取扱をされはしないか、生活を脅かされはしないかという心配であります。たび／＼国会のほうにも請願に来て縁風会の諸君もお会いになつたはずだ。若しもあの人たち、そういう人たちがここに一つの革命を扱つた或いは劇を舞台の上でやる。たくさんのお客さんが集まつて来て見る。労働者もあれば、学生諸君も来る。ところがその革命を扱つた演劇から非常な共感を得る。そして、その共感を得たのち、劇場から帰る途中に何かこの破壊法に引つかかるような行動があつた場合に、それはその劇団の扇動によつてなされたことと、あなたたちは解釈しようとするのかどうか。その点をはつきりしてもらいたい。それでなければ新劇の連中は安閑としておることはできないのであります。諸君はどういうように解釈しようとするのか、若し解釈しようとするならばどこに根拠があつてどういふ解釈をしようとするのか、その点をはつきりしておいてもらいたいと思ひます。つまり、こういうことをやろうとするのは人間の頭腦の中

に形成される思考方式を取捨つうとするものだ。これは法律ではないと思ふのであります。法律そのものを破壊する法律破壊法と言わなければならなりません。(ノー／＼と叫ぶ者あり)人類の常識と真理に対する野蛮な攻撃法であります。ここに破壊法そのものの本質があるのであります。東大事件で明らかになつたように、進歩的な教授に対しては尾行、密行、張込みが行われた。愛大事件では学費に苦しむ学生をスパイに買収しておりました。このような例はスパイ活動の故になか／＼表面に現われ得ないものであります。今や全国民は政府のスパイ政策の下に常に監視されているということは常識となつております。(「そうだ」と呼ぶ者あり)この修正を支持する諸君は、一体、政府官憲によるスパイ政治を容認するものであるかどうか。答弁をして頂きたい。

破壊法は部分的な修正などどうにもなるものではありません。こういうことは學者がはつきり知つております。又、學者の一致した見解は、この本質を指摘しておればこそ、學者はこの破壊法の撤回を主張しておるものと思ひます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 中山福藏君。

〔中山福藏君登壇、拍手〕

○中山福藏君 須藤君は第二條の「必要最小限度」という文字をとらえて御質問のようでございますが、この文字は最初「必要且つ相当な限度」という文字が使つてあつたのであります。そこで、私は委員会におきまして、必要というのと相当という文字は概念的に對立するのだ、必要というものは必要の最高限度まで調べることでござ

る、相当という字は必要であつても相當以上の調べはできないという、概念的の對立があるというので、これは「必要最小限度」という文字にしたのであります。私も、仰せの通り、基本的な人権を尊重する意味におきまして断じてあなたの方の後に落ちるものではないと考えておる。(「その通り」と呼ぶ者あり)今日一番不思議な日本における現象は、國家の庇護を受け、國家の中に住みながら、議論だけは超國家的の言動をなしておるという輩の多数あることとあります。(言動とは何だと呼ぶ者あり)曾てロシアのトルストイがそういう議論をやつておるので、自分はロシアに住みながら議論だけは超國家的の議論をしておつたのであります。それによく似ている、須藤君のおつしやることは、(何を言つておるかと呼ぶ者あり)でありますから、(「頭を冷やして来い」と呼ぶ者あり)これはこういう最小限度ということにおいて人権を尊重して、そうして、できるだけ多数の方々の基本的人権を侵害しないようにという気持で、これはこういうふうな規定にした次第であります。(多数とは何か「國家とは何か」と呼ぶ者あり)憲法を見なさい。

第二点です、職權濫用というものを實例を挙げて一つ説明をしてみるとおつしやいます、今日は時間がありませんが、最高裁判所の統計を見においでになつたらよくわかる。そこで、この職權濫用というものは、私は實際これは官憲の非常な怪しからん行為だということはおよく知つてゐる。私が先ほど申しましたように、曾て治安維持法とか、或いは國家總動員法とか、統制に関する規定によつて我々ほどのくらしい苦勞したか。又戦争が敗けた一つの大きな原因はこの統制の結果だと、常に私は叫んでいる人間であります。ですから、あなたのおつしやる通りです。これは職權濫用がある。だから、国会は今や國民を代表して全公務員の選定並びに罷免をすることができるようになつてゐる。これを若しあなたの方がやらないならば、あなた自身身國會議員としての資格はないということになる。(何を言うかと呼ぶ者あり)

第三番目に、外患という文字について、これはですね、特に挿入して怪しからんというお言葉であります。今日外國と通謀して受入態勢を作るといふような疑いがある行動が頻々として起つてゐるというところは、國民の一人員であります須藤君がよく御承知の通りと思ふ。私は伊藤君に対して、東南アジアのエジプト並びにイランの實例を挙げて伊藤君にお答え申し上げましたが、あの實例を想起して頂いて、どうかそう私をいじめないようになつたのですか。(奥さんからお聞きになったから怪しからんとおつしやいます)

第四番目には、扇動の内容を規定したが、扇動という文字を法律に使う以上は、その内容、實質というものを國民一般に知らしめなければ、國民はどこに基準を求めていいかわからんのです。今までの法律は多くそういうのがなかつた。だから、あいまい模範の中に檢束を受けたということは、皆さん御承知の通りであります。そういう愛いながらしめるためにこの措置をとつたといふことを答弁申上げてまして降壇いたします。(拍手)

○須藤五郎君 再質問いたします。時間がありますから。

○議長(佐藤尚武君) 再質問を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 中山君は年が若いもなく興奮しちやいないと思ふ。こういう問題は冷静に答弁すべきです。(「それだけ若いんだよ」と呼ぶ者あり、笑聲、拍手)若いと聞いては恐れ入るが、若ければ若者の心を以て答弁してもらいたい。若いと言つても、まるで、もう前世紀の人間のような感覚でこういう法案を考えてもらつちや困る。自分で若いと言つたところで感覚は前世紀の間で、遺物に過ぎない。そういう感覚を以て今日こういう新鮮な時代の法律を作るといふのがそも／＼間違ひなんだな。私が質問したいのは、前に私は自分の例を挙げた、そういう拷問を受けたことすら裁判所で幾ら訴えたところも裁判所自体で取上げない。今日の裁判所は昔の裁判所とどれだけの違いがあるか。今日こういう馬鹿げた欺瞞的な條項を設けてこの法案をごまかそうというところに、あなたたちの手前みそがあるということを申し上げるので

す。

それから、なおもう一つ聞きたいが、私が言つた新劇に対する解釈、あらゆる芸術に対する解釈を、ここではつきり申述べてもらいたい。(「寺尾君貸してやれ、それで頭を冷せ」答弁の要なし「興奮させるな」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 中山福藏君。

〔中山福藏君登壇、拍手〕

○中山福藏君 どうぞ一つよろしく。

この須藤君のおつしやることは、これはあなたの立場から議論をしておられる。(その通り)君は自分の立場じやないか?と呼ぶ者あり(国民全体が普遍的な常識というものを以て批判するときには私のような議論になる。(全体主義者)うぬぼれないで」と呼ぶ者あり)一つ例を挙げて申しますと、太平洋を航海している人は、太陽というものは水平線から出て水平線に沈んで行く、こう見る。長野県の山国に住んでいる者は、太陽は山から出て山に沈む、こう考える。あなたは山にただ住んで、そこだけの議論をしておられるから、そういう御議論が出ると思ふ。

第二の問題は、これは新劇の問題であります。その都度故意に扇動した場合においては犯罪が成立する、というところは止むを得ないと思ふ。(誰が判定するのだ?)と呼ぶ者あり(併しながら、故意がなくて、ただ一般の演劇である場合は、断じてそういうことはない、かように私は考える次第であります)。

○議長(佐藤尚武君) 須藤五郎君、再度の再質問を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 私は芸術家として申し上げたい。すべての芸術は扇動であります。芸術の面から扇動の面を除けば芸術は死物であります。それを芸術は扇動でないという断定をしている人はおかしいのだ。それは、皆さんが床の間にえたいのわからん墨絵かなんかをかけて、それが芸術だと思つてゐる。それくらい頭のしかあなたたちは解釈できない、芸術に対して。ところが、本当の生きた芸術というのはそんなものではない。芸術家がみずからの創作を通じて、みずからのその考へてゐることを見る人に伝える。これが芸術家の本心であります。皆さん、それが扇動に入らないと言ふか。新劇はすべてそういう面から言へば扇動であります。だから、僕はここに事新らしく質問してゐるわけでありませう。皆さん、どうですか。芸術が扇動でないというのをあなたが証明できるのなら、ここで下さい。(答へる)「精神鑑定を要するやうなことを言わないで芸術に対して正しい解釈を示せ」と呼ぶ者あり。

○議長(佐藤尚武君) 中山福蔵君。

〔中山福蔵君登壇、拍手〕

○中山福蔵君 芸術が扇動であるかどうかという点につきましては、その都度その場合を勘案して処理しなければならぬ、かように考へてゐる次第であります。(馬鹿な答弁だ)「低級極まる答弁だ」委員会へ持つて行かなければ駄目だ、こんな修正案は」と呼ぶ者あり。

○議長(佐藤尚武君) 吉田法晴君。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 提案者に御質問を申し上げます。質問に入ります前に一言尋ねておきたいと思ふのでありますが、それは、この破壊活動防止法が、民主主義、特にその基本的原則であります言論、集会、出版、結社の自由に対して大きな制限をなす法律の濫用の危険性があるのではなくして、(元気がないぞ)と呼ぶ者あり(必然性があるのだとして、世論が国家に対して大きな意思表示をいたしました。特にいわゆる学者或いは文化人の中から曾つてない陳情なり或いは法務委員会に対する異例の懇談会等もございまし

た。(誰が扇動したのか、やらしたの誰だ)と呼ぶ者あり(その出席者或いは表意者の中に、單に或いは文筆に従事するとか或いは學問に従事するといふだけでなくて、専門に刑法を學び、或いは憲法、行政法をおやりになつたかたも多勢おられたことは、御承知の通りであります。この世論をどこまで取入れられて修正をなされたかという点でございませう。この点について、公聴会の、或いは牧野先生の扇動に関する意見を取入れた、或いは滝川先生の意見を取入れたというお話でありましたけれども、滝川幸辰先生の公述の中心は、何と言つてもこの公安審査委員会の決定をそのまま効力を発生しない、一審的なものにするという点にあつたこと、中山さんも御承知のところであると思ひます。そういう基本的な滝川幸辰先生の御意見というものは、これは修正案には取入れられなかつたと思ふのであります。それだけの意見をここで詳しく申述べる時間はない、中山、或いは岡部阿氏も御存じであると思ひます。このことは或いはお手許にも添つておりますけれども、破壊活動防止法案に関する意見書にこれは含まれております。その中で、或いは刑罰法と行政法規とを別々にせよ、或いは破壊活動を行なつたという認定は裁判所の判決によるべきである、或いはその他たくさん本質的な意見がございませう、いずれもこの破壊活動防止法の性質について心配をせられ、否決と撤回を要せられるけれども、併しどうしてもそれが行かないというならば、せめてこれだけは是非願ひたいということで、或いは三條の口の中から、或いは教唆を削除すること

ことも、或いは扇動を削除すること、或いは二号リ、ヌを削除すること、その他御承知のような意見が出て参つております。この意見は、私が申上げるまでもなく、これは国会に出されたものでありますけれども、その国会の中でも、参議院、特に参議院の中において實際的にこの法案の運命の鍵を握られる録風会に対して主として出されたものであるというところは、これは何人も疑ふことのできないところであります。これらの意見に対して、或いは公聴会の公述について、ここで繰返しませんけれども、どこまで取入れられたかという点については、一つ重ねて御答弁を詳細に頂きたいと思ふのであります。それは、国民が国会に寄せた期待、参議院に寄せた期待に応える具体的な答へであると思ひます。特に繰返して恐縮でありますけれども、御答弁を願ひたいと思ふのであります。

なお、中山、岡部阿氏の提案責任で、三十二名の署名を取られておりますけれども、この皆さんの中にも種々御意見があること、或いは中山さん自身に原案についての強い修正の意見があつたことは承知をいたしてあります。それらが先ほどの法務総裁の答弁では政府原案と違つたと言われるところに至つた経過については、これは明らかに願ひなればならないところだと考へるのであります。實質的な質問に入りますが、提案の修正案の第一点は第二條であります。質疑を通じて問題になりました基本的人権と公共の福祉、ここでは公共の安全という言葉が使つてあります。この問題点が第二條で、その弊害、法の運用についての注意規定と申しますか、訓示規定を出されたということ、は、少くとも問題の所在を知つておられるというだけでは証明しておると思ひます。ところが、この基本的人権と公共の福祉という問題につきましては、これを論議を重ねますならば、與えられた時間では到底できませんけれども、併し問題が本質的であり、民主主義的な原則を展開するかどうか、或いは憲法を實質的にここで踏みこむかどうか、憲法の改正でなくして、憲法の変革を行うかどうか、或いは警察についての基本原則を展開するかどうかという重大な問題でございませう。重ねてお尋ねをいたしたいと思ひますので、重々申し上げます。公共の安全とは、第一、何であるか、これを一つお尋ねをいたしたいのであります。(法学一年生)と呼ぶ者あり(そこで、公共の福祉という言葉は、憲法に使われております公共の福祉、或いは公共の安全でこれが摺り代えられようとしたしておりますけれども、それが絶対的なものであり、公共の福祉のためには基本的人権も容易に制限することができるといふことになりませうならば、これは曾つてのナチス法理或はファシズムの法理と同様に、全体主義的なこれは議論となります。この憲法の一つの表現と申しますか、解釈の上の有力な材料として、私も英文で書かれた憲法を見ますと、パブリック・ウェルファアと書かれておりますが、パブリック・ウェルファアというこの言葉を日本語で現わします場合に、公共の福祉という言葉で現わすことが果して妥當なり

や否やといふことは問題だと思ひます。パブリックといふのは、私が言うまでもございませぬけれども、ラテン語のポピュルスから出ております。ポピュルスとビブルとこれは同じ意味であることは私が今更申上げるまでもない。公共といふ概念を、国民或いは民衆を離れて、民衆なり国民の上に公共性、公益性と考えますならば、これはナチス法理に相成つて参ります。(「フアシストだ、フアシストの理論だ」と呼ぶ者あり)主権者である国民の総意或いはその利益の総合を、これを國と考える。或いはその福祉がこれら主権者の国民の福祉そのものと考えると、この民主主義があるのであつて、「(「それだ」と呼ぶ者あり)その人民を、國民を離れて、別に公共性があり或いは公共の福祉があると考えられますならば、これはフアシスト法理の第一歩に相成るかと思ひます。これは、公共の福祉は、その意義において、これは國民の福祉、幸福、國民みんなの幸福の限度内において、或いは個々の國民の権利が制限せられることがあると考へられるのが、公共の福祉の憲法上の概念だと思ひます。公衆の安全が、ここに使われております公共の安全は公共の福祉ではございせん。主権者である國民の幸福でなくして、これは安全……言葉は公共という言葉が使われておりますけれども、公共の安全といふ言葉が使われるときに、それは秩序といふ概念に変わつております。先ほど中山さんは、國家の庇護といふことを言われましたけれども、その國家は、決して國民の全部であります。國家ではないように私は承つたのであります。或いは提案理由の説明の中で

も、或いは非國民的態度であるとか、或いは不逞の集團であるとか、こゝういふ言葉が使われました。或いは國家の基本秩序或いは國家機構、こゝういふ言葉が使われておりますから、この公共の安全は、或いは國家の治安或いは國家機構の現存性と申しますか、現在性と申しますか、こゝういふものが考へられておると思ひますけれども、今まで使われて来た言葉を以て言ひますならば、これは秩序だと思ひます。警察秩序だと思ひますのであります。警察秩序だと思ひますのであります。(「それだ」と呼ぶ者あり)基本的人権が、秩序維持のために、警察目的のために制限せられるといふことは、これは憲法の民主主義の予想しなかつたところであり得ます。(「全くの反対だ」と呼ぶ者あり)基本的人権といふ言葉が國民主権の概念から出て来たことは、これは私が申上げるまでもないと思ひます。或いは自然権、自然法の思想に繋がつておるとも、これも御否定にならんとお思ひます。提案理由の説明の中に独立宣言といふことが言われておりましたところから見ても、基本的人権、この考え方が國民主権説に或いはよつて参りました自然権、自然法の理論と繋がつておるとも、これは御否定にならないと思ひます。

第三に、前の憲法、旧憲法の特質、それと新憲法の相違といふものは、私が申上げるまでもございせんけれども、例へばこの國民の権利の問題に關連いたしましたは、旧憲法では、臣民の權利義務として、初めから法律の範圍内、或いは法律の規定するところによつて、こゝういふ前提が付いておつた法律の命ずるところによりといふこと

で次々に奪われてしまつて、戰爭中權利が殆んどなくなつてしまつたといふことは、これは中山さんもみづから御體驗になつたところであり得ます。その旧憲法の臣民の權利義務が新憲法の基本的人権に変わりました考へこの違ひは、これは一応頭の中では御認知になつておることだと思ひますのであります。憲法第十一條だけになしに、特に新憲法が九十七條において「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は、過去幾多の試験に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできなない永久の權利として信託されたものである。」九十八條に、「この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と謳つておる点、又前文においてこの國民主権説と代議政體をはつきり謳つておる、九十八條と同じような、この原則に反する憲法、法令、詔勅を排除するといふことは、御承知の通りであります。若しこの憲法が、或いは修正をせられなければ、基本的人権を警察目的のために制限することができるといふような法律として作られますならば、それは憲法の精神の國民主権或いは代議政治の基本原則に反する法律であつて、それは憲法の排除するところであり、或いは効力を有しないといふ宣言せられるものではないかと私も考へるのであります。この点について提案者の説明を願ひたいのであります。

なお、憲法についてアメリカの獨立宣言も引かれましたが、或いは同じ精神がフランス憲法に或いは人権宣言に現われていることは、私の申上げる必要のないところであり、これらの近代憲法が人民に對する國家權力の自己制限の成文の成果であるといふことも御承知のところであり得ます。そこで、明治維新において先輩が苦心と犠牲を拂つて来、大正時代に普選或いは護憲運動を通じて努力して来、そして、その後、旧憲法の民主主義の不徹底の故に奪われて参りました基本的人権、國民主権の僅かな芽が、戰爭中にすっかり奪われてしまつて、戰禍と敗戦の大きな犠牲の上にこの新憲法の原則が打ち立てられた。それは憲法を以てても、法律を以ても、如何なるものを以てても奪うことのできなない永久の權利として謳つた。それを、臨時的な、これは中山さんもお認めになりましたが、臨時的なな法律でもつて、治安維持といふ名目で、内亂の幻想と亡霊、このことを大内先生は公述でも強調せられましたけれども、それによつて憲法の基本原則を奪ひ得ないといふことは、これは提案者もお認めになるところだと思ひます。平和主義の放棄が憲法のこれは改正でなくして變革であると同じように、民主主義の放棄もこれは憲法の修正や改正ではなくして憲法の變革であります。根本的な破壊であります。これによつて、警察制度につきましても、折角民主主義的な、或いは地方分權的な警察を作つたのに、公共の安全という理由で特務局が公安調査庁に拡大し、そして、治安警察、特高警察といふものが復活をいたしましたならば、警察法等の改正と共に、警察の制度が基本的に転回する、旧憲法時代の警察制度に還つてしまつて、これは提案者といへども御否定にならぬと思ひます。憲法の基本原則と警察制度との關連については、私が申上げるまでもございせんが、こゝういふ治安維持といふ警察目的のために、或いは臨時的な立法によつて憲法の原則が變え得るか、壊れてしまつてしまふことができるか、變革することができるとか、警察制度の基本的な転回ができるかどうか伺ひたいのであります。

なお、憲法違反の法律は、これは濫用の危険性があるのではなくして必然性があるといふことを田畑忍博士は強調いたしました。特に皆さんに意見を伝えるために二度も出て来て意見を述べに参りました。なお、ハンストまでも學長がみづからやつたことも御承知の通りであります。この憲法違反の條文について如何に考へられたか。時間がございせんから詳しく議論ができませんけれども、これは法案の第三條、修正によると第四條、或いは憲法の條章から言ひますならば、十七條の公務員の不法行為の損害賠償請求權、或いは十九條の思想、良心の自由、二十一條の集會、結社、言論、出版、表現の自由、それから二十一條の検閲制度、或いは二十三條の學問の自由、二十八條の團結權、これらの点について如何になるかといふことを御答弁を願ひたいのであります。

なお、この細かい点についてはあとで再質問をいたしますけれども、或いは刑罰法規が突然として捉えたいといふ場合には、これは罪刑法定主義に反し、違憲であるといふことは、ひとりアメリカの問題だけではないと思ひます。これは一九二六年のコナリ事

件を引いて材料にいたしますけれども、オクラホマにおいて、州及び州の諸負事業の諸負人は、労働者に対して、現地の同種の労働に従事する労働者が通常拂われている賃金を與えられねばならぬ、これに反すると五百ドル以下の罰金に処せられる、こういう規定があり、それについて争いになったたのでありますが、同種の労働に従事する労働者が通常拂われている賃金を與えられねばならぬと、こういう普通のインテレクチュアルな人が精密に意見が一致せず、このような漠然たる刑罰規定を設けることは、違憲であるという判決であります。刑罰法規は何を処罰するかが国民に対して明白でなければならぬ。国民に法規の解釈を一方的に強要して、国民の解釈と行政庁の解釈が違つた場合に逮捕され或いは起訴されるというような危険を負担させることはできないというのがその趣旨であります。これは一つの例でありますけれども、憲法違反問題の判断の材料として提供し、或いは集会の禁止については、それではこの法律を共產黨に対する法律と諷つたらどうかというときに、それは、憲法に諷う集会、集団行動の自由を制限するものだから、それはできないという意味の、これは暗黙の答弁があつた。そのまあ義を行つて、こういう法律によつて団体の規制解散をやる、その結果心配されるような憲法違反の結果が生ずるといふことは、これは中山さんもお認めになると思うのでありますが、こういう結社の制限禁止と憲法との関係は、この法律によつてどうなるのか。或いは検閲制度につきましては、これもアメリカの例を引きましますけれども、一九三

一年のレ・ア・ケースによれば、停刊を許す法律は違憲立法であるという判決があります。が、或いは原案の第四條、第六條、これで言います。と、修正案によると第五條と第七條になると思いますが、機関紙を停刊する、そうしてその次に出て来る新聞に対してどうするかということは、機関紙の同一性として争われました。その場合に、検閲制度が復活するということを実を以て質疑をして参りました。特にあとで出て参りますけれども、この修正案によつて無線通信又は有線放送についてこの法律を適用しようということですが、それはどうしてそれがこの法律に違反するかどうかということと判定せられるのであります。その内容を見ると言います。か、それは聞く以外にないでしよう。検閲制度の復活はこれは必然であります。が、そういう検閲制度を禁止しました憲法の條章とこの法律とを如何に考えられるか。これは一、二の例を挙げたのでありますけれども、具体的に御答弁を願いたいと思うのであります。

なお、他に質問がございますけれども、一応この公共の安全と基本的人權、憲法の問題についての御答弁を願つて、そのあとにいたしたいと思います。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 中山福藏君。

〔中山福藏君登壇、拍手〕

○中山福藏君 公共の安全という問題についての御質問でございました。大体これは先ほど申しましたアメリカの人權宣言のいわゆるあの天賦人權といふ項目のところに、生命、自由、幸福を追求する權利というものが書かれて

ありますが、恐らくこれはジョン・ロツクの提唱いたしました人民主權説に基いた考え方で、今日、日本の憲法にこれが採択されておるように私は考えておるのであります。従つて、この基本的人權は、アメリカの人權宣言には、この權利を確認してその幸福と利益を擁護しなければならんと、こう書いてあります。ですから、今日政府が憲法の上において人民の利益と幸福を完全に保護するように建前がなつておるといふことは、吉田さん御承知の通りであります。従つて、この自由、生命、幸福を追求する權利が侵害されないうようにするといふことが公共の安全性だと私は考えておるのであります。御承知の通りに、ヨーロッパの中世紀におけるところの自由大憲章だとか、人身保護律というやうな考え方、或いはマーチン・ルーテルだとか、フランスのカルヴィンの思想を酌んで、あなたのおつしやる通り自然法の考え方、やはりこの日本の憲法に影響しておるといふことは、私はあなたの言われる通りに認めるのであります。従つて、只今申上げたやうな立場において、そういう意味合いに公共の安全といふものを考えたかどうか。従つて、憲法第十二條におきまして濫用といふものを禁止しておる、公共の福祉のために利用する責任を負うといふことが書かれております以上は、その基本的人權を濫用し、或いはその公共の福祉に利用する責任を果さないといふやうなことがなきにしもあらずと私は考えるのであります。従つて、これはアメリカの人權宣言の趣旨に基きまして、この英米法から酌み取つた日本憲法の精神に基きまして、やはり只今私が申

上げましたように、生命、自由或いは幸福を追求する権利を派別に擁護しておる、これが公共の安全と、こういうことになるのではないかと、実は私はあなたほどの学者ではありませんからわかりませんが、そういうふうに考えております。

それから第二点で、この憲法の、例えば十九條、思想自由に関する権利はこれを擁護するとか、或いは二十三條の學問の自由はこれを擁護するとか、或いは二十一條の言論、集会、結社、出版、表現の自由というものはこれを保障するとか、いろいろ規定がございますが、これは私はこの破壊活動防止法案が設けられても、只今申しましたような第一の問いに対する答えといまして、いわゆる濫用だとか、その責任を果さないというような連中が、さうよくする場合におきましては、これを擁護するということはやはり憲法の精神に基いて少しも基本的人権を害するものではないと、私はかように考えておるのであります。大体この二点に帰したように私は考えるのでございますが、吉田さん如何でございますか。また足らぬところはこの次にいたします。(拍手)

○議長(佐藤閼武君) 吉田法晴君。
〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 今の御答弁で、公共の安全と公共の福祉が摺り替えられたと云うであります。その点を尋ねておつたのでありますけれども、治安目的を以ておつたというの憲法の公共の福祉と摺り替えられるということになりまうという、この修正案のこれは重大な性格を決定いたします。さやうであるかどうか、更に御答弁を願いたい。

それから、落ちました点は、輿論特に學者、専門家の意見をどこまで取入れられたか。これは答弁が落ちておりますので、あとでお願いをいたします。(何遍も言つたじやないか、聞かなかつたのかと呼ぶ者あり)

それから第二は、修正の重要な点であります外患の点であります。外患の点につきましては、(「それも聞いたんですよ」と呼ぶ者あり)ほかに御質問がございましてけれども、なお落ちております点を具体的に指示して答弁をお願いしたいと思います。それは頭が悪いのかたにはおわかりにならないかも知りませんが、(笑聲)外患の罪をこゝういうこの條文に入れて、どういう場合が予想せられるか、そして問題を法律的に考えてどうなるかということをご考慮しながら、これは立案せられたのであるかどうか。端的に申し上げますけれども、或いは専門員、或いは法制局においても、これはただ提案者において挿入せよということであつたけれども、その実益がわからないというのであります。手許にありました小野氏の刑法各論を読んでみますと、こゝういふことが書いてあります。「日本國の一部が外國の軍隊によつて占領された場合に、その占領下において行われた行為については、本條の適用につき道義的責任の観点から困難な問題を生ずるであらうことが想像される」と書いてございます。言い換えますと、こゝうと、これは、講和前、或いは現在もそうでありますけれども、性質は違つておりますが、外國の軍隊が日本に駐留をする、占領をされておる。そういう場合に、この外患罪の正面解釈から行きますならば、これに協力をする

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

という場合には、外患罪の適用が問題になる。併しながら、これは適用について実際に道義的責任の観点から困難な問題が生ずるであらうというだけのことと、先ほど議論の中に、これは弥次の形で出ておりましたけれども、占領中の、講和前の占領中、或いは現在、未だ會つてない外国軍隊の国内の駐留という問題が起つておりますからして、法文の正面から行きますならば、今、駐留軍或いは占領軍に便宜を供與いたしました政府なり何なりは行動は、これは本條の問題であるという事は、これは法律的には明らかだと思ふのであります。ただ、それに至りますところの、ここに言う小野さんのいわゆる道義的責任という問題が起つて参りました。曾つて外患罪が実際に罪に問われたような例は、これは時間がございせんので正式に書類を取寄せて私ども見ることはできませんけれども、昭和十二年に米国外務省の日本人の職務官が、米国外務省の上司の命によつて、日本の国力を表現するような統計文書を渡した。而もこれは未遂であつた。これが外患罪に問われたということでもあります。當時は勿論旧刑法で、外国ニ通謀シテ、帝國ニ對シ戦端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者」という表現がなされておつたのでありますが、この米国外務省の日本人職務官が、恐らくこれは公刊せられた資料その他であらうかと

思いますが、統計文書を渡したこと、或いは外国に通謀して戦端を開かせる行為であつたかどうか、或いは敵國に與して帝國に抗敵したものであるかどうか、これは甚だ今日問題であることは、これは事態を聞かれる皆さんとして当然起される疑問であります。若しこの外患罪が、たつた一つ適用せられた場合のように、或いはこの資料を外国に提供するというようなことが、當時の軍機漏洩だとか、或いは今の刑事特別法の問題ではなくして、それが日本精神の欠陥であるとか、或いは忠誠義務の欠陥であるとか、こういう當時のこの空氣、或いは觀念で外患罪に問われるといたしますならば、これは外患罪が破壊活動防止法を通じて適用せられる場合には極めて危険であることは、これは何人も否定することはできないと思ひます。先ほど中山議員は、受人態勢ができておる場合という話でございしましたけれども、或いはこれはコミンフォルムの批判後、国内において武力的な行動があるならば、或いは解放軍が来るかも知れんという点を指摘されたのかも知れませんが、もつとその辺を一つ具体的に御説明願ひたいと思ひますが、来るかも知らん、来ないかも知らん、これは未必の故意にかかつてこれを適用するかどうかということになると思ひますけれども、私どもが素直にこの刑法八十一條、二條を読みます場合に、日本

の国内において適用せられるのは、今の吉田政府の行動が、政権が変更された場合にこの外患罪の罪によつて問われることを考える以外にはないとしか考えられない。(拍手)なお、これは内乱と違つて、予備陰謀の教唆、或いはその他まで処罰をするということに修正案がなつておりますが、そういうこの條文の適用が、実際にどういふことになつた場合に適用せられるのか、どういふことになるのか、具体的にお示しを頂きたいと思ひのであります。(明確に一つ説明して下さい)と呼ぶ者あり。先ほど、これは大審院の判例ではありませんが、地方裁判所の裁判の例によつて、事件を、実例を引き、或いは日本の再建の状態からして、如何なる場合に適用があるのか。これは伊藤委員から指摘せられましたように、實際には実益はないと多くの法律關係者が考へておるのに、実益があると考えられるのでありますから、具体的に御説明を頂く以外にないと考えます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それから、先ほど質問をいたしましたけれども答弁がございせんのでしたけれども、有線放送送或いは無線通信という、これは無線放送送というものは入つておりません。しまいに通信という言葉が入つておりますので、有線放送、無線通信というのが具体的にどういふのを指されるのかも明らかでありませぬけれども、併しこの條文の適用が如何なる場合に起るのか。或いはどういふ証拠によつてこれは調査もし、或いは証拠によつて争うというのであります。証拠によつて適用せらるるのか。或いは聞いたと言つても、その聞いたのは耳には記録に残つておりません。或いは原稿によるのか。或いは録音によるのか。そうすると放送或いは通信の内容が、これは見或いは聞くということになりませんが、それは検閲ではありませぬかという点については、これは答弁があつておりません。

それから調査と審理の關係については、質問がすでにあつておりますから、重複を避けて、修正は、「審理官」を「受命職員」と改めて、「審理」を「弁明の聴取」と改めて、公安審査委員會の審査に重点を置くかのようにありますけれども、聴取をやめず、或いは十六條を削除せずして、どうして公安審査委員會に中心が移るか。全くただ「審理官」を「受命職員」に直し、「審理」を「弁明の聴取」と言葉を直しただけで、実体はなんにも變つておらん。これは結果においてごまかしでしかないと考えられますけれども、如何であるか、答弁を願ひたい。

それから、原案においては、内乱の場合につきましては、これは、その予備、陰謀或いは教唆、扇動等についても無罪であります。今度は修正されて、内乱、外患一緒になつておりますが、全部の罰則について懲役刑が加えられております。これらの犯罪の性格が、或いは政治犯である、或いは確信犯であるというところは間違ひございせんが、それに懲役刑を入れた理由を承わりたいと思ひます。

更に、権利の濫用について、或いは法の濫用について二條を附加せられたけれども、その附加せられたものも、警察の目的を公共の福祉に摺り換えた以外に、或いは普通公務員の職務濫用罪に一年を長期に変えただけ。ところが、この公務員の職務濫用罪というのが、刑罰規定にはございすけれども、實際にどの程度に適用せられたかという事は、それは万人の知るところであります。先ほど一松議員が指摘せられましたように、實際にこの職務濫用罪が運用されることは極めて稀であり、又、稀であるということはこれは何人も否定できないと思ひのであります。ラスキが言うごとく、権力の濫用が間髪を入れず確実に処罰されるという法的な措置が講ぜられた場合に、初めてこれは権力の濫用が防止せられる措置が講ぜられたと思ひのであります。原案十八條、修正案の十九條或いは二十一條の場合に権利の濫用があつたとみなす旨の規定を作るとか、或いはイギリスのコンモン・ローにおいては、警察官が群衆に怪我を與えた場合には、警察官が必要以上の力行使したのでない警察官自身が証明しない限り処罰されるといつたような法制が確

立せられない限り、権力の濫用は防止は困難であります。或いは国家賠償法についても、今までの解釈、説明以上に出ませんけれども、或いはこれもせめて短期内に処理し、或いは仮執行をするといったような具体的な措置が講ぜられずならば、これは権力濫用に對して防止の努力がなされたということも私も認めざるを得ませんけれども、職權濫用の規定だけでは、これは気休めであり、ごまかしであると言わざるを得ないのでありますが、その点について御答弁を願いたいと思っております。

なお、更に詳細な点についてお尋ねをいたしたいのでありますが、以上、外患その他の点について重ねて御答弁をお願いいたします。詳細な御答弁が納得行く答弁がない限り、修正案が改善でなくして改悪であるということは、これは止むを得ない結論ではないかと考えるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)一つの詳細の御答弁をお願いいたします。

○議長(佐藤尚武君) 中山福蔵君。

(中山福蔵君登壇、拍手)

○中山福蔵君 第一点の輿論を酌み入れたかどうかという点でございますが、これは伊藤さんにすでにお答え申しておるのであります。公述人の意見だとか、刑法学者の意見に従いまして、これができるだけ大幅に取入れた、(「どこに」と呼ぶ者あり)こういう

ことを申上げておいたのです。(「そこがどこに出ておると呼ぶ者あり」)この修正案については重要な点は四つしかない。そのうちに殆んど重要な部分を占めておるといふことは、お読み下さればわかります。

それから有線放送、無線通信という問題であります。これは先ほど伊藤さんにこの点もお答え申しておいたのであります。従いまして、如何なる場合において、その送信或いは受信が破壊活動防止法案に抵触するかという問題であります。これは各個々の場合についてこれを検討しなければ、只今原則的にこうだということを私が申上げることは如何かと実は考えるのであります。すべて犯罪というものは、その態様というものは万端でありまして、従つて、その故意、過失の点につきましても、十分調査官としてはこれを検討して、然る後に処分すべき立場に立たなければならぬと、かように考へておりますから、これはその都度これをきめるよりほかないであろうと考えるのであります。

第三点でございますが、権力の濫用についての様々詳しいところの意見をお述べ下さつた次第であります。この点につきましても、私も、この修正案が万一この議會を通過するといふことになりましたら、これは当局と厳談いたしまして、できるだけ吉田さんの仰せを酌み入れて、(「吉田茂さん

だろう」と呼ぶ者あり)訓示的な書類をこれに付けて配付するように頼んでみたいと、こう考へておるのであります。これはいい意見を承つたということを感じたいと思います。(「吉田法晴だ」)ところが彼は吉田茂を言つておる、まぎらわしいですよ「つまらん」とを言うな「どの吉田ですか」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 靜肅に願います。

○中山福蔵君(續) 吉田法晴さんの意見であります。いづれ又將來は吉田さんも偉いかなになられるであらうし、私が、私の言ひますのは、吉田議員でありますから、さうに御承知願ひます。

それから公安審査委員会の職権についての御意見でございましたが、これは質問と言ふよりは、むしろ御意見だつたと私は考へております。この公安審査庁の職務行為は、公安審査委員における職務行為は、その間おのずから差別があるのであります。御承知の通り、私もこの修正案におきましては、公安審査庁だけにこの取扱を任せておいては、独善的な行為をやられては困る。覆審的にもう一回、できるだけ証書類その他の物件について、或いは公務所或いは事務所の他の場所へ乗り込んで、みずからこれを判定する資料を獲得しなければならぬ、こういうような意味合いにおいて

特にこの規定を追加したのであります。どうか一つそういう点は御同情を賜つて御同意を願ひたい。(拍手)

それから罰則についてどういふわけで懲役刑を設けたかという最後の御質問でございます。これは元來政治犯その他の罪につきましては、從來は多く禁錮刑という刑を以てこれに當つておつたのであります。私も現在は現在の世相に鑑みまして、これは單に禁錮刑だけではいけない、やはり懲役刑というものをこれに附加して、さうしてこの規定の万全を圖らなければならぬ、かようなつた次第であります。(「外患誘致はどうした」と呼ぶ者あり、拍手)

どうも有難う。外患誘致についても一点申上げておきます。これは伊藤さんは、外患というものが實現した場合においては、すでに國家が占領せられておるのであるから、武力の侵略、援助なんかないじやないかとおつしやいますけれども、この占領というものは部分的な占領と全部的な占領の二つの場合があり、又或いは外國としめし合はれて飛行機を飛ばせることもできるのであります。いろいろな場合がそこに現れて来るのであります。外國にしめし合はれてその武力を行使せしむる、こういうようなことは常識においてあり得るということは判断できるのであります。どうかこの点、御留意を賜りたいのであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 吉田法晴君。

(吉田法晴君登壇、拍手)

○吉田法晴君 残念ながらいずれの答弁についても私の質問に十分お答えが願へなかつた。(「明快なる答弁だ」と呼ぶ者あり)このことは、こういう形においては、これは止むを得ないかと思ひますけれども、併しながら質問をした要点は、これは文書でも差上げております。質問を聞かれてもわからぬと思ふのであります。例えば有線無線の通信放送をどういふ形で捉えるか、或いは録音によるのか、原稿によるのか、聞いたのではこれは証拠にならないか、どういふ形で法を適用するのか、検閲との關係と異なつた観点から、或いは発送をした時か着いた時かという、こういう伊藤議員についての答弁を以て大体仰せられましても、それは答弁になりません。外患の問題と現在の駐留或いは占領の場合、それから判例を引いてまで、こういう場合には如何に判断せられのか、立法者としてのその所信を伺つたところが、それには答弁がない。私が申上げるまでもなく、法律が適用をせられます場合に、或いは裁判においても、國會における審議、質問、答弁が、有罪無罪の判決を決定する大きな鍵になります。今のような御答弁で、或いは今までのような御答弁で、私も國民に説明すべき術がございせん。かかる意味において、答弁は、これは答弁の時間の制限はないと

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前会続)

思いますから、十分な責任をお果しを願いたいと思つてあります。それなくして国会の責任はこれにございせん。

なお、これは今まで答弁がございせんでしたが、従来、政府からなされて参りました朝憲と天皇制の問題、或いは平和主義の問題、平和主義と政治上の主義施策に関する所見、或いは法の濫用の危険性と、汽車、電車往來危険罪と国鉄の争議の問題、公務執行妨害、職務強要との法律との関係、特に大衆行動との関係、或いはこの法律と治安維持法との差は、述べれば限りがございせんけれども、或いは団体の範囲についても、治安維持法は結社を取締るうとしたし、この法律による団体は、どんなグループでもどんな政党でも、新聞でも雑誌でも、宗教団体でも、一つの教会すらもこれは対象とすることができるのであります。これらの点について政府の答弁……今までの経緯以上に何ら提案者において考慮せられなかつたかどうか。或いは特審局或いは警察の非合法、特高活動の存在はよく御承知のところでありまして、この弊害を除却すべき点について提案者としては何もお考えにならなかつたかどうか。以上の問題についてこの法案に関連する問題の提案者の明快な意思を承わりたい。

最後に、この修正案が若し通るといふことになりましたらば、これは中山、岡部両氏だけでなしに、これは或いは三十二名の署名をしておられる方々だけでなしに、録風会案が参議院を通つたというところにこれは相成ります。事実上この修正案について全責任をお持ちになるかどうか。この修正案は、これは外患を加え、或いは有縁、無縁の放逐を加え、或いは扇動について押つたと言われるけれども、むしろ附加わつた所は、有縁、無縁の放逐通信について明らかなであります。改善でなくして改悪だと申上げましたけれども、これらの点について全責任を負いになるかどうか。最後にお伺いをいたします。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) 中山福藏君。

〔中山福藏君登壇、拍手〕

○中山福藏君 お答えいたします。有縁放逐、或いは無縁通信というような問題につきましてもお尋ねでございましたけれども、これは先ほど私が答弁し落したのであります。これは御承知の通りに、放逐法或いは電波法、或いは有縁放逐業務の規正に関する法律上の送信というものについての法律が三つ出ているのであります。これを御覽賜われれば、逐一、その場合、目的、それから事項というものが限定されてある次第であります。従つて、このレコード、或いは送信或いは受信、或いは公園、広場、道路というような所において有縁無縁の通信設備を通じて放逐する。そういうような場合にお

いては、レコードに残るとか、聞いた人がこれを知つていふとか、通行人がこれを立ち聞きしたというような放逐で、これらの資料に基きまして、犯罪のいわゆる基本関係の把握、いわゆる犯罪構成の要素ありや否やということに断定して行く次第であります。これが第一点であります。

それから米軍の駐留はどう思うか。これは御承知の通りに平和條約、安保條約という、これは二つの国の意思の合致によつて駐留しているわけでありまして、私の申上げるのは、外国とせしめ合せて武力を行使せしめると、こういう場合でありますから、全然その觀念が違つて。どうかそういうふうに御承知願ひたい。(國民は何も相談受けておらんと呼ぶ者あり)

それから朝憲と天皇制というやうなことを仰せられましたけれども、これは私は内乱のこれが要素となるかどうかというやうな御質問じやないかと思うのであります。実はこれだけ仰せられたから、お尋ねになる要点がわからん。併しながら内乱罪、刑法第七十七條は、政府の出された原案の言葉でありますから、これは政府にお尋ねを願ひたい。これは私の関知するところではありません。

それから国鉄従業員と破防法との関係、いわゆる団体の規制に對しての関係であります。これも鉄道省とか(笑聲)或いは法務府、その他政府との関係でありますから、その如何なる場合が惹起せられるかは知りませんけれども、少くとも現在におきましては、破防法の狙ひますところが、即ち団体の暴力主義的破壊活動でありますから、私は民間人として、政府にこれを指図して、こういうことをせよといふやうなことは、これはできぬのでありますけれども、どうか政府におかれましては、或いは国会人として我々は行政監察の立場から、或いはその他の立場からこれを嚴重に監視して行けば、そういう馬鹿げたことはないだろうと、こう考へている次第であります。

関係でありますから、その如何なる場合が惹起せられるかは知りませんけれども、少くとも現在におきましては、破防法の狙ひますところが、即ち団体の暴力主義的破壊活動でありますから、私は民間人として、政府にこれを指図して、こういうことをせよといふやうなことは、これはできぬのでありますけれども、どうか政府におかれましては、或いは国会人として我々は行政監察の立場から、或いはその他の立場からこれを嚴重に監視して行けば、そういう馬鹿げたことはないだろうと、こう考へている次第であります。

これだけで私の答弁を終る次第であります。

○議長(佐藤岡武君) これにて中山福藏君外一名提出の修正案に対する質疑は終局いたしました。

○議長(佐藤岡武君) 松浦清一君外十九名から三案を法務委員会に再付託することの動議が提出されました。よつて本動議を議題といたします。本動議の趣旨説明の発言を求められました。発言を許します。松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 只今議題となつております破壊活動防止法案並びに公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案を法務委員会に再付託する動議について、その趣旨を弁明いたします。

破壊活動防止法案は二件は、各位がすでに御承知の通り、国民生活の上に極めて重大なる影響を持つてゐる法案でございます。本院におきまして、先月二十日以来この法案の審議に関連をいたしました。数回に亘り議場が混亂に陥り、議事運営に關する談合もなかつたにましまらずして、議長職權の発動により本會議の開會を余儀なくされるやうな事態が起りました。この法案審議の結果が日本の民主主義の運命を決するほどの重大な内容を持つてゐるからであります。(拍手)日本社会党第二控室といたしましては、この法案の審議に國會が最善の努力を傾倒して、國民の疑惑を一掃すべきであることを念願といたしまして、当初よりこのことのために最善の努力を續けて参つたことは御承知の通りであります。單に反対せんがための反対を避けて、冷静に、なお、この法案の内容を検討するの要あることを痛感して、この方針を堅持して行動いたして参りましたことも、各位御了承の通りであります。この法案に對します法務委員会における審議の結果、我が党は、この法案が憲法で保障をいたしております國民の自由と基本人權を不当に侵害するものであることを警告いたし、先に法務委員会におけるこの採決に當りましては、原案に對して反対の態度を表明して参つたのであります。この法案に對し、昨日録

風会の中山福蔵君から、中山、岡部阿君の提案にかかる修正案なるものの御説明を承わり、本日又多数の議員各位より熱心にあらゆる角度からの質疑が行われましたが、これを以てしても本法案の持つ深刻な内容が決して明らかになつてはおりません。ただ明瞭になりましたことは、この修正案は、法務委員会の委員長に御報告にもございまして、委員に提案された修正案と全く同様でございます。政府の原案と共に委員会においては否決の運命に会つたものであるということでもあります。これらの経過に就きましても、この法案が如何に多くの問題を内包しているかということが極めて明瞭であります。従来のこの種の重要法案の審議の建前から申しましても、議事規則の建前から申しましても、委員会でも十分の審議を盡すべきであります。折角御苦心の修正案も、委員会においては討論の段階において提案をされまして、單に案を讀み上げたにとどまり、詳細な説明を聞く機会がなかったものであります。同委員会においてとつて参りました経過は、事前に修正案の内容を示して十分協議した上で提案をするという従来の慣行を無視した形式において出されたのであります。従つて、その法律関係における審議の方式を全く欠いておりますので、更に十分な審議を加える必要があると信ずるのであります。そも、破壊活動防止

止法案は治安対策法として重大なる意義を有するものであるという論議は暫らく別といたしまして、その法律的な構成においては刑法と全く同様の刑罰規定をその内容としたしておるものであります。この規定の表現如何は刑法における処罰規定との関係を十分に識す必要があるものであります。只今提案されております修正案は果してかかる点について十分な考慮がなされているかどうかということは、今朝以来の審議の過程として論議されましたように、扇動或いは特定の行為をさせる目的というやうなことが同法案にある規定と如何なる相違を来たすか等につき、十分なる検討がなされ不足であります。委員会におきましては、諸種の情勢から修正案について検討を加えることはでき得なかつたのであります。ここに本法案を法務委員会に再付託して更に審議を重ね、国民の納得の行く方途を講ずる必要があると確信をいたします。(拍手)而して、すでに委員会の表決を得た議案についても、再びこれを委員会に付託して審査をさせるとは、参議院規則には明文がございませぬけれども、特にこれがいけないという規定のないこと、又衆議院規則第百十九條がこれを明記いたしておりますこと等から、解釈上当然なし得るものでございます。

以上を以ちまして、非常に簡単であります。が、破壊活動防止法案は二件以上で説明がなされましたけれども、その提案理由の説明も趣旨弁明も私どもは速記課に参つてこれを漸く見るといふやうな始末であります。質疑討論も、いづれの議員の質問に対しても十分に答へて参られませんでした。この質疑と答弁とが如何に重要な意味を持つかというところは、今後の法の運営の場合に、それが有罪無罪を決定し、或いは団体の生命を奪うか奪われぬかに重大な影響がある事実を鑑みて、参議院として十分盡さなければなりません。御覽になつたように、十分の答弁もなければ、或いは中山、岡部阿氏修正案については、修正意見者は責任を持たなければなりませんけれども、答弁は先ほどその責任を逃れられました。然るに、私どもがこの不十分なる質疑、審議のちにおいて、若しこれが結果において通つたといひますならば、この修正案について全緑風会も全参議院も責任を持たなければなりません。緑風会の中において、或いは修正に、骨抜きに、努力をせられて来たその努力については敬意を拂い、なお、その意見については十分な尊敬を拂うものでありますけれども、結果は今申し上げましたやうなことに相成るかと思ふのであります。そこで、先ほど緑風会はこの修正案について全責任をお持ちになりますかと申しましたが、答弁はございませぬでした。なお実質的な議論については間はございませぬけれども、或いは修正の外患の点について

は、外患を取入れても実益はないと言われ、或いは若し外患を入れた結果規制されるとするならば、処罰されるとするならば、それは自由党政府でないかという問題しか残らない。或いは朝憲案の問題が刑法第十七條その他に關連して入つておりますけれども、憲法の平和主義、民主主義の放棄は、先ず政府がその歩を進めておりますが、この平和主義と民主主義とは新憲法の二つの大きな柱であります。然るに政府は朝憲の最初に天皇制を持つて参る。この破壊活動防止法案には、こゝういう天皇制その他の朝憲の問題が入り、平和主義、戦争の放棄は、炭鐵圍壁その他と同じ政治上の主義という部類に入れたのであります。明らかに憲法の基本的な原則を先ず破壊しようとするものは自由党の政府であり、破壊活動防止法に現実に適応しているのは、この破壊活動防止法を現実に犯しているものは政府であるといふやうな事態の下において、果してこの修正案を全責任を持つて引受けるだけの御覚悟があるかどうか、(動議に反対か賛成か)と呼ぶ者あり) 明らかであります。(大きな責任だと呼ぶ者あり)

その他(民主主義破壊法)と呼ぶ者あり) 先ほどの有線無線放送につきましても答弁がございませぬでした。これは、憲法とこの法律との関係、憲法違反の内容を含んでおるこの法律の重要な点について、修正案の提

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

案者説明がなかつたというのを物語つております。これらは私どもがこの本会議において十分に責任を盡さなかつたというこれは姿であります。こういう審議で、こういう気持で私どもが国民に責任を負うことができるであります。明らかなに否であります。こういう状態において質疑を打ち切り、討論採決をして、国民の反対と輿望に応えることができるかどうか。答へは全く否であります。衆議院は今日の姿において十分の機能を果たし得ないことは、これは私共も残念ながら認めざるを得ない実情でありますから、私共こそが、参議院がその抑制機関としての責任、国会の国民に対する責任を果さなければならんと考えます。この意味において、恐らくは政府案と本質的に変らないと言われる破壊活動防止法の修正案が通るといふことについては、私共の責任として賛成するわけには参りません。国民に対する期待に応える意味において、緑風会が、その提案者の岡部、中山両氏の責任だけでなくして、緑風会全体の責任を負われない意味において、委員会において問題の焦点をつまびらかにし、そして参議院の国民に対する責任を当然果すべきであると考えております。これらは党派を超えて、私は社会党第四控室を代表して立ちましたけれども、党派を超えて緑風会の各議員においてもお考えを願わなければならんことであるし、参

議院全体が考えなければならん重大な点であると考えております。
委員会に差戻すべしという第二控室松浦君からの提案に対して賛成の討論をする次第であります。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎) 鈴木清一君。
〔鈴木清一君登壇、拍手〕
○鈴木清一君 私は労働党を代表いたしました。第二控室提案の委員会差戻しにつきましては賛成の意を表するものであります。(元氣を出せ)と呼ぶ者あり。体が小さいから少し声も小さいかも知れないが、ゆつくり聞いて下さい。(声は大きいはずだ)と呼ぶ者あり。大体この第二控室から出した委員会差戻しの件は、むしろ緑風会から私は出すべきではないかと思つてゐる。(そうだと「その通り」と呼ぶ者あり)ところが残念ながら野党から出さなければならぬということに立ち至りましたことを、むしろ参議院の議員といたしまして残念に思つてあります。(「そうだ」「無駄口言うな」と呼ぶ者あり)すでに本日いろいろ審議を重ねられましたけれども、本会議に直ちに上程しての審議の結果は、(極めて明瞭)と呼ぶ者あり。問うほうも答えるほうも、真にこの重大性を持つた破壊法に対する根本的な精神の解明さえ何らできておらないではありませんか。(できておるのじゃないか「明瞭にできておる」と呼ぶ者あり)勝手個々な解釈と、ただ力関係のみによつて解

決するような安易な法案でないことは、すでに各議員が認めておられることと思つております。総理は、これを実施したならば、必ず実施後において国民が理解するであろうということ言つておる。法律を実施してから後に国民が理解するであらうというような法律を制定しなければならぬほど、少くとも参議院のあなた方は、総理に見られるような低下した知能のかたではありますまい。もつと自主的なあなた方には見識があるはずだと思ふ。それにもかかわらず、立法院で、立法院の議員として作り上げた法律が、実施されて初めて国民に理解されるであらうというようなことをのう／＼と言う総理も、又支持する人たちのまあ実は氣持も知れないと、私は言わざるを得ないのであります。少くとも、この法律がどこに影響し、どういふ結果が生れるかということ、法の真髄を知つてこそ、初めてここに賛否も闘わし、又本當に法律として生ませるべきであるにかかわらず、前提條件として、法律ができ上つて実施されたならば或いは一般の国民に理解されるであらうというやうなことを言つてゐる。然るにかかわらず、先ず野党の諸君がたび／＼申したことはあります。重ねて申しますれば、知識人を中心とするばかりでなく、国民の八〇％を代表いたします公選人諸氏が、各層に亘つた公選人諸氏がはつきりとこれには反対の意を

表しているではありませんか。それに対しては昨日の木村法務総裁のお答へは、公選人は国民一般の代表でなく、東京を中心とする人たちの代表であるというやうなことを言つておられる。誠に不見識なお言葉だと思ふ。それは、若しそうだとすれば、その公選人を呼んだ法務委員会は、法務総裁に何ら抗議することができ得ないのか。少くとも法務委員会において呼ばれた方々は、国民の各層各階の人たちの代表と見ればこそ、呼んでその人たちの意見を参考としたはずである。それにもかかわらず、法務総裁によつてそういうやうなことを言われても、これに一言半句も言えないとしたならば、少くとも参議院の法務委員諸氏の私は信義にかかわる問題ではなからうかと思ふのであります。今日まで、重大な法案であればこそ、二十日に上るべきところを今日までまだお互いが論議しなければならなくなつてゐる。そして又今上程されておりますやうに、これに對します修正につきましても、緑風会の方々が出されたばかりの修正でなく、各会派から修正は出されておつたはずである。然るにかかわらず、これは委員会において直ぐ審議を十分している間がなかつた。直ちに本会議に緑風会の案として上程されたのであります。併しながら、原案に對しましてです。原案の重要性についてもお互いが議論が盡されて

おらないときに、これに對します修正案を出した。それが僅か限られた時間の中において本会議の席上で論議され、而もそれが論議されたあとに一つの決定があつて、国民の前に法律として始められたときに、果してこのことが国民の本當に受け入れべき法律として現われるかどうかということをお考えになられたときに、私は少くとも委員会に差戻して再審議いたしました。そして後に、この問題は、本當に衆議院が、むしろ国会の多数暴力者に對します破壊力をむしろ防止しなければならぬ法案を出そうとさえ考えなければならぬあの衆議院の多数暴圧によつて、何ら審議されることなく廻されたことを是正する参議院の役目といたしましては、少くとも私どもは、本会議でこの重要法案を本日十分言ひ盡されていないのを、なお改めて委員会に差戻して審議してこそ、初めてこの法律の重要性も、総理の言われるごとく国民に或いは実施されたならば納得されて行くかも知れません。併しながら、その意味におきまして私どもは、少くとも委員会に差戻しまして再審議されることに賛成の意を表するわけでありませう。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎) 岩間正男君。
〔岩間正男君登壇、拍手〕
○岩間正男君 日本共産党は只今出されました差戻しの動議に對しまして賛成するものであります。

無論我々は、国民のあらゆる各層が未だ曾て歴史上なかつたような反対を表明してゐるという立場からいたしまして、これの完全なる撤回を要求するものであります。仮にいま一步を譲るといたしましても、この法案の審議は、本日何時開かれましたか。論議を通じて見ましても、甚だ不完全と言わなければならぬのであります。こういう点から考えまして、(「頭が悪いからわからんのだよ」と呼ぶ者あり) 先ず国民大衆のこのようなあらゆる各層が未だ曾てないところの反対を表明してゐるところの法案に対しては、飽くまで国会としましては、この意見を十分に、十二分に取入れまして、慎重審議を続けるというところが絶対に必要であると、こういうふう

に考えるのであります。

第二の理由は、この法案は何ら委員会において結論を得ることのできなかつた、いわば余り今まで例のないような形で本会議に提出されたのであります。而も本会議でこの論議が、質問職が展開されたのであります。この質問職を通じて我々の感じましたことは、全く提案者のこれに対する答弁並びに政府の答弁そのものが、主観的な判断で、或いは独断に満ちてゐる。そして、これを理論的に正しく国民の前に説明するという努力がなされてゐないのではありません。従いまして、このようにことは、本会議の性格から言

いまして、やはり委員会におけるこの一問一答の方式によりまして問題を端的にこれを開明するということが必要だという感じを私は痛感したのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) これが新しい国会におけるところの委員会中心のいわゆる国会運営の本体というものは如何に妙味を持つてゐるものであるか、(「そうだ」と呼ぶ者あり) 如何にこれは審議に當つて重要なものであるかということを、本日の本会議並びに行われてゐるところの委員会の審議と比較することによつて、ますますその性格が明瞭に出されて来たのでございまして、そうして、あのような不完全な答弁を以て、このような重大な修正案が單にここでお祭り騒ぎのような形で通過を見ると、このことは、当然これは我々の了承することはできないこととあります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 従いまして、当然これを委員会に差戻して十分に審議する、そして、その時間がなければ、又問題なのでありますけれども、会期はすでに三十日延長してゐる。時間は十二分に余り過ぎてゐる。(「その通り」と呼ぶ者あり) こういう中におきまして、何故に事を急いで、そしてこれをまるで私生児を生み出すような恰好でこの法案を作り出さなければならぬか。與党並びにこれに関連するような諸君のこれは料簡が疑わしいのである。こういうことは、これは大衆の負託に我々は応えることができない。

第三の理由は、言うまでもなく、この中山修正案なるものは、これは自由党の代案に過ぎないといふことは、先ほど明らかにされた性格であります。(「木村法務総裁が証明してゐるよ」と呼ぶ者あり) 全くこれは自由党と緑風会の野合案だと言つてもいい。(「そう」だ」と呼ぶ者あり) 緑風会は自由党の出店的な役割において、巧みにこれは特審局並びにこれによつて代表される政府をこれは擁護射撃をしてゐる。(「その通り」と呼ぶ者あり) このような馬鹿げた案を我々はこのような陰謀的な形によつて押し進められることに對しましては、国民大衆と共に断固として反對せざるを得ないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 当然これに對して審議をもつと高めて十分にやるべきだといふ、我々は主張する大きな理由を発見するものであります。(「わかたつたわかつた」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

国民大衆云々のその辺に跡次がございまして、私は第四の理由としまして、一体、緑風会の諸君は、或いは自由党の諸君は、国民大衆の意を聞いてゐるのか、(「聞いてない」と呼ぶ者あり) 聞いてないのだ。(「聞いてない」と呼ぶ者あり) 私はこれはちやんとはつきりした明白なる根拠を以て申上げてゐるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) 單に自由党や緑風会の諸君を誣いてゐるのではない。私はこの十日間、国会に陳情に参りました約八千人の陳情者に面会したのであります。これは連日会つた。学生諸君、労働者、婦人団体、文化団体、あらゆる階層の陳情者に、我々は忙しい中を出て参りまして、(「何を言うか」と呼ぶ者あり、笑声) これを案内し、そしてこの前で意見を十分に聞いた。又我々共産党は、けち臭い政見じゃない。利己的な政見じゃない。だから、共産党だけに会つちやまずいから、社会党の諸君にも、又改進黨の諸君にも会いなさい。殊に自由党、緑風会……、殊に緑風会の諸君は、現在、修正案、これ以て民族の運命を握つてゐるような重要な仕事をやつてゐるのだから、この諸君には十分に会つてもらいたい。そこで我々はその代表者を紹介して、緑風会の諸君、自由党の諸君に紹介の勞を惜しまなかつたのであります。遂に自由党の諸君、緑風会の諸君は、ただの一名もこの大衆の前には遂に現われなかつたのである。このような形で何で一体輿論を聞いたといふことになるか。この事実が明らかにこれは緑風会の諸君の性格を暗示してゐるのであります。(「国民が愚いのか」と呼ぶ者あり) 選挙に當つては、お願いします、よろしく頼みます、我々は国民の利益を代表します。(「一票くれ」と呼ぶ者あり) こういうことで頭を下げ、そのときは通つて来たが、さて選挙に當選しますといふと、よくもまあお前たちは騙されたなと、因幡の白兔のようなことをやりまして、(笑声) そうして、あの分厚い壁の中に包まれた、国会の中の赤い絨毯のこの特權的な椅子の中に隠れて、そして、ここにおいて国民の運命、民族の生命を決するやうな重大なる問題を、あの奥にいわゆる国会の伏魔殿といわれるところの控室の中において、これを闇取引の間に事を決しようとする、このような態度が果して許されるかどうかといふことは、(「そうだ、その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) これは国民大衆は、今日この破防法審議を通じて、はつきり目に余るほど見たところの事実であります。こういう形において、(「それは共産党だけだ」と呼ぶ者あり) 運営されてゐる。そして、而も独断と、而も(「而も何だ」と呼ぶ者あり) 自分たちの全く一方的な考えによりまして、このような重大な問題が論議されるというところに、我々は今日国会の危機を見る。果して一体、これらの諸君は誰の一体利益代表ですか。(笑声) 口では国民代表とか何とか言つてゐるが、彼らの、君たちの一体代表する利益、(「何だそれ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 利益代表は何であるかといふことは、はつきりこの法案の審議の中を通じて、我々はその正体を見るのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

第五の理由は、大体提案者の中山君の問題であります。私は昨晩の中山君の提案理由を聞きまして、実は愕然としたのであります。何かこれは一度聞いた演説だなどという感じを深くした。この道はいつか来た道だということ、私は、はつきり感じた。あの句の中には右翼、国粹主義的の匂いがふんぷんとしておるのであります。これは全体主義者だということを言っているが全体主義は天子自身ではないかという感を私は持ったのであります。中山君曾つてこの演壇におきまして吉田総理にどういふことを言つたか。憲法を改正して再軍備をやるべきじゃないかということ、むしろこれは吉田総理に迫つたところの人でなかつたか。ところで提案理由を聞いて見ますと、平和云々というオブラートに巧みにこれを包んでごまかしてあります。(嘘つきじゃないか)と呼ぶ者あり。併しながら我々はどういうような中に、はつきりこの破壊法案、更に今日表明されたいろ／＼な意見の中から、少くともこれは、はつきり我々は、一つの階級的な感覚において、このようなものの正体を我々は見付けたと思ふのであります。そうして、こゝういふようなことは恐らく緑風会全体の一体性格であるかどうか。或いは提案者だけの性格であるかどうか。緑風会の中において中山君の占める位置については我々は何ら知らない。併しながら、少くとも是非々々主義ということを標榜して

参りました緑風会が、このような中山君の性格を、全体の会派の性格……尤も一人一党などと言つているのでありますから、そのところは使ひ分けはうまいのでありますけれども、(笑に使ひ分けはうまい)と呼ぶ者あり。併し、果してこゝういふ形で以て進めることが一体正しいかどうか。これは緑風会の諸君の全体の良識の判断に私はこれを待ちたいところである。

とまれ、とにかくこれは歴史的な問題である。この法案が委員会に差し戻されて、そしてどうのようになりましか、こゝういふことは、はつきりこれは歴史的な責任を負わなければならないところの重大なる問題でありますので、これについては慎重なる諸君のこれに対する善処を要望しまして、私の賛成討論とする次第であります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより松浦清一君外六十九名提出の動議の採決を行います。この表決は記名投票を以て行います。三案を法務委員会に再付託することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕

○議長(佐藤寅次郎) 投票漏れはございませんか……投票漏れはないと認められます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕

○議長(佐藤寅次郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数百九十一票、

白色票六十七票、

青色票百二十四票、

よつて三案を法務委員会に再付託するの動議は否決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票氏名)

六十七名

成瀬 晴治君

重盛 藤治君

門田 定蔵君

千葉 信君

小林 孝平君

三橋 八次郎君

若木 勝蔵君

中田 吉雄君

栗山 良夫君

梅津 錦一君

三好 始君

有馬 英二君

荒木正三郎君

内村 清次君

羽生 三七君

石川 清一君

松浦 定義君

高田 なほ子君

森崎 隆君

吉田 法晴君

深川 榮左エ門君

菊川 孝夫君

岡田 宗司君

河崎 ナツ君

堀木 謙三君

岡村 文四郎君

小笠原 二三男君

木下 源吾君

金子 洋文君

野溝 勝君

須藤 五郎君

岩間 正男君

衆君 傳一君

江田 三郎君

木村 龍八郎君

堀 眞琴君

鈴木 清一君

岩崎 正三郎君

大野 幸一君

上條 愛一君

千田 正君

東 隆君

田中 一君

山田 節男君

齋 武雄君

羽仁 五郎君

矢嶋 三義君

村尾 重雄君

永井 純一郎君

吉川 末次郎君

カニ 邦彦君

島 清君

佐々木 良作君

小林 亦治君

松永 義雄君

相馬 助治君

中村 正雄君

山下 義信君

赤松 常子君

伊藤 修君

三木 治朗君

棚橋 小虎君

波多野 鼎君

原 虎一君

曾根 益君

松浦 清一君

片岡 文重君

仁田 竹一君

藤森 眞治君

藤野 榮雄君

早川 慎一君

野田 俊作君

中山 福蔵君

徳川 宗敬君

常岡 一郎君

田村 文吉君

伊達 源一郎君

館 哲二君

竹下 豊次君

高橋 龍太郎君

高橋 道男君

高瀬 莊太郎君

高田 寛君

高木 正夫君

新谷 寅三郎君

西郷 吉之助君

小宮 山常吉君

楠見 義男君

河井 彌八君

加藤 正人君

柏木 庫治君

加賀 操君

小野 哲君

岡本 愛祐君

岡部 常君

梅原 眞隆君

井上 なる君

伊藤 保平君

石黒 忠篤君

飯島 通次郎君

赤澤 與仁君

赤木 正雄君

結城 安次君

山川 良一君

村上 義一君

森 八三三君

島津 忠彦君

上原 正吉君

岡田 信次君

青山 正一君

中川 幸平君

九鬼 紋十郎君

大矢 半次郎君

郡 祐一君

廣瀬 興兵衛君

楠瀬 常雄君

加藤 武雄君

城 義臣君

植竹 春彦君

山本 米治君

古池 信三君

山縣 勝見君

石川 榮一君

木村 守江君

西山 龜七君

大谷 繁潤君

一松 政二君

深水 六郎君

仁田 竹一君

草葉 隆圓君

徳川 頼貞君

左藤 義詮君

大島 定吉君

黒田 英雄君

小林 英三君

中川 以良君

川村 松助君

寺尾 豊君

溝口 三郎君

三浦 辰雄君

堀越 儀郎君

小野 義夫君

野田 卯一君

重宗 雄三君

大野 秀次郎君

入交 太蔵君

宮田 重文君

西川 甚五郎君

宮本 邦彦君

平井 太郎君

杉原 荒太君

田方 進君

松本 昇君

秋山 俊一郎君

鈴木 直人君

石村 幸作君

長谷山 行毅君

高橋 進太郎君

石原 幹市郎君

堀 末治君

鈴木 恭一君

愛知 授一君

○議長(佐藤岡武君) 先刻の傍聴券のことを申し上げます。先着順の三十は、平素の実績程度に従つて制限したものであります。(「嘘だ」と呼ぶ者あり)その代りに、議員紹介を百枚追加してあります。平素は議員紹介二百四十七、先着順百三十であります。即ち傍聴券発行総数には変わりはありません。(「了解」と呼ぶ者あり)

本日はこれにて延会いたします。次回は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 破壊活動防止法案(前会の続)

一、日程第二 公安調査庁設置法案(前会の続)

一、日程第三 公安審査委員会設置法案(前会の続)

出席者は左の通り。

議長 佐藤 岡武君
副議長 三木 治朗君

議員

藤森 貞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 西田 天香君
中山 福蔵君 徳川 宗敬君
常岡 一郎君 田村 文吉君
伊達源一郎君 館 哲二君
竹下 豊次君 高橋龍太郎君
高橋 道男君 高瀬莊太郎君
高田 寛君 高木 正夫君
新谷寅三郎君 西郷吉之助君
小宮山常吉君 楠見 義男君
木下 辰雄君 河井 彌八君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
加賀 操君 小野 哲君
奥むめお君 岡本 愛祐君
岡部 常君 梅原 眞隆君
井上なつる君 伊藤 保平君
石黒 忠篤君 飯島通次郎君
赤澤 與仁君 赤木 正雄君
結城 安次君 山本 勇造君
山川 良一君 村上 義一君
森 八三二君 島津 忠彦君

上原 正吉君 岡田 恒次君
青山 正一君 中川 幸平君
九鬼紋十郎君 大矢半次郎君
郡 祐一君 廣瀬與兵衛君
楠瀬 常猪君 加藤 武徳君
城 義臣君 植竹 春彦君
山本 米治君 古池 信三君
小杉 繁安君 山縣 勝見君
石川 榮一君 木村 守江君
西山 亀七君 大谷 豊潤君
一松 政二君 深水 六郎君
仁田 竹一君 草葉 隆圓君
徳川 頼貞君 左藤 義詮君
大島 定吉君 黒田 英雄君
小林 英三君 中川 以良君
川村 松助君 寺尾 豊君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
三浦 辰雄君 堀越 儀郎君
小野 義夫君 小串 清一君
野田 卯一君 重宗 雄三君
大野木秀次郎君 入交 太蔵君
宮田 重文君 西川基五郎君
宮本 邦彦君 平井 太郎君
杉原 荒太君 田方 進君
松本 昇君 秋山俊一郎君
鈴木 直人君 石村 幸作君
長谷山行毅君 高橋進太郎君
石原幹市郎君 堀 末治君
鈴木 恭一君 愛知 揆一君
安井 謙君 平林 太一君
長島 銀蔵君 平沼彌太郎君
竹中 七郎君 菊田 七平君
溝淵 泰次君 岡 伊能君
滝井治三郎君 池田宇右衛門君

前之園喜一郎君 駒井 藤平君
林屋龜次郎君 油井賢太郎君
北村 一男君 中山 壽彦君
白波瀬米吉君 岩沢 忠恭君
鈴木 強平君 木内 四郎君
栗栖 越夫君 西田 隆男君
大屋 晋三君 泉山 三六君
黒川 武雄君 横尾 龍君
石坂 豊一君 境野 清雄君
大隈 信幸君 木内キヤウ君
谷口弥三郎君 稻垣平太郎君
成瀬 暢治君 重盛 壽治君
門田 定蔵君 千葉 信君
三輪 貞治君 小林 孝平君
三橋八次郎君 若木 勝蔵君
中田 吉雄君 小酒井義男君
栗山 良夫君 梅津 錦一君
三好 始君 有馬 英二君
荒木正三郎君 内村 清次君
羽生 三七君 紅露 みつ君
石川 清一君 松浦 定義君
松原 一彦君 高田なほ子君
森崎 隆君 吉田 法晴君
和田 博雄君 深川榮左エ門君
岩木 哲夫君 菊川 孝夫君
岡田 宗司君 河崎 ナツ君
一松 定吉君 櫻内 辰郎君
堀木 鎌三君 岡村文四郎君
小笠原三男君 木下 源吉君
金子 洋文君 野澤 勝君
須藤 五郎君 岩間 正男君
兼岩 傳一君 江田 三郎君
木村福八郎君 堀 眞琴君
鈴木 清一君 岩崎正三郎君

大野 幸一君 上條 愛二君
千田 正君 東 隆君
田中 一君 山田 節男君
齋 武雄君 大山 郁夫君
羽仁 五郎君 矢嶋 三義君
村尾 重雄君 永井純一郎君
吉川末次郎君 カニエ邦彦君
島 清君 池田七郎兵衛君
佐々木良作君 小林 亦治君
松永 義雄君 相馬 助治君
中村 正雄君 山下 義信君
赤松 常子君 伊藤 修君
棚橋 小虎君 波多野 龍君
原 虎一君 曾根 益君
松浦 清一君 片岡 文重君

國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君
労働大臣 吉武 恵市君
厚生大臣 野田 卯一君
建設大臣 山崎 猛君
國務大臣 山崎 猛君

政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第一局長 高辻 正己君
刑政長官 酒原 邦一君
法務府換務局長 岡原 昌男君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局長 関 之君
法務府特別審査局長 吉橋 敏雄君
法務府人権擁護局長 戸田 正直君

昭和二十七年七月二日 参議院會議録第六十号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円
(送料別)

発行所

東京都港区区市谷本町一五
電話 印刷部 一五
振替東京一九〇〇 官報部